

85-183

2/10
119

本

店

東京市日本橋區通旅籠町

振替口座一五一五番

電話
八六六
三六〇
三三五
番番番

支店所在

京都市松原通寺町

電話八二一 一三三四
振替七九三一番

大阪市心齋橋筋一丁目

電話三八三 一三三二
振替大阪三八四番

名古屋市本町五丁目

電話一六八番
振替二七六九番

大谷屋旅館

神戸市元町通四丁目

電話一四二八番
振替二三八九番

滋養強壯劑之大王

日本一手販賣



獨逸バイエル會社製

力一ロデー商會

神戸市元居留地江戶町

電話

長三六八番

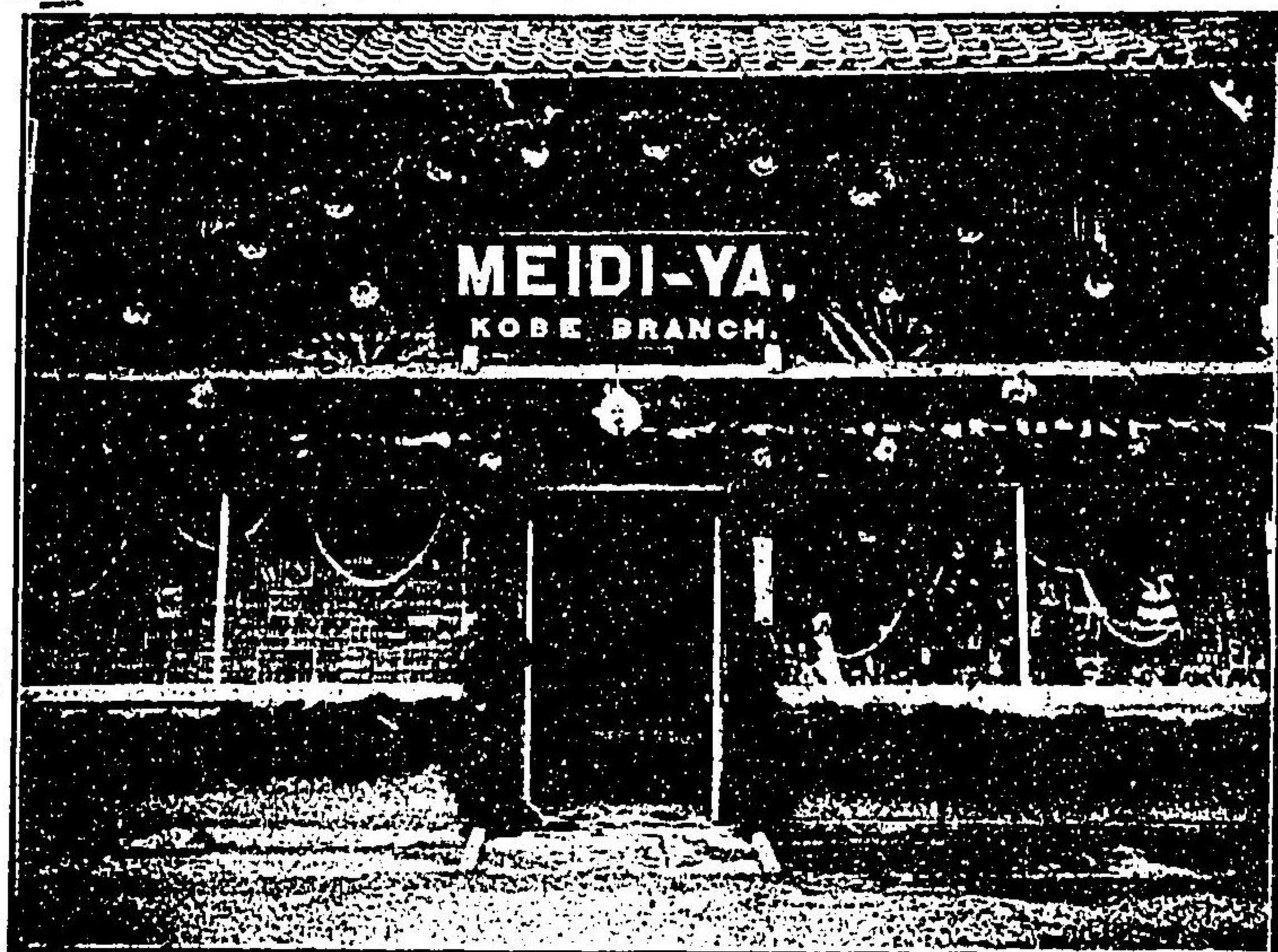
長四三七番

橫濱市山下町七番

洋酒洋食料品洋食器菓子類

直輸入商

キリンビンルー發賣元



九四〇番

五八九番

合名會社

明治屋神戶支店

神戸市元町一通一丁目

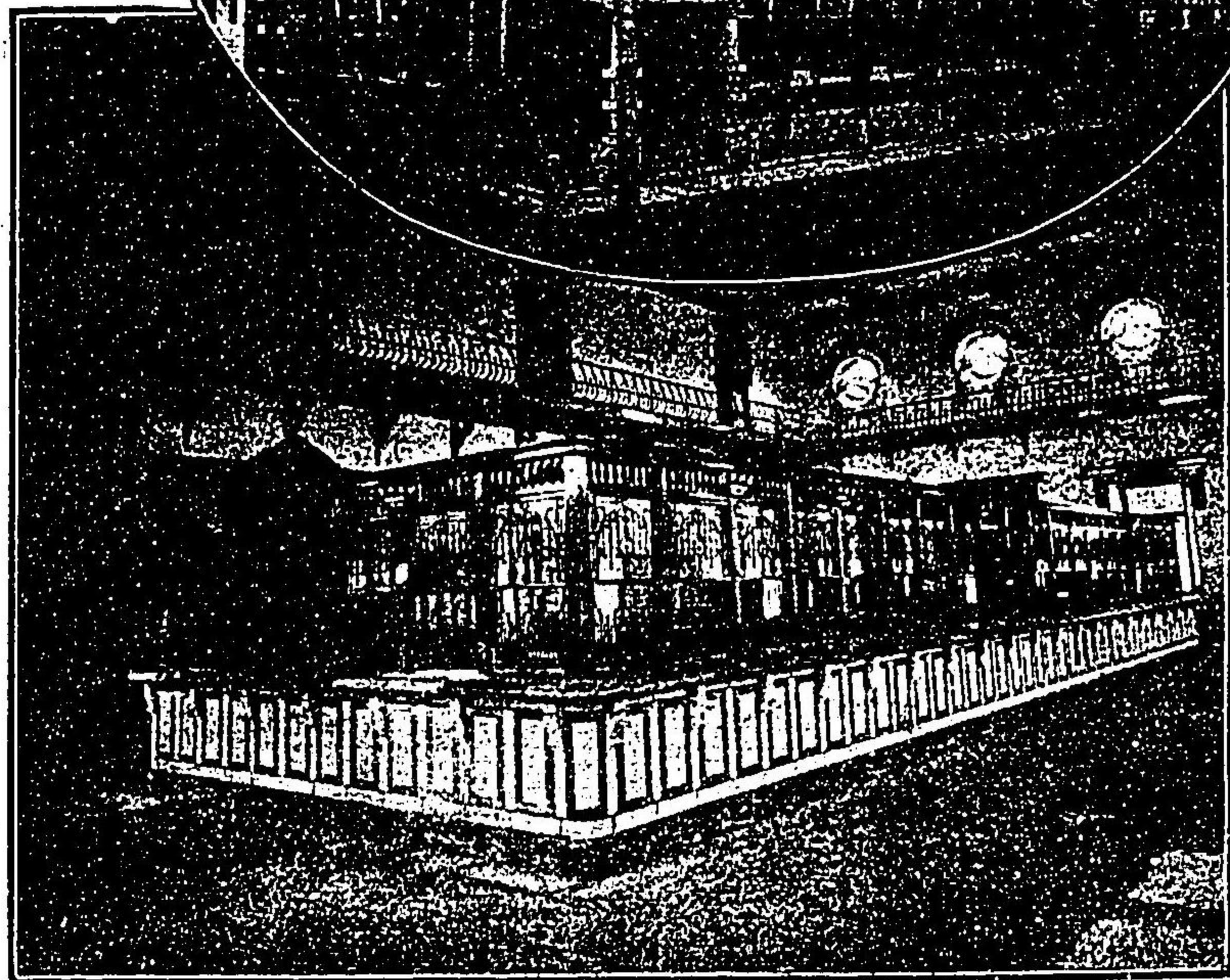
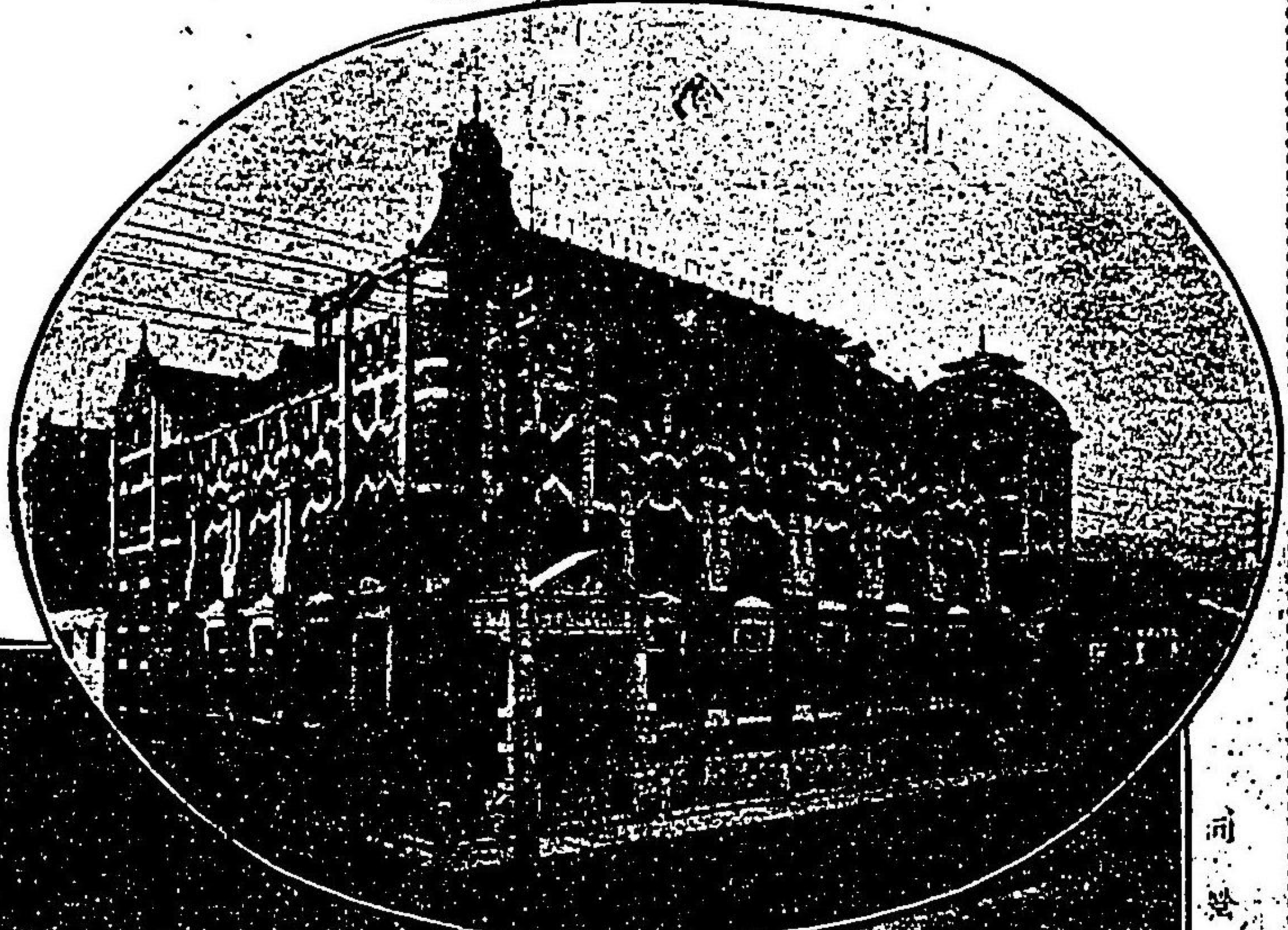
振替口座

東京一〇九六一番

大阪二二〇三番

創 立 明 治 六 年
資 本 壹 千 萬 圓
本 社 東 京 頭 取 男 爵 澁 澤 榮 一

株 式 會 社 一 銀 行 神 戶 支 店



第 一 銀 行 神 戶 支 店
神 戶 市 榮 通 四 丁 目 電 話 一 六 番 一 一 三 九 番
兵 庫 出 張 所 鍛 冶 屋 町 電 話 一 〇 七 番

獨 逸 バ イ エ ル 會 社 製 品

肺 結 核 ノ 特 藥

グ フ ヤ コ ー ゼ

肺 炎 加 答 兒	慢 性 氣 管 支 加 答 兒	肋 膜 炎	肺 結 核
-----------	-----------------	-------	-------

室 內 消 毒 劑

ア ウ タ シ

日 本 室	瀉 船 ノ 室 內	馬 車 瀉 車	木 箱 又 ハ 籠 箱 器 物	引 キ 起 シ	轉 地 又 ハ 避 暑	衣 服
-------	-----------	---------	-----------------	---------	-------------	-----

輕 收 歛 性 ル ア 營 養 品

小 兒 ノ 營 養 品	夏 季 下 痢	慢 性 腸 胃 加 答 兒	赤 痢	腸 壁 扶 斯
-------------	---------	---------------	-----	---------

卓 絕 ノ 營 養 品

ソ マ ト ー ゼ

貧 血 者	胃 弱 病 中	一 般 病 中	產 後 衰 弱	神 經 衰 弱	肺 結 核	虛 弱 ノ 人 及 小 兒
-------	---------	---------	---------	---------	-------	---------------

無 害 卓 越 ノ 解 熱 藥

ア ス ピ リ ン

腰 痛	齒 痛	健 麻 斯	肋 感 神 經 痛	頭 痛	イ ン フ ル エ ン ザ	感 冒
-----	-----	-------	-----------	-----	---------------	-----

最 良 ノ 鐵 藥

鐵 質 ソ マ ト ー ゼ

婦 人 病	虛 弱 者	貧 血 者	肺 結 核	神 經 衰 弱
-------	-------	-------	-------	---------

腸 加 答 兒 特 効 藥

タ ニ ン ゲ ー ン

乳 兒 又 ハ 小 兒 下 痢	神 經 性 下 痢	慢 性 腸 加 答 兒	急 性 腸 加 答 兒
-----------------	-----------	-------------	-------------

創立

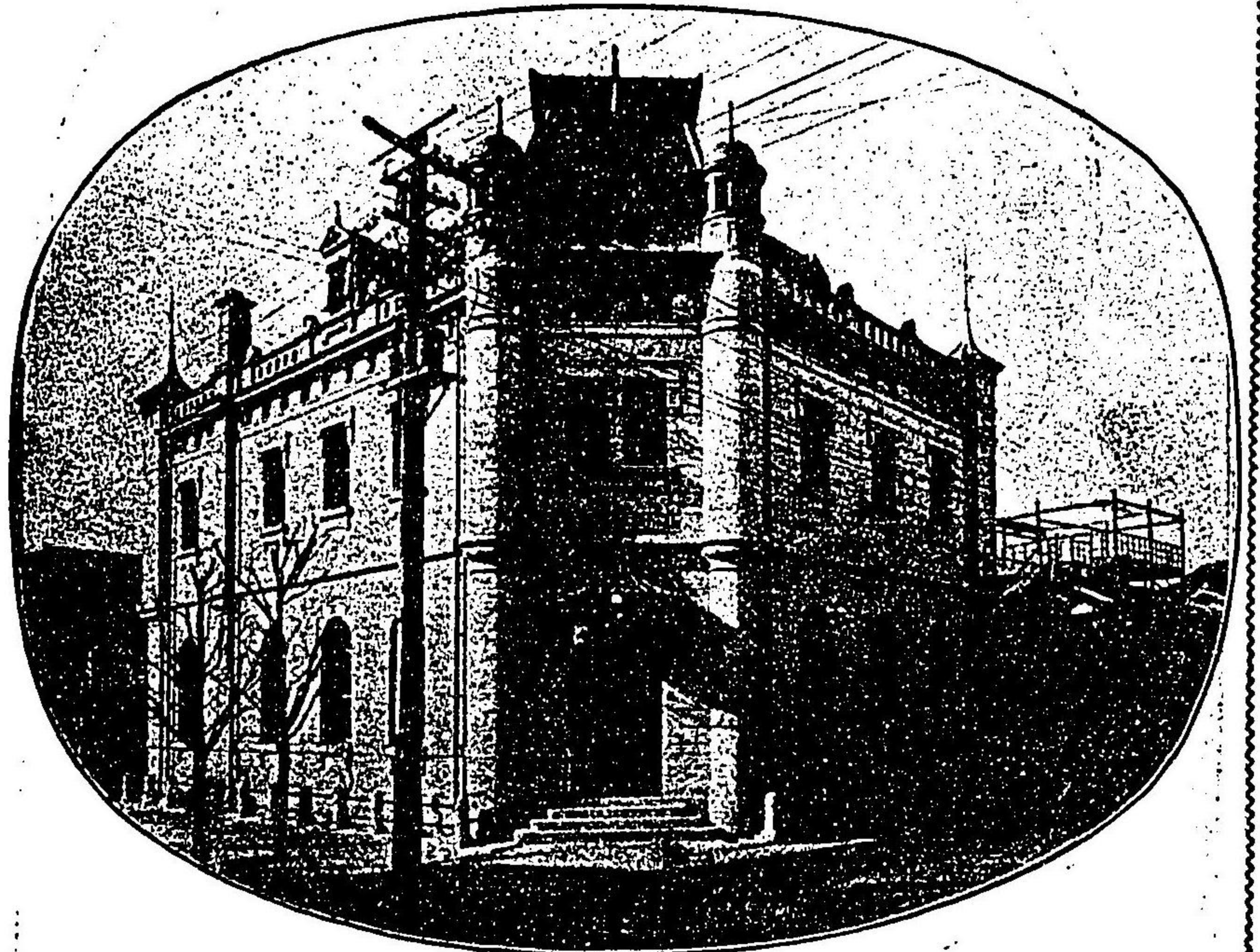
明治十一年

資本金

五百萬圓

積立金

百參拾萬圓



店支戶神行銀四十三第社會式株

行銀四十三第

目丁三通町榮市戶神

庫 兵

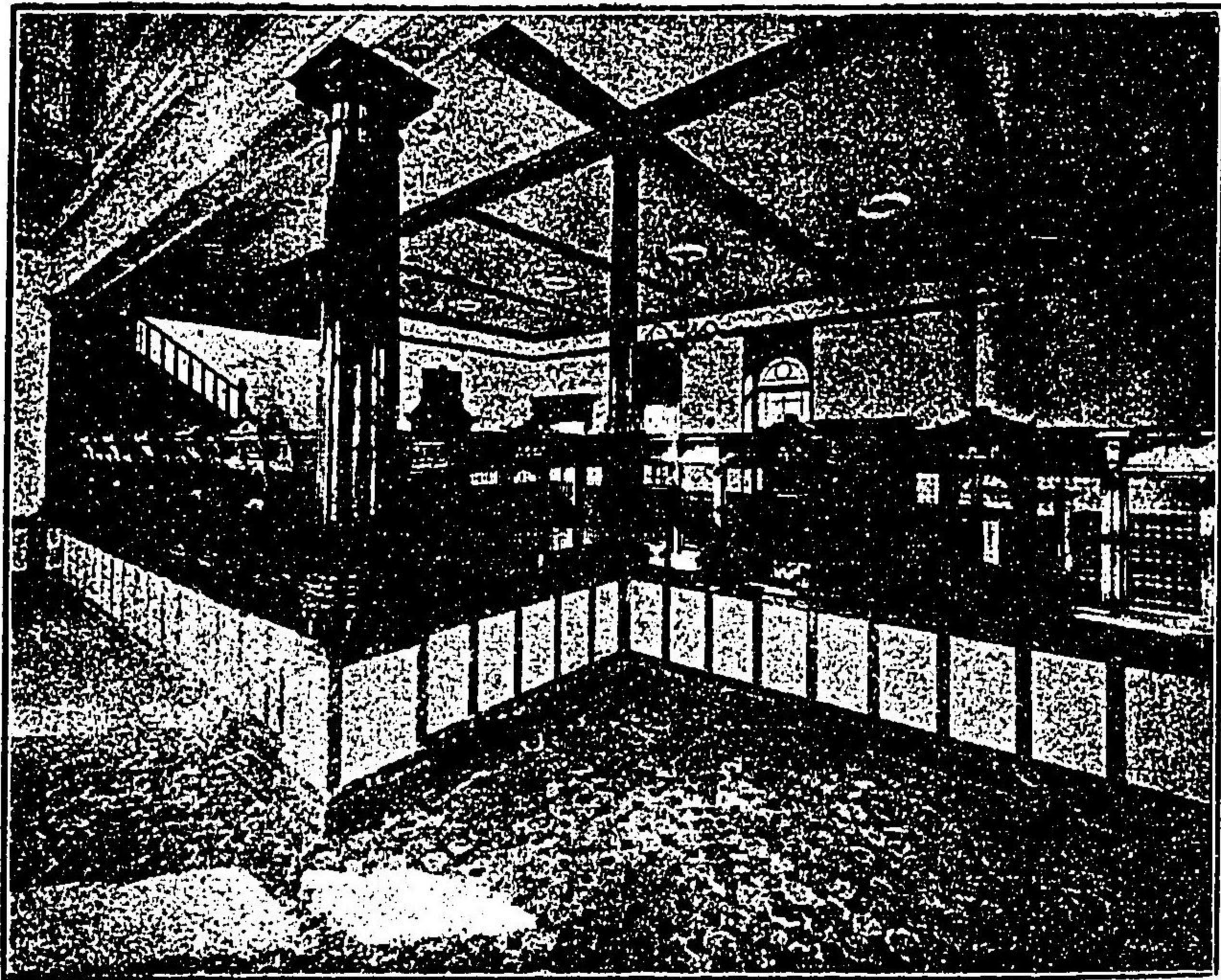
町 屋 物 小

本店

大阪

高麗橋

四丁目



部 業 營 同

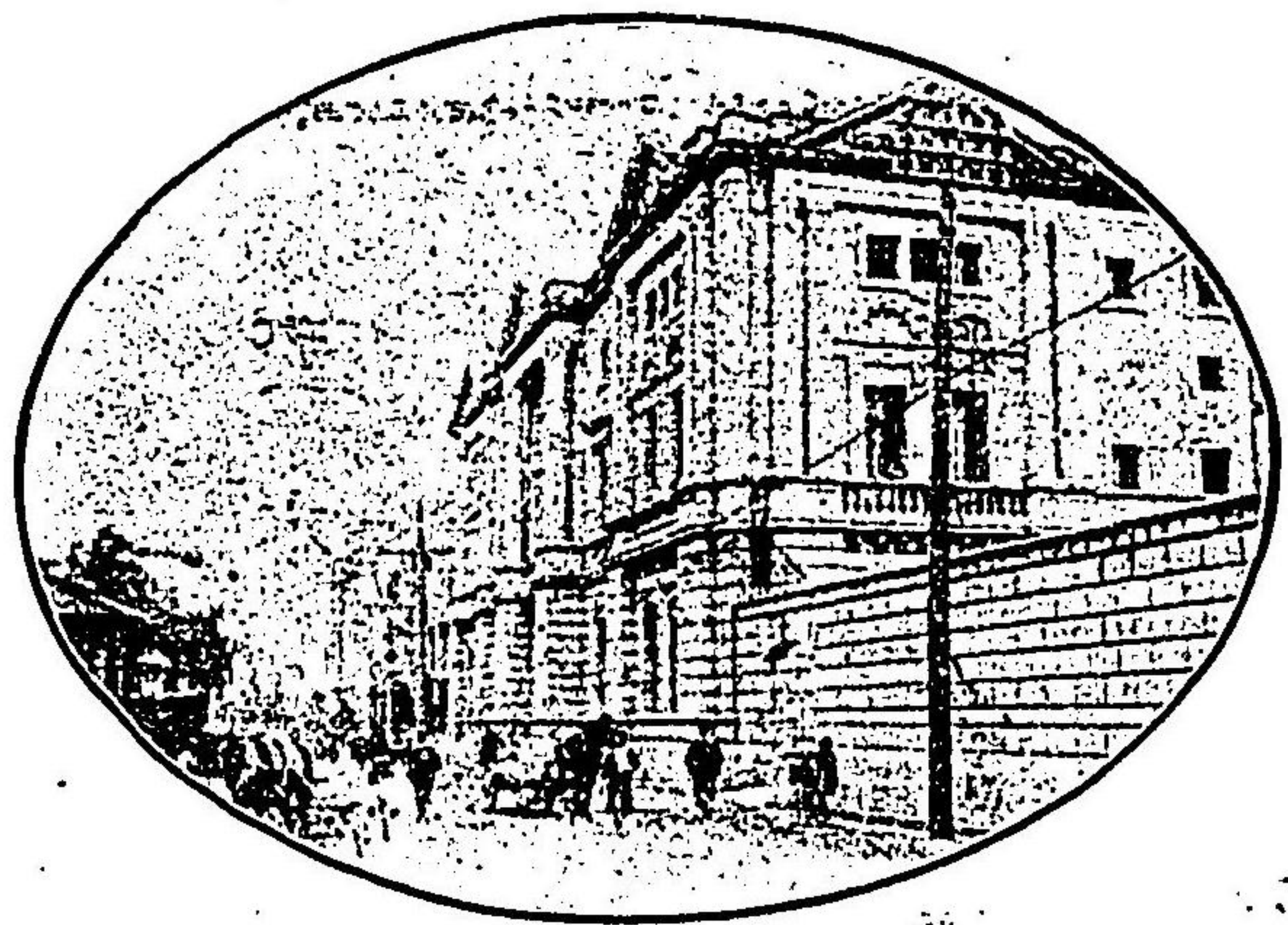
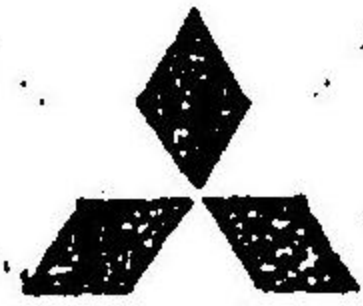
店 支 戶 神

番一三六一 番三七三 番九九七長話電

店 支

番四九五話電

0 MITSUBISHIGINKO, KOBE BRANCH.



店支戸神行銀菱三

東京市麴町區八重洲町二丁目一番地

三菱合資會社
銀行部

電話本局三二番
電話本局八二二番

神戸市相生町一丁目

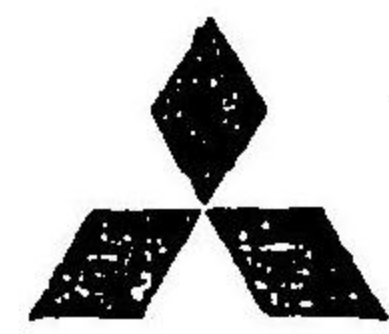
神戸支店

電話本局七四番

同市島上町七十八番屋敷

兵庫出張所

電話本局六一七番



神戸三菱造船所

營業種目

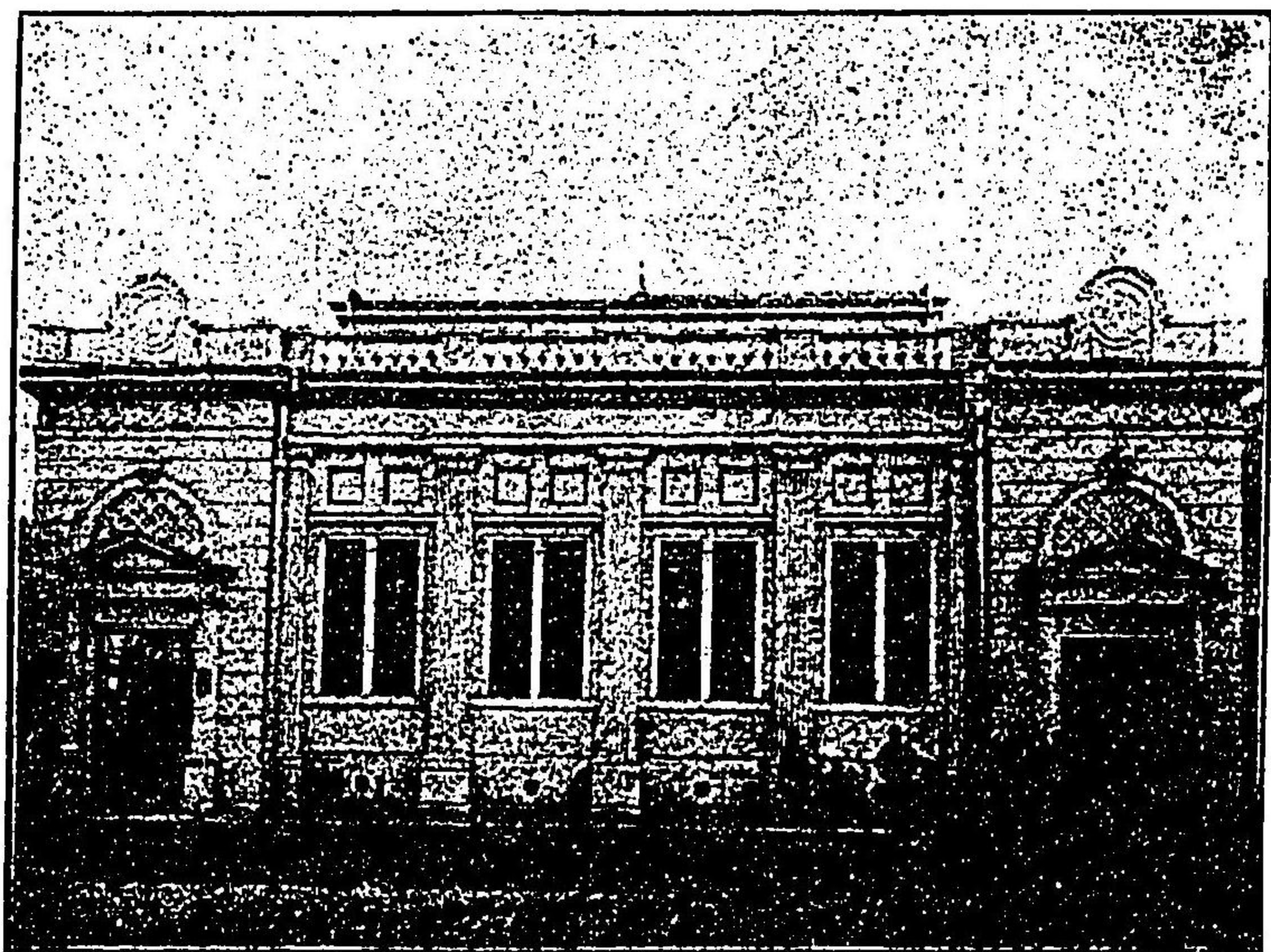
船舶、汽機、汽鐘、製造及修理、發動機、電動器
變壓器、配電器、パイン式スチームタービン
及直結發電器、汽機脚筒、電動タービン脚筒、起
動機、捲提機、鑛山用諸機械、各種鑄造物製造

浮船渠 七千噸
浮船渠 一萬二千噸

電話

長長
九六三番
一八〇三番
九三三番

積立金 資本金
 圓萬百四 圓萬百壹



神戶市榮町通一丁目


住友銀行神戶支店

(電話長四四番 一四八番 一四〇番)

神戶市兵庫町通一丁目

住友銀行兵庫支店

(電話一六五番)

MITSUMI  GINKO

神戶市榮町通三丁目

三井銀行神戶支店

(電話二番、一四四番)

資本金 五百萬圓

東京市日本橋區駿河町

合名會社 三井銀行

積立金 壹千五百拾萬圓

支店

大阪、京都、橫濱、
 名古屋、廣島、大津、
 和歌山、長洲、小樽、門司

大阪商船株式會社專屬荷扱

合資會社

富島組神戸支店

- ▲陸軍運輸部指定荷扱人
- ▲神戸税關貨物取扱特許人
- ▲阪神間曳船運送取扱
- ▲海陸運送取扱

▲本店

大阪市北區富島町

兵庫出張所

兵庫島上町
電話一九〇三番

神戸市海岸通三丁目九番地
電話長五六七番

商船積御貨物何卒 藥店御用命上候

大阪商船株式會社

創立 明治十七年五月

資本金 壹千六百五拾萬圓

社債 參百五拾萬圓

所有船舶 一百十隻

總噸數 一万九千六百噸

航路延長 二 万 哩

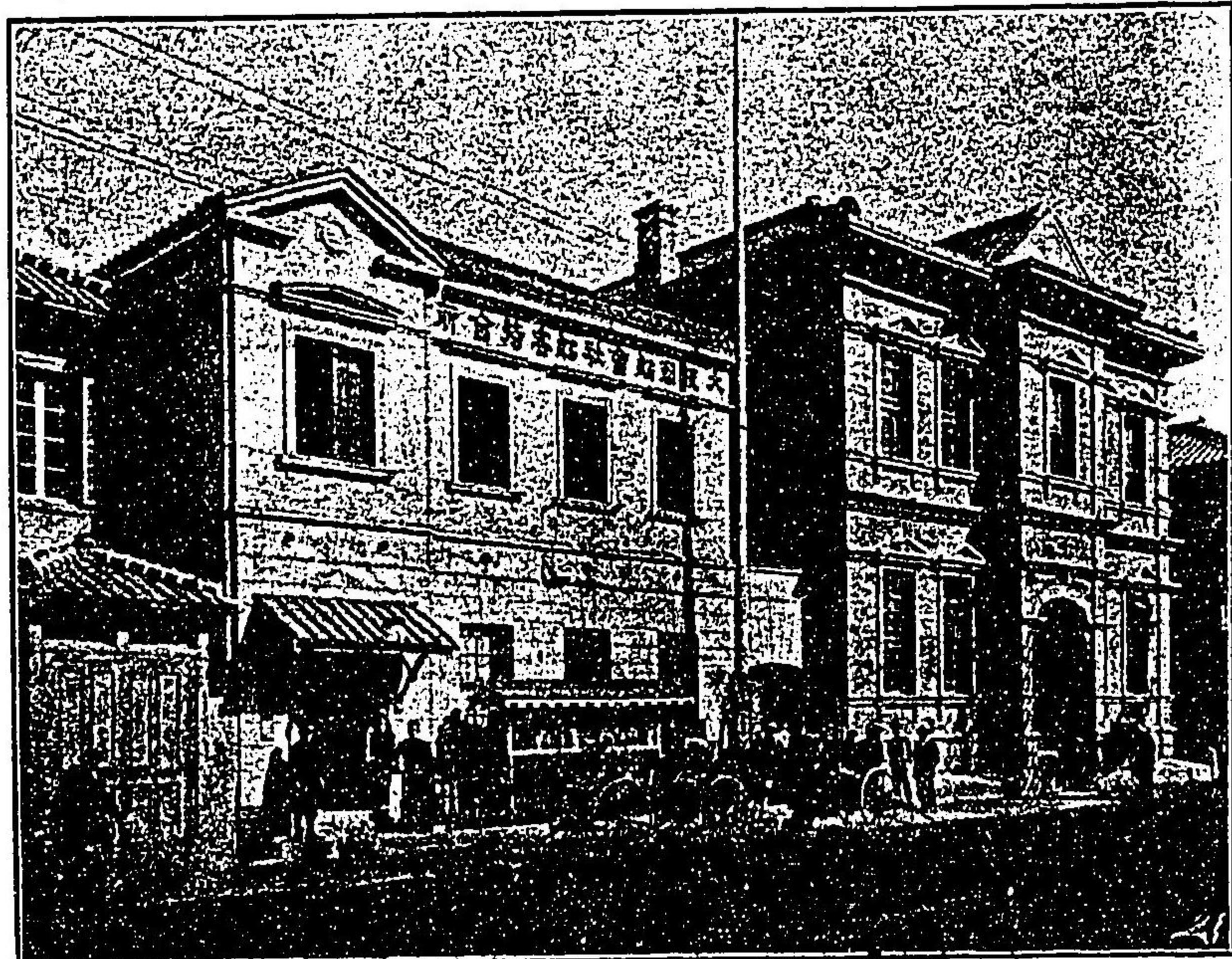
本店 大阪市北區富島町

社長 中橋德五郎

神戸支店長 岡田澄太郎

電話一七二番

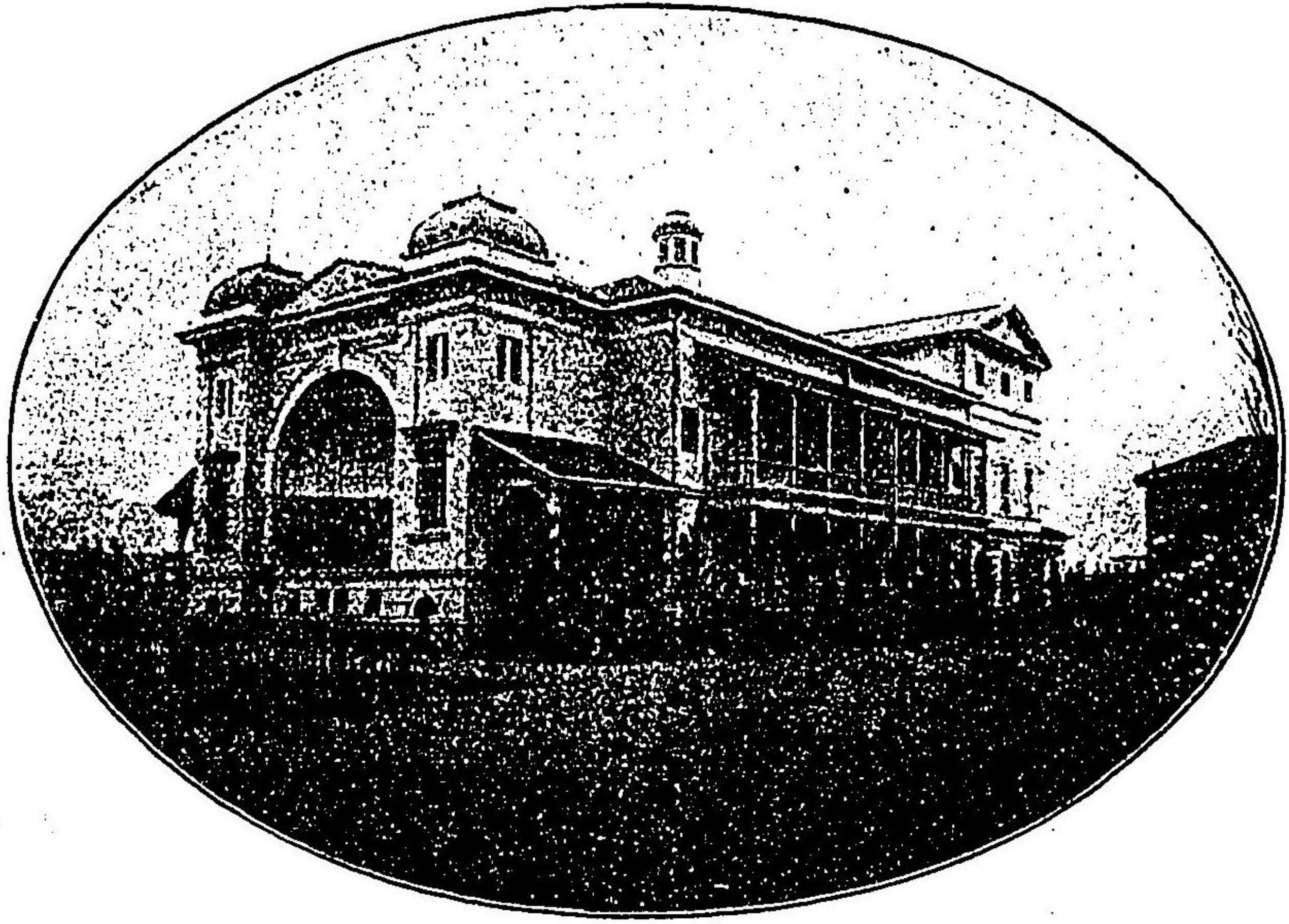
本社ハ内外各樞要ノ地ニ支店、出張所及
ビ代理店アリテ鄭寧ニ旅客、貨物ノ取扱
ヲナス



大阪商船株式會社神戸支店

神戸市海岸通三丁目 電話一三一六一番 一三二二番

鐘淵紡績兵庫工場音樂堂



鐘淵紡績社會兵庫工場



創立明治二十二年
 資本金 壹千四百萬圓
 總錘數 貳拾貳萬餘本
 職工 約一萬五千人
 製產品 綿糸、綿布、絹糸、瓦斯糸
 兵庫工場 東尻池村
 長電話 二八二八
 一八一八
 四九三五
 職工約四千人
 力織機百臺
 錘數六萬餘本

支店全國各地二十一、工場數十五

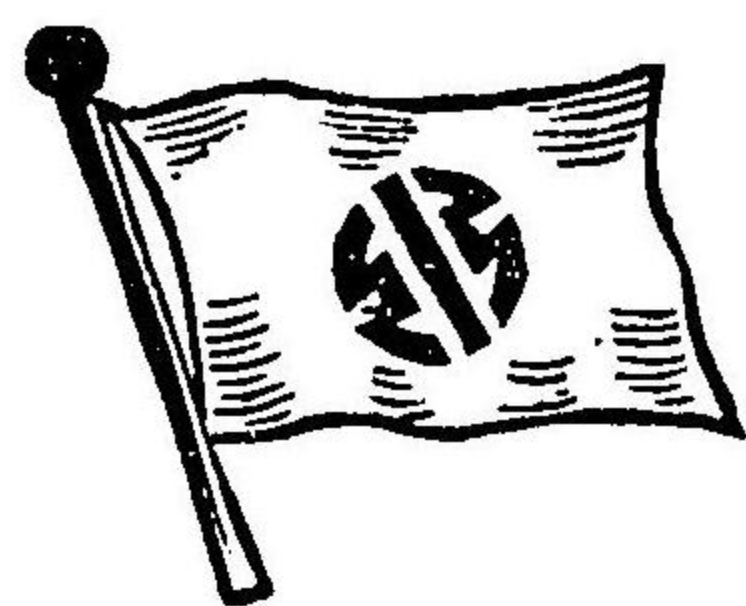
東京本店 東京向島

營業部 神戶市兵庫東尻池村

支店所在地

神戶市兵庫東尻池村	肥後國熊本市
大阪中島	豊前國中津町
河內國住道村	筑前國福岡市
淡路國洲本町	
筑後國大牟田町	京都都市
同久留米市	播州高砂

第五回國內勸業博覽會名譽金牌受領



營業種目

艦、船製造並修繕、汽機、汽鐘、汽關車、汽車々輛
車輪、客貨車、電車、鑄鋼、鑄鉄、鑄山用諸機械、
カーナスタービン、宮原氏水管式汽鐘、水道鐵管及
瓦斯管等

株式會社

神戸市東川崎町

川崎造船所

電話
長八五六(重役室) 一三六二(機械課)
一五一(庶務課) 一六七七(會計課)
六三三(造船課) 一六七七(倉庫課)

株式會社 川崎造船所兵庫分工場

神戸市兵庫東尻池村電二四番

株式會社 川崎造船所大連出張所

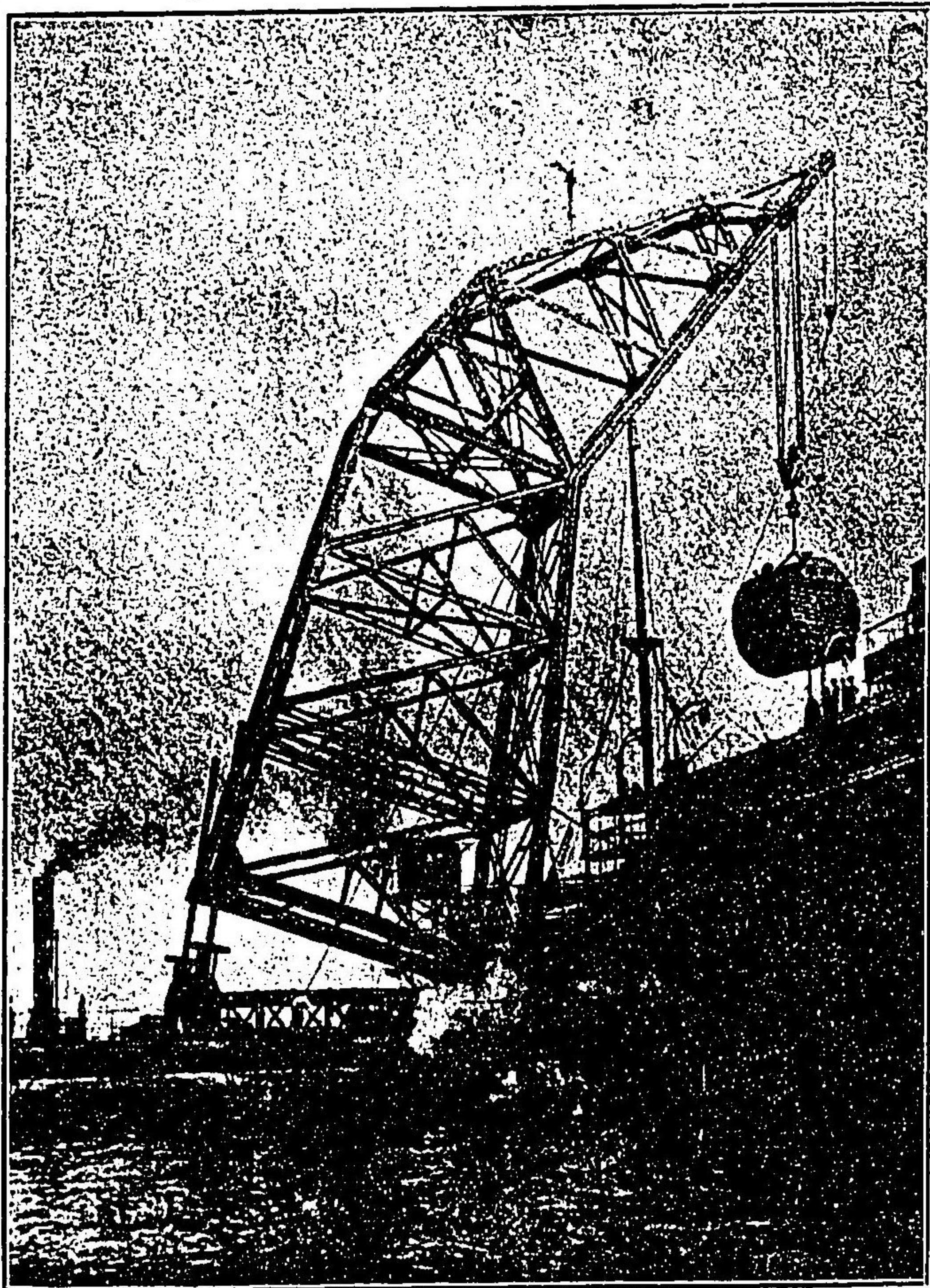
清國大連濱町

營業種目

○製鉄工場
最新式ノ機械ヲ以テ英國ロイド會社檢査合格品ポールト並ニ「リベット」各種ノ製造

○製材工場
板子、甲板材、客車、貨車用材、建築用材、サチ板、其他各種板類製造販賣

○道具工場
パイト類、タツブ、フライス、螺狀罐リーマー、螺子切駒タガチ類、鑢ハンマー其他工具類一切



川崎造船所内起重器

浮動起重器重量二百噸

明治四十一年十月新設

ヲ縫裁ンシミ .ハニ客願 .ンシミーガンシ
 練習テニ餘月ケ一々僅ハ縫裁ノ切一シ授教テニ料無

神
 戶
 支
 部
 販
 賣
 部

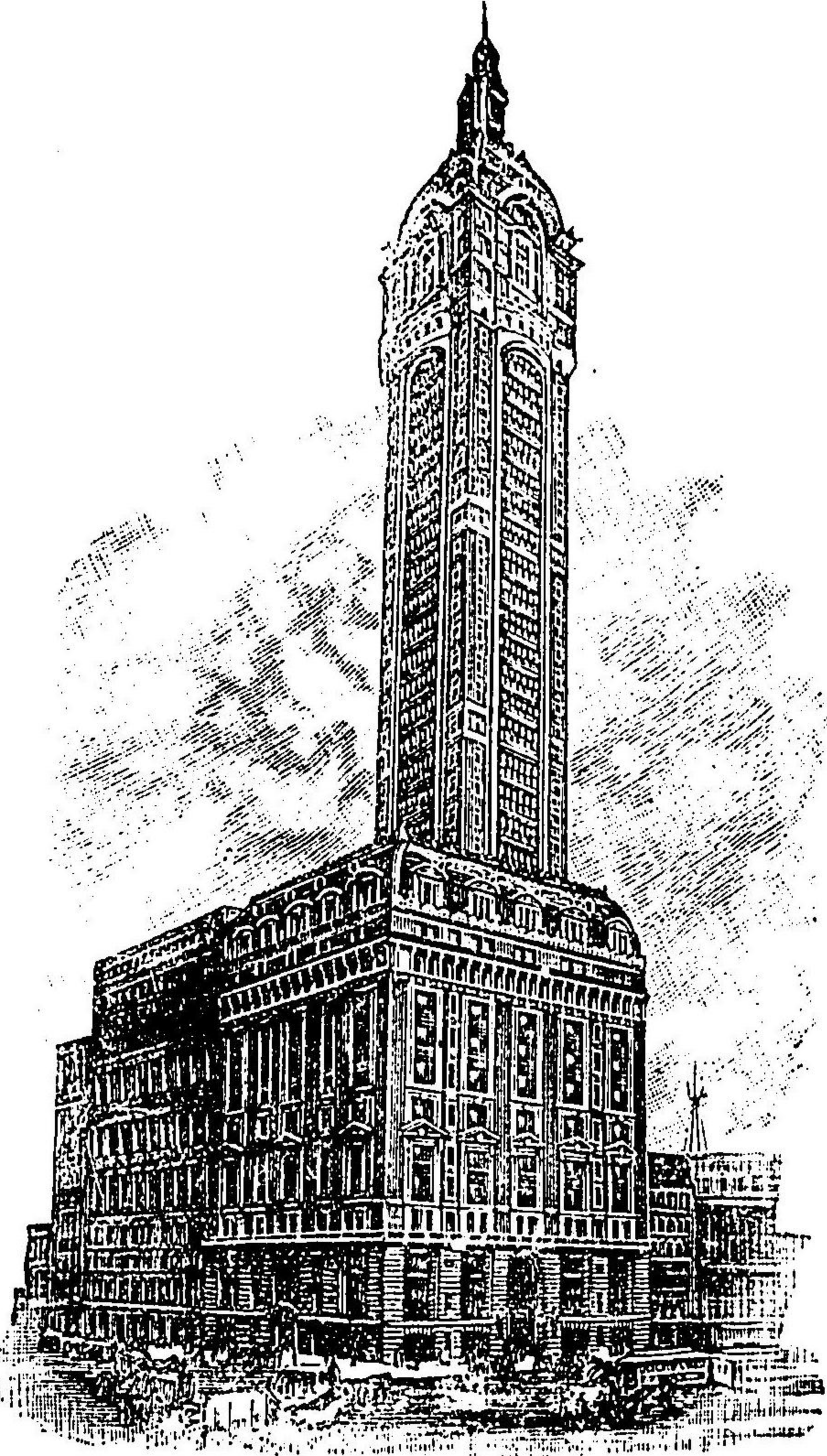


シン
 ガ
 ミ
 シ
 ン
 裁
 縫
 機
 械
 會
 社

角切踏番二通狹長北市戸神

塔高之一界世

(餘町一我ヲ即)呎二十百六サ高
 階一十四家建



日本神戶中央店所在地 神戶市明石町三十八番館

米國シンガミ
 裁縫機械會社
 ハ世界何レノ都市ニモ分支店アリ

設立 明治十一年
 資本金 壹百萬圓
 諸積立金 四拾四萬圓

神戸市兵庫戶場町



株式會社

第六十五銀行

特電話一〇六番
 支配人用電二二〇番

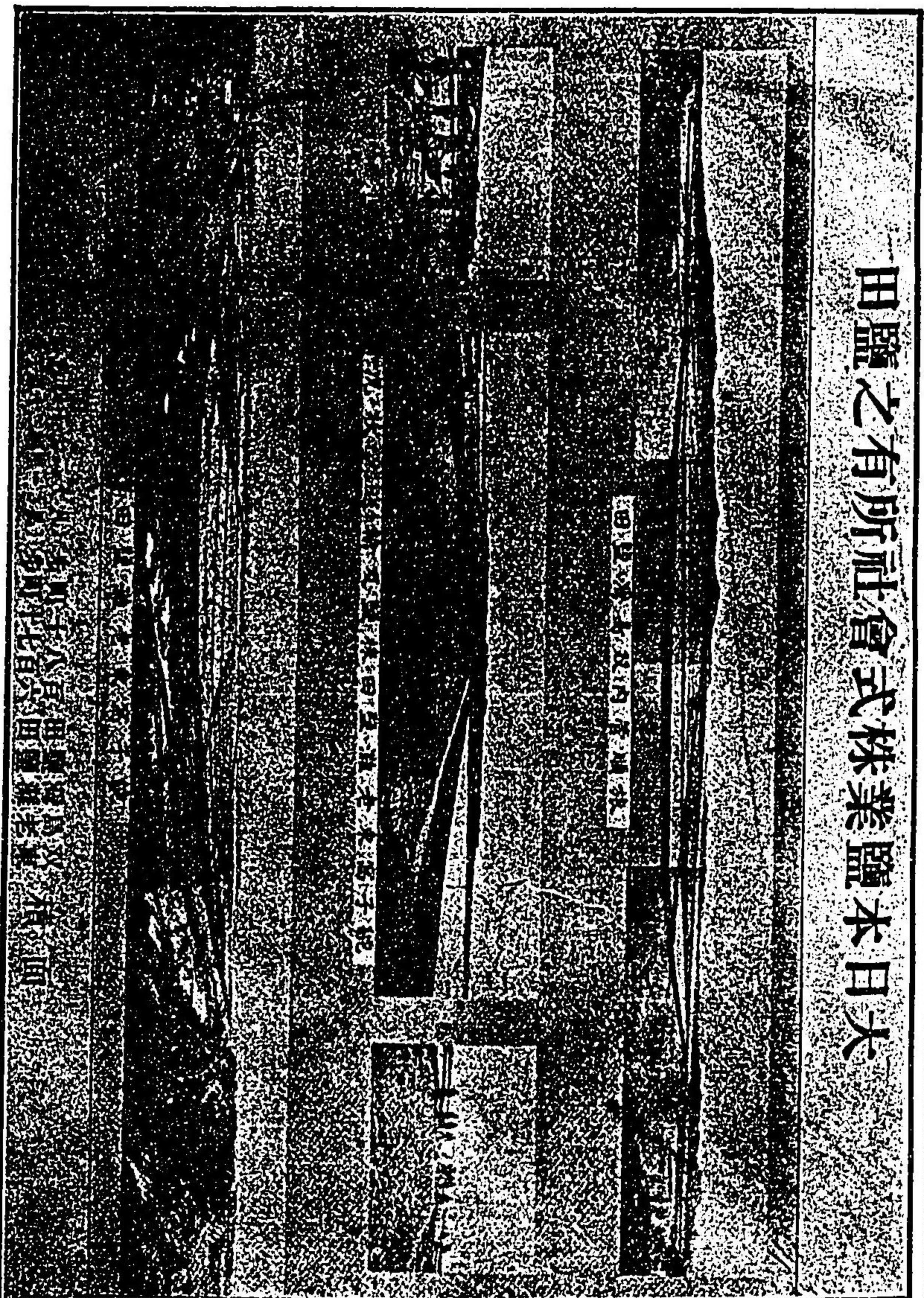
株式會社

第六十五銀行出張所

神戸市多聞通三丁目楠社前角

電話 二九六番

關東州塩直輸入元

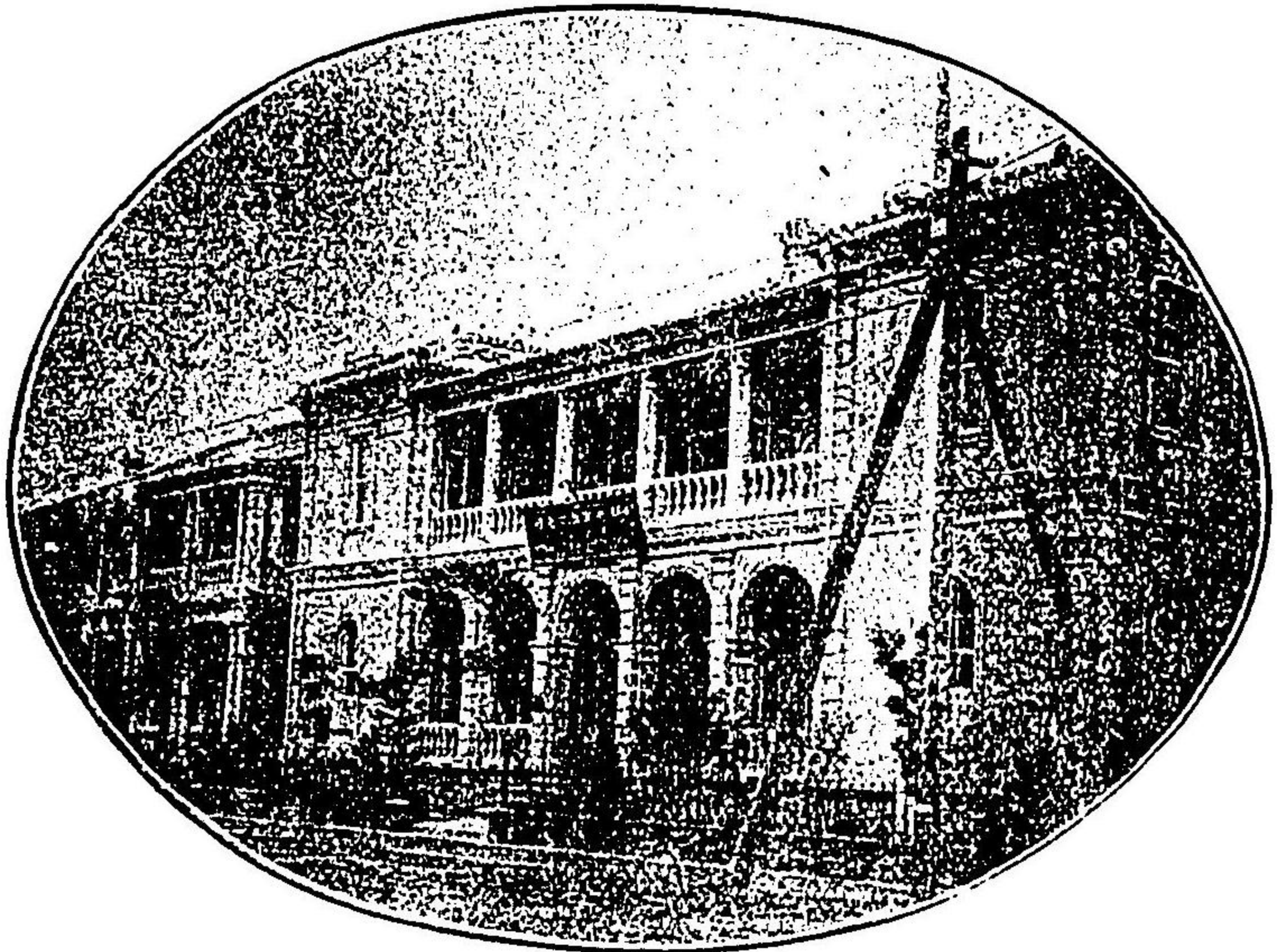


大日本鹽業株式會社有所之鹽田

設立明治三十六年 資本金貳百萬圓

神戸市榮町三丁目(第一四八)

店支戶神社會式株船郵本日



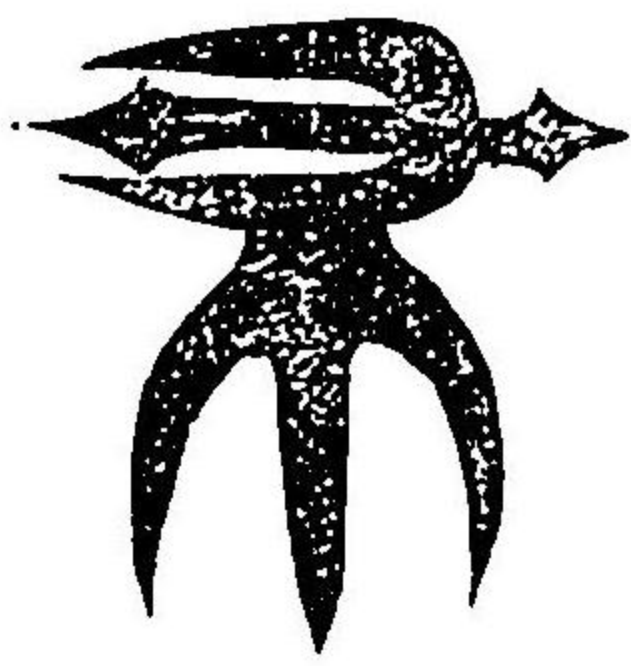
〇五一 八五 九〇四 八二〇一長電 目丁一通岸海市戶神

創立 明治十八年三月
資本金 貳千四百萬圓
東京市麴町區有樂町一丁目

日本郵船株式會社

社長 近藤廉平
支店長 神戶 谷井保

所有漁船 九十二艘
總噸數 三十四萬噸
各主要處ニ支店代理店アリ



岸本銀行

本店	湊町二丁目	電話	四一五
南支店	北仲町	電話	三三四
西支店	三川口町三丁目	電話	二二二八
湊東支店	多聞通六丁目	電話	七三三
葺合支店	小野柄通六丁目	電話	八八四
神戸支店	元町四丁目	電話	四六〇



多田化學製品所長多田兵造氏

多田化學製品所

神戶市兵庫上澤通六丁目三番邸

營業課目

礦物性顏料	レキ顏料	陶磁器顏料	漆器用顏料	護謨製品用藥品	燐寸製造用藥品	其他工業藥品
-------	------	-------	-------	---------	---------	--------

神戸合同化學試驗所

三星堂藥局主

熊田佐一郎

多田化學製品所主工學士

多田兵造

○本所事業

- 一 鑽石及鑛泉ノ鑑定分拆
- 一 肥料及土壤ノ分拆
- 一 飲食物ノ衛生的試驗
- 一 化學工業ニ關スル諸般ノ相談及委囑研究
- 一 化學製品ノ鑑定分拆
- 一 藥品ノ試驗
- 一 工場其他建築物ノ衛生的試驗

○申込所

第一部 神戸市元町六丁目百三十四番邸

第二部 神戸市兵庫上澤通六丁目三番邸

第三部 神戸市兵庫江川町六十八番邸

營業
目業

樟腦、樟腦油精製、樟腦薄荷腦、薄荷油、魚油輸出版
賣、砂糖、米利堅粉、輸入販賣及ビ鑄鐵、鍛鋼、銑鐵、
鑄物マリエアル式銑製、諸器械製造

神戸市榮町通三丁目七番地

合名
會社
鈴木商店

電話長一〇七五番 長二三六番

關東酸曹肥料株式會社

關西總代理店

工場

神戸市葺合町	樟腦製造所
神戸市旭通四丁目	樟腦製造所
神戸磯上通四丁目	薄荷製造所
神戸雲井通五丁目	精製樟腦製造所
神戸北本町丁目	魚油精製所
神戸脇濱町二丁目	鋼製所

神戸建築工務所

家屋建築、設計、監督、鑑定

顧問ノ依頼ニ應ズ

神戸市下山手通六丁目七十六番邸

電話

一六七一番

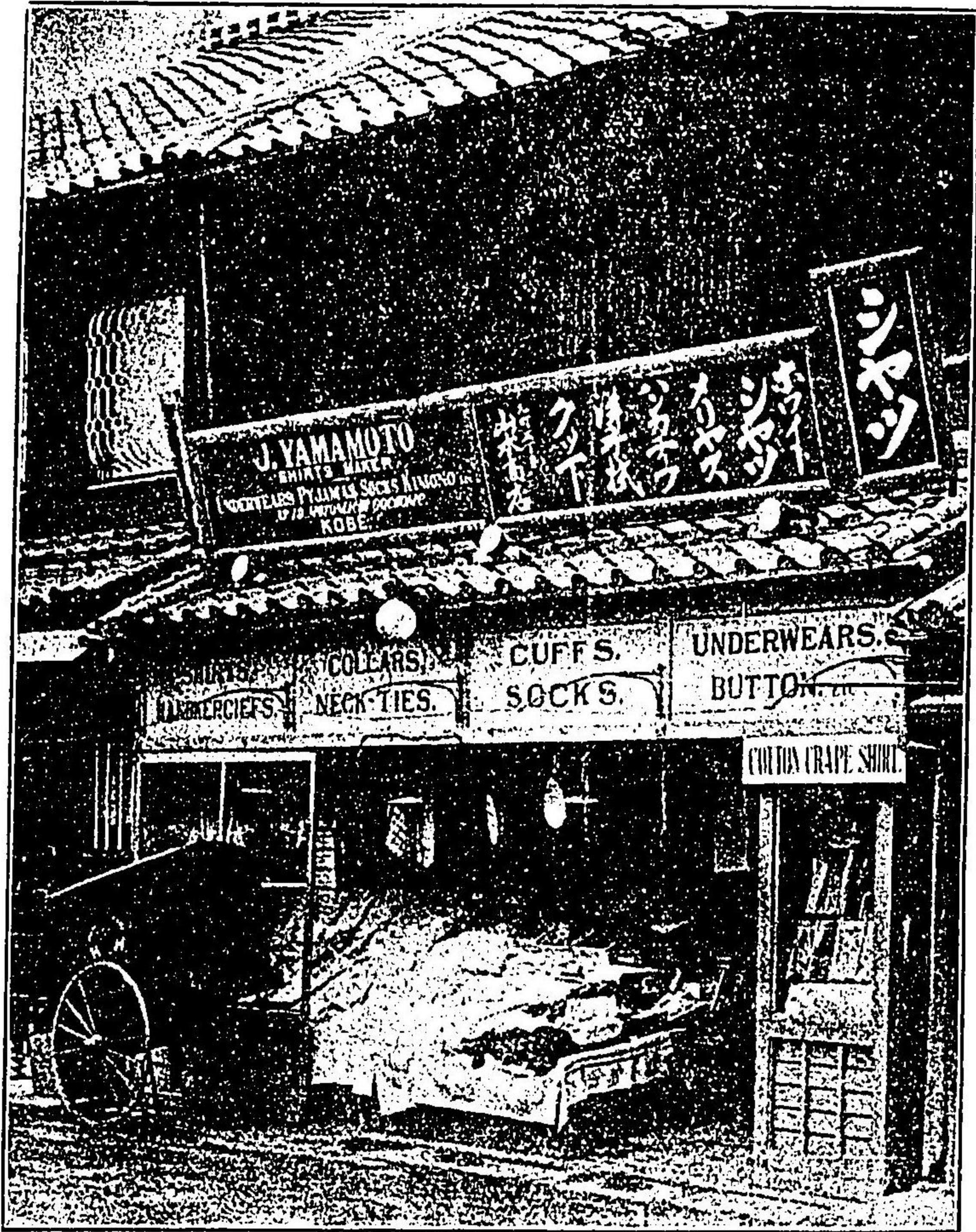


神戸建築工務所代表

代表員 氏

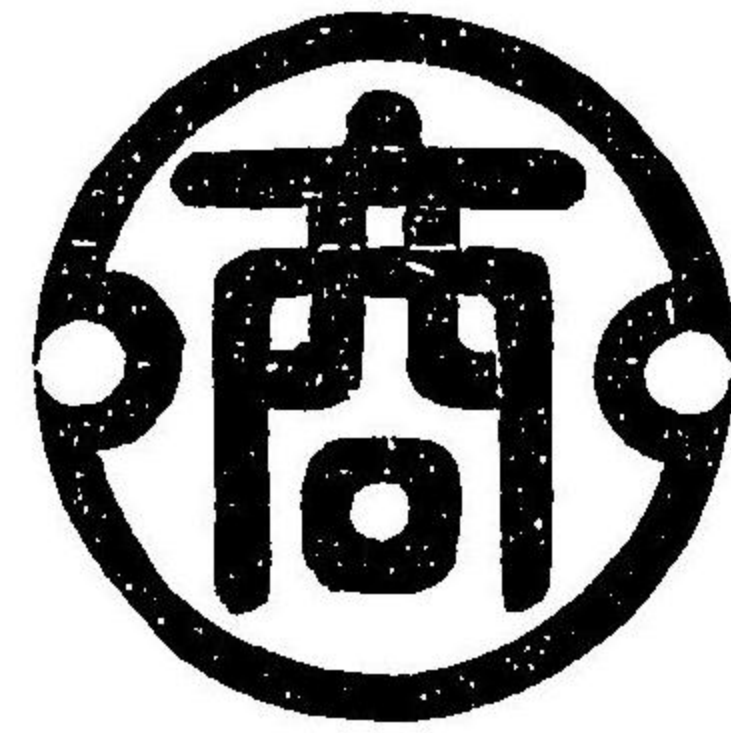


メリスヤ。シヤツ。雜貨



山本甚吉商店

資本金貳百萬元



株式會社

日本商業銀行

銀行一般ノ業務精々御便利ニ取扱申候

本店 神戸市鍛冶屋町 電話 長一六九一
一六五〇

門司支店 門司市本町 電話 長六番

小樽支店 北海道小樽區色内町 電話 七三九
七二六

岩國支店 山口縣周防國岩國町

柳井津支店 山口縣周防國柳井津町

長崎支店 長崎市本下町 電話 長二〇五
六三二

元町支店 神戸市元町通一丁目 (元郵便局跡) 電話 長五三一番

關西醬油界之逸品

播州龍野町

菊一醬油社會釀造特約問屋



神戶市兵庫島上町

丸山藤介

設立明治二十九年 資本金壹千萬圓



營業種目

各種毛織物、毛綿糸、混合糸
綿糸製造販賣及原料羊毛販賣

神戶市兵庫西出町

日本毛織株式會社

電話六二四番

工場

播州加古川町

電話明石 一五七番

出張所

東京日本橋區檜物町

電話一八九六番

出張所

清國天津日本租界榮街百六十五號地

乾 鯉 鷄
物 節 卵
屋 全 間



目丁四町生相市戶神

店商茂木三

番三九六話電

圓 萬 百 壹 金 本 資

川 湊 戶 神



營業種目

魚鳥蔬菜果實等ノ定市場
魚鳥蔬菜果實乾物其他食料品ノ委託販賣

社長 秋山恕郷

荷揚場

鮮魚、鹽干魚類

兵庫 兵庫 兵庫
宮前町 松屋町 新川切戸町濱

二五七長話電
チイ○號略信電
(〇七九〇一) 幣振便郵
座日金貯

藥 品
化 粧 品
文 房 具
寫 真 機
運 動 器



丸 善 商 店

神 戶 市 元 町 通 一 丁 目
電 話 特 一 三 番

店 主 丸 屋 七 郎

振 替 貯 金 口 座 四 七 四 九 番



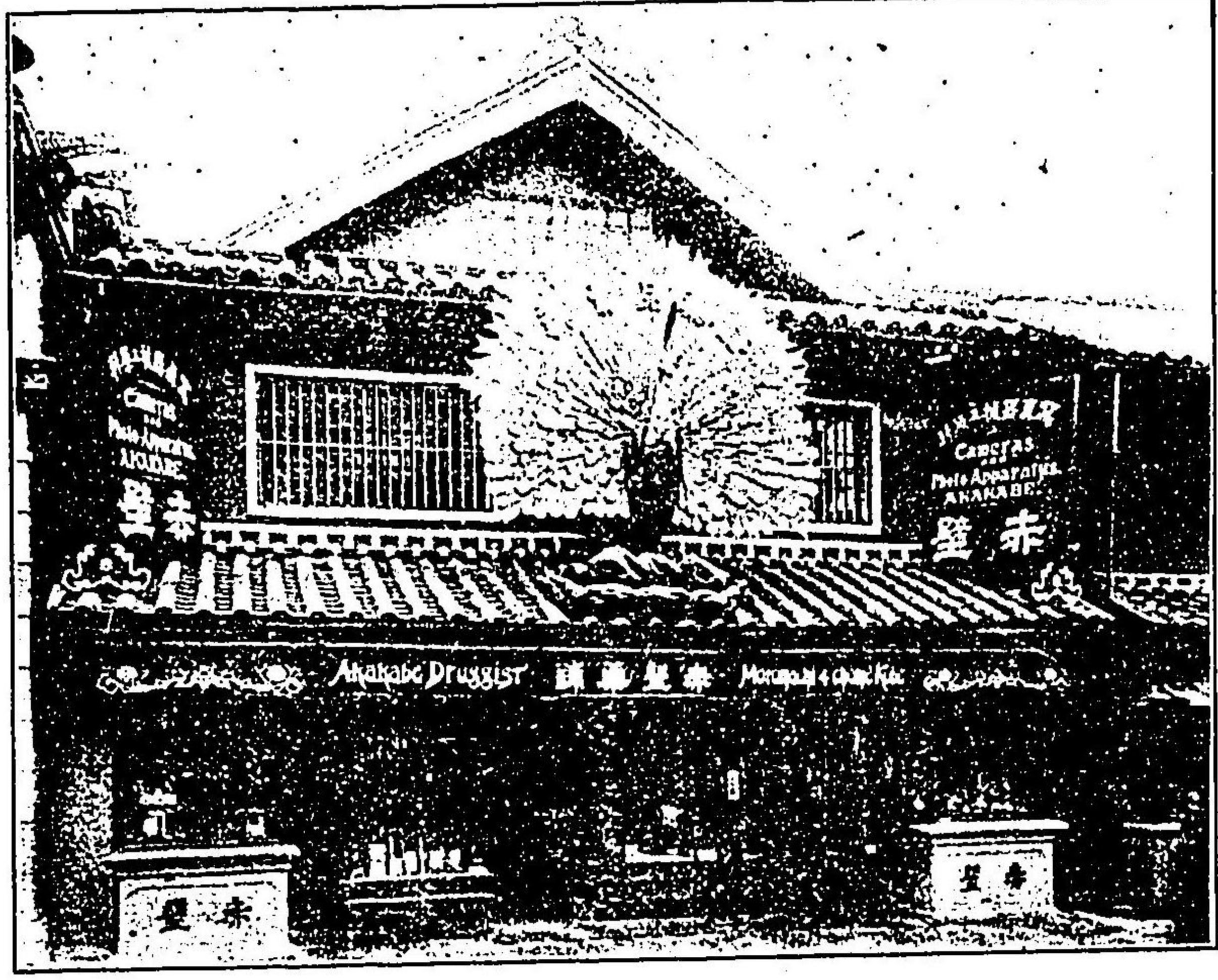
南 原 清 吉 氏



各 國 醬 油 問 屋

南 原 清 吉 商 店

神 戶 市 塚 本 通 六 丁 目



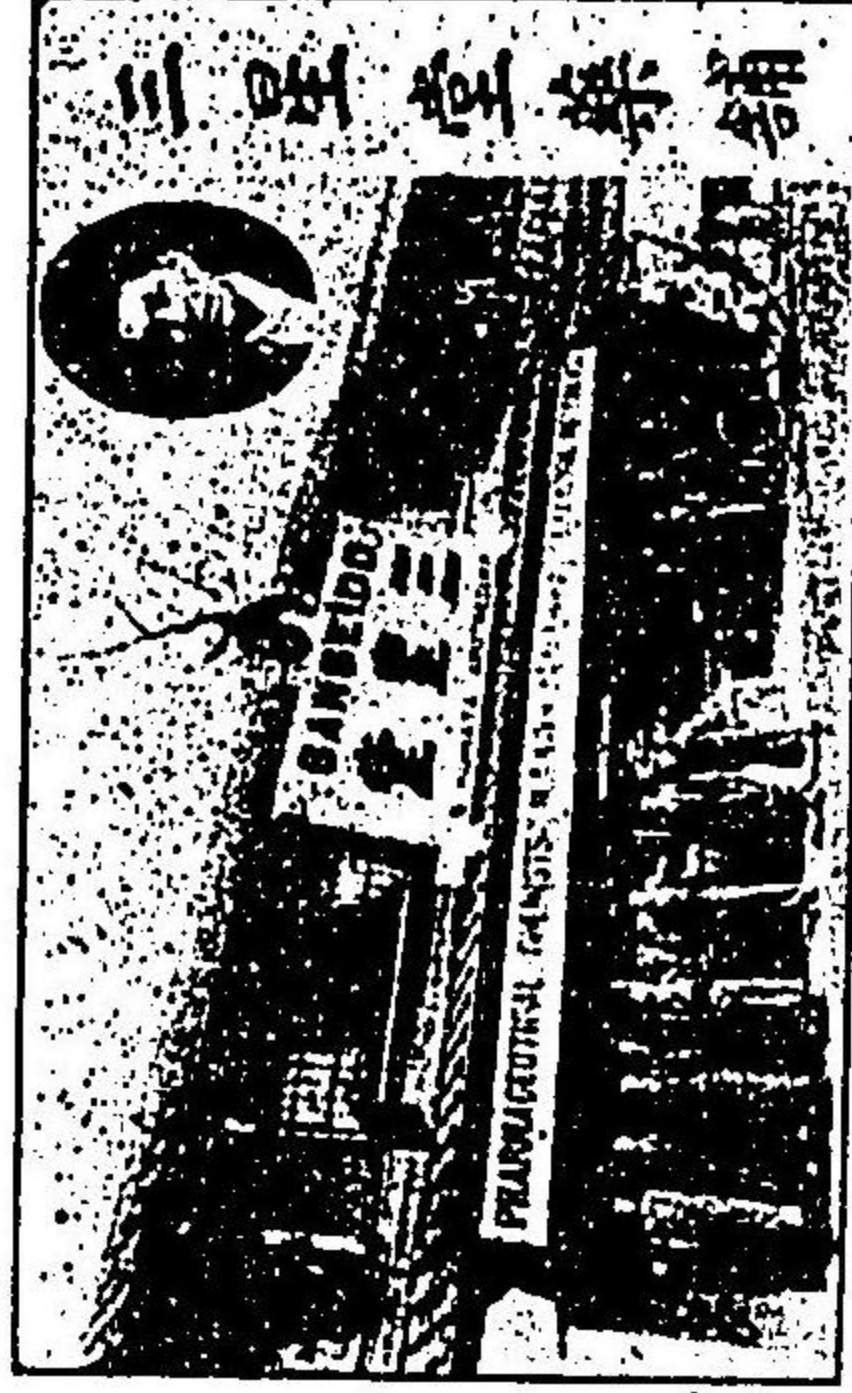
品藥諸料原及械機眞寫

赤壁藥舖

目丁四通町元市戶神

番八六一一話電

藥



醫務用化學山藥品機械

顯微鏡用藥品機械色素

工業用藥品綳帶材料品

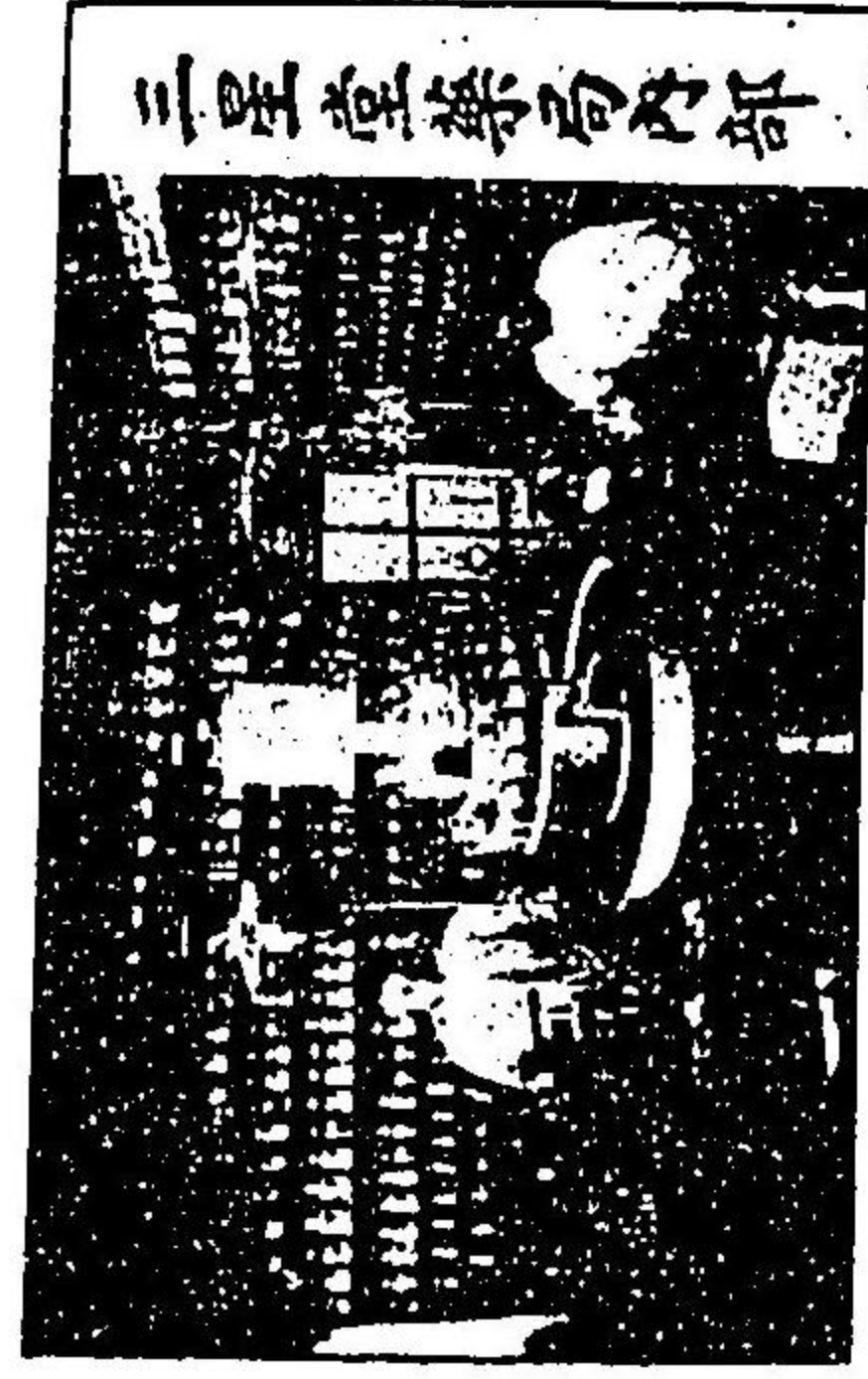
滋養食料品高等化粧品

醫學士三家鑑定

分娩用具發賣



電話長一四四六番
接次時六七二六番



神戶市元町四通六丁目三十四番屋敷
三三堂藥舖
藥劑師熊田一佐郎

GRAND HOTEL.

No. 36, SAKAE-MACHI 1 CHOME. KOBE,

F. DOMBALLE.

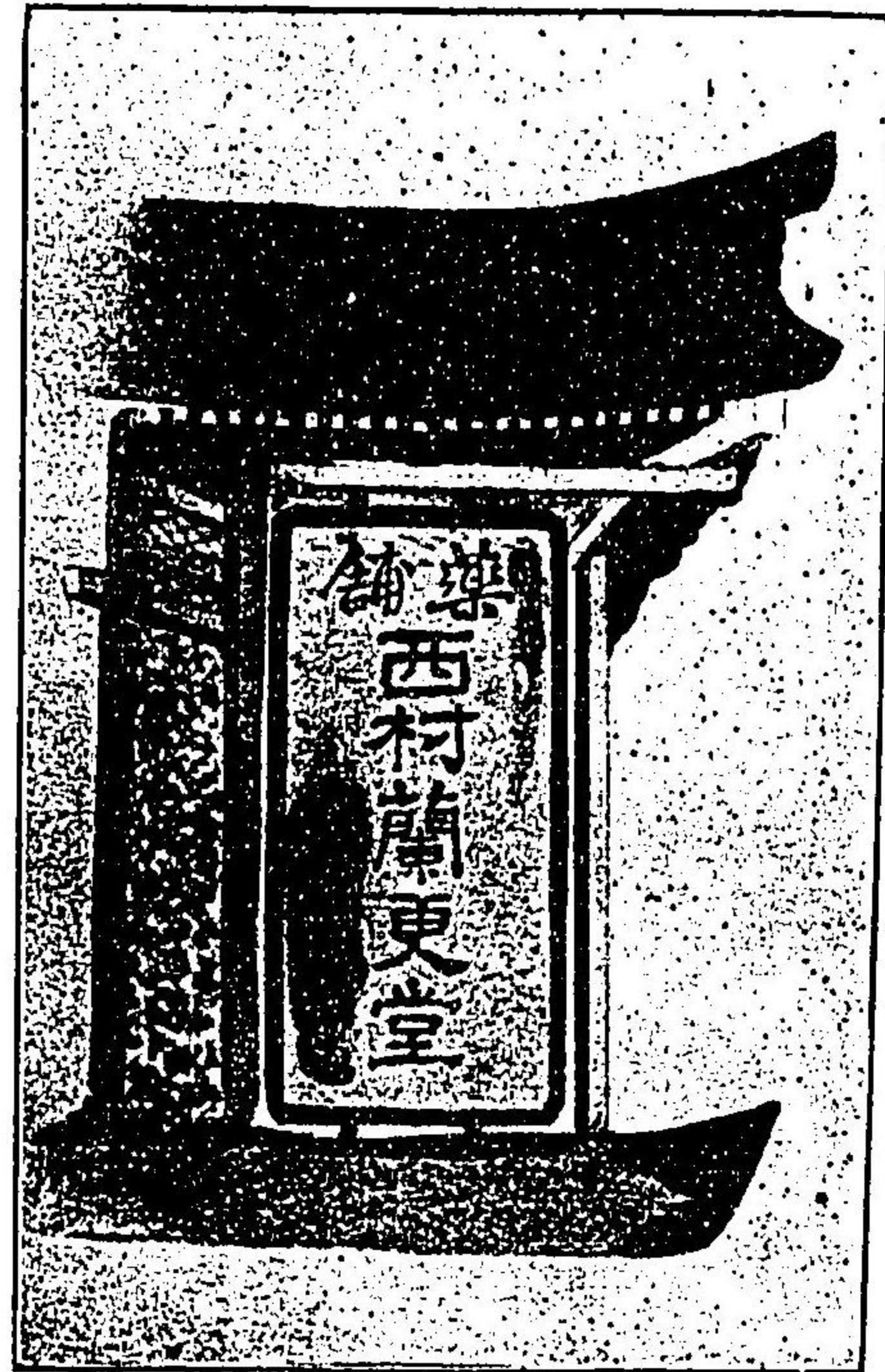
M. MAILLE.

ルテホドンラグ

目丁一町榮市戸神



THE VIEW OF GRAND HOTEL.



醫化學藥品工業用藥品

内外有名賣藥化粧品類

神戸市元町通一丁目穴門筋

電話 一〇六一番

振替貯金口座九二〇七番

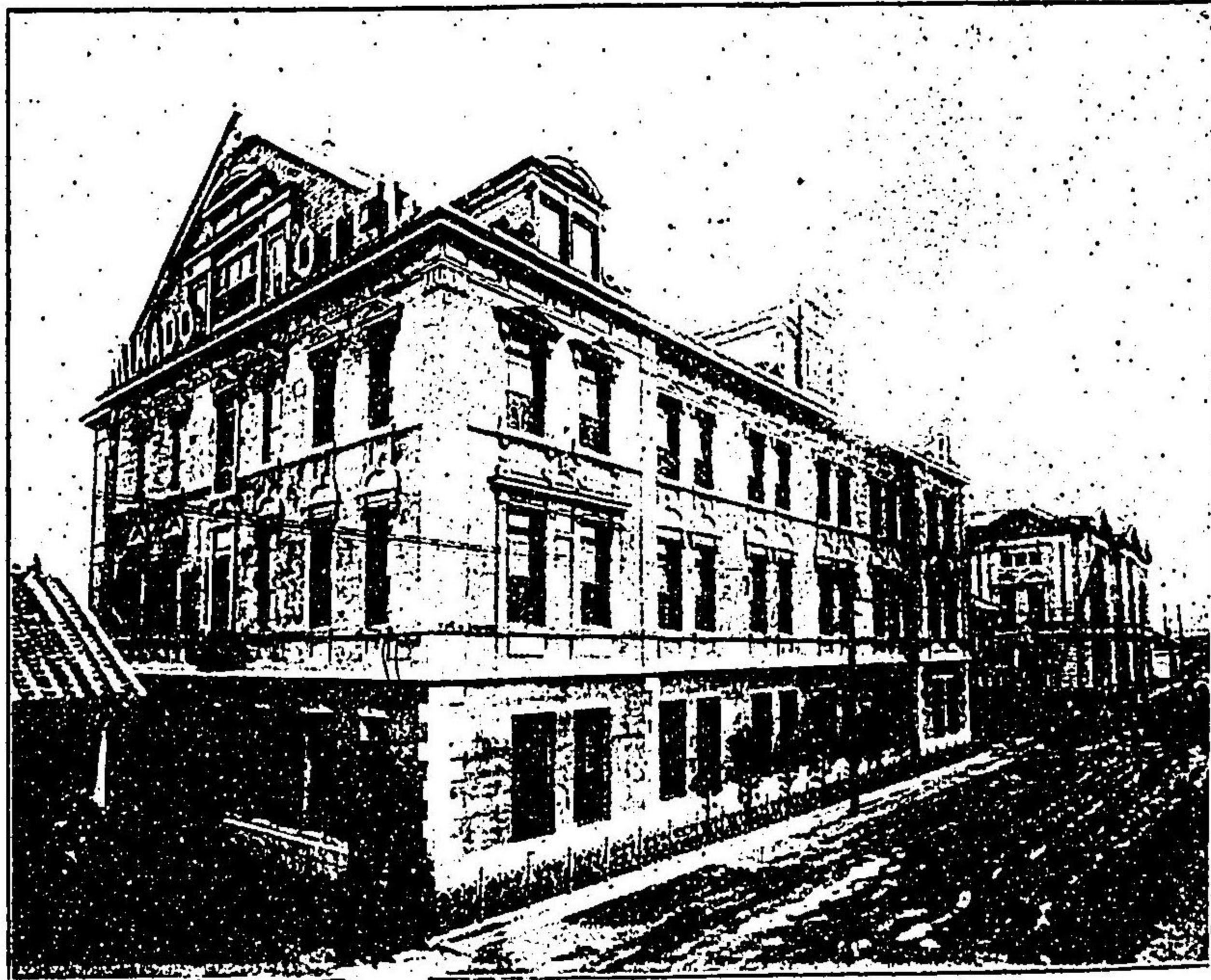
繪具染料及薰香醫料機械

寫真用具衛生縐帶材料

MIKADO HOTEL, KOBE, JAPAN.

TELEPHONE No. 301.

LEADING FAMILY AND TOURIST
HOTEL. ALL TRAINS AND IN-
COMING STEAMERS MET.



THE VIEW OF MIKADO HOTEL,

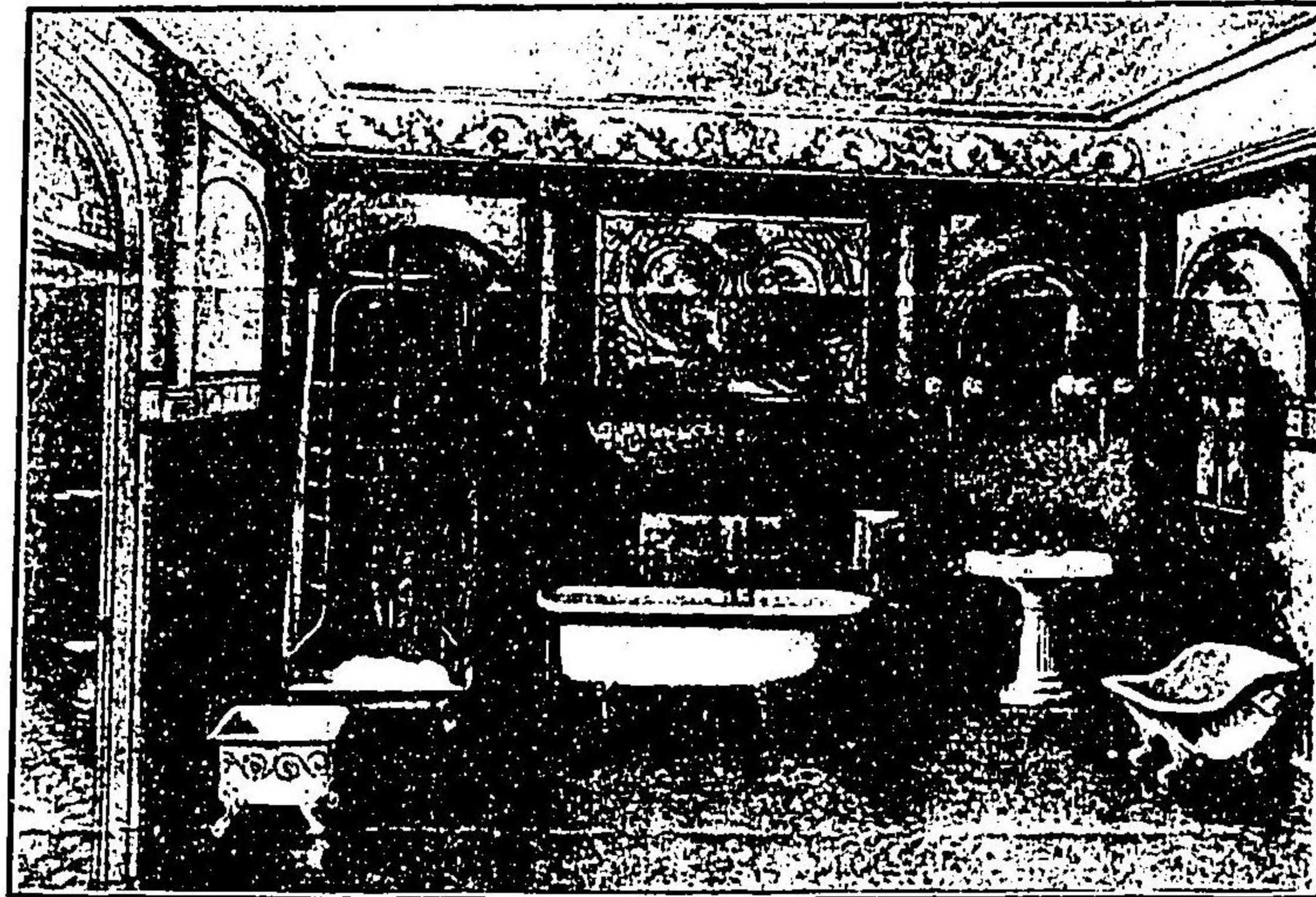
ルテホとかみ

川治宇市戸神
番一〇三話電

店支

上樓場車停戸神
嶋宮藝安

K. Ueshima's PLUMBING Co.



MAIN OFFICE: Motomachi 1 Chome, Kobe.

OSAKA BRANCH: Utsubo-Kitadori 1 Chome.

KYOTO BRANCH: Kawaramachi-dori Hirokoji.

英米直輸入

英國ジョンソン兄弟會社
米國ハムライヌ製作場製造

上島神戸本店

元町通二丁目(鯉川筋)

上島大阪支店

西區北通二丁目

上島京都出張所

河原町廣小路上梶井村

請負營業要目

私設水道工事

室内衛生設備

和洋改良便器設置

浴室洗面場設備

室内配湯工事

鉛鐵管ポンプ取付

田畑灌溉工事

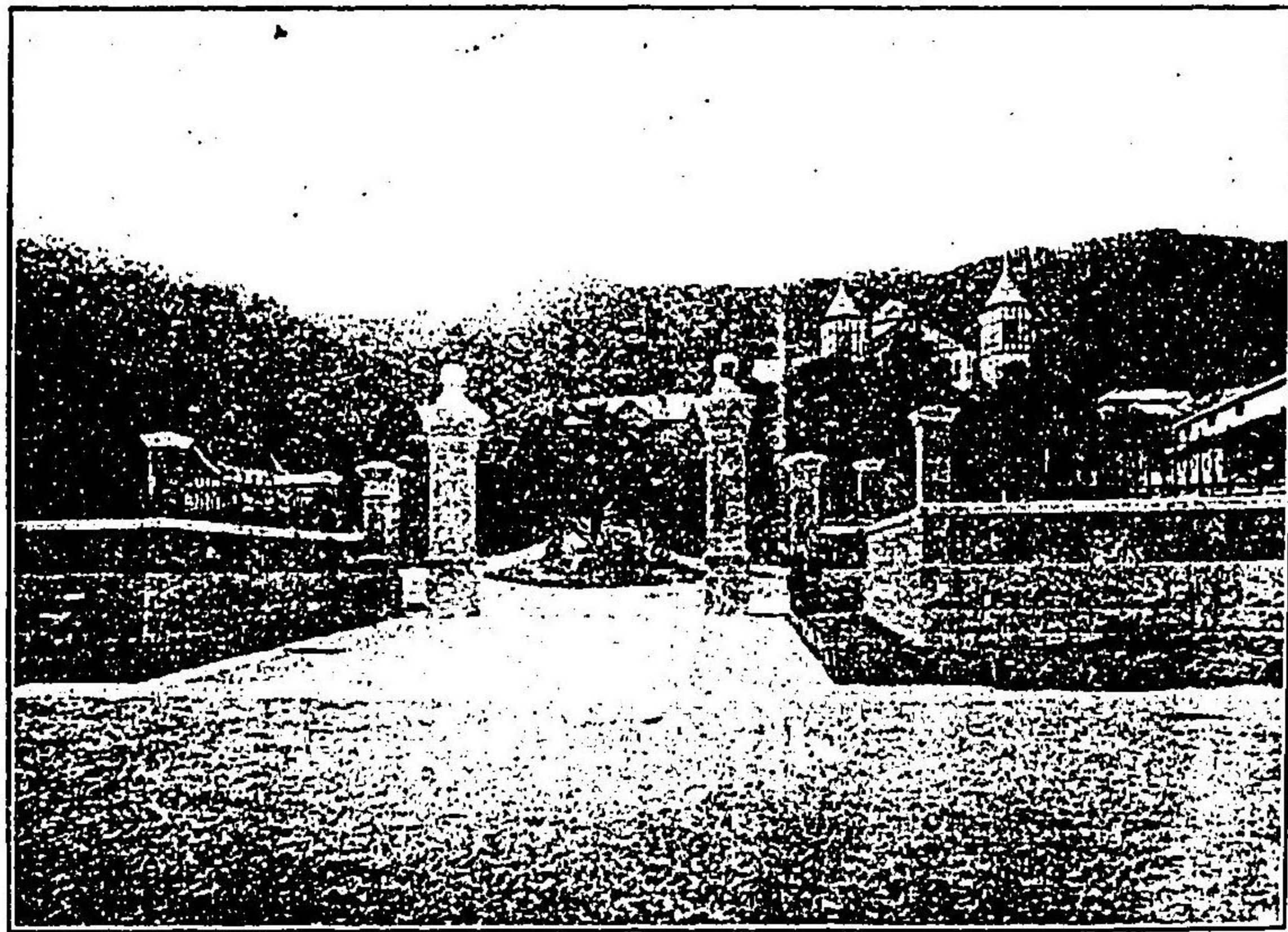
水道管未擴張工事

THE TOR HOTEL, LTD.,



—(K O B E)—

FOREMOST FOR COMFORT
JAPANESE GUESTS ALWAYS WELCOME.



館旅大ルセ美完ノ一第洋東
館來御迎歡之女貴士紳本日



ルテホ亞東

W. A. MARTIN, MANAGER.

G. TANAKA & Co.,

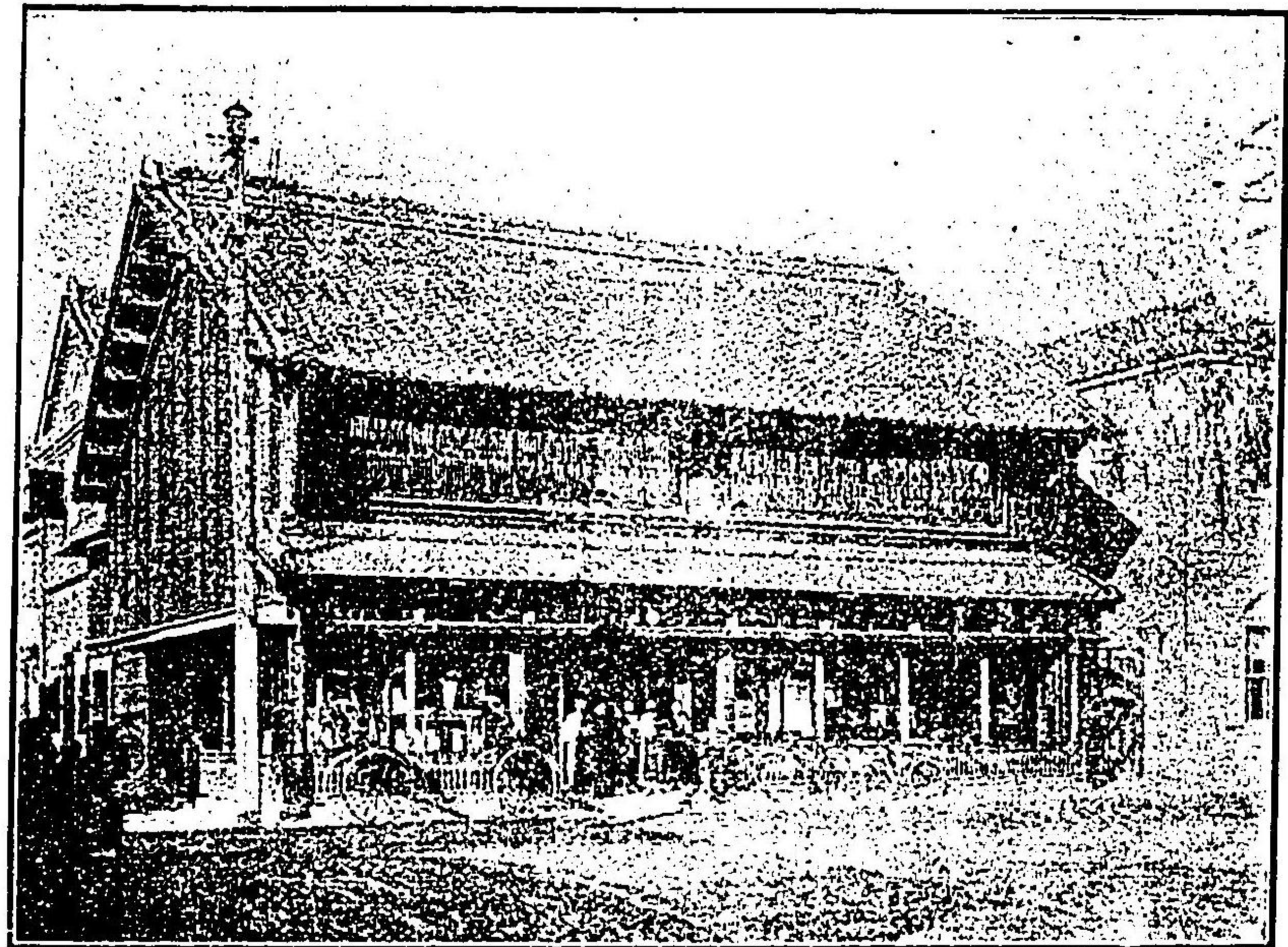
DIRECT IMPORTER
IN

Dry Goods, Habberdasher, and
Carpets, Etc.

No. 18, SANNOMIYACHO 3-CHOME,
(Division Street)

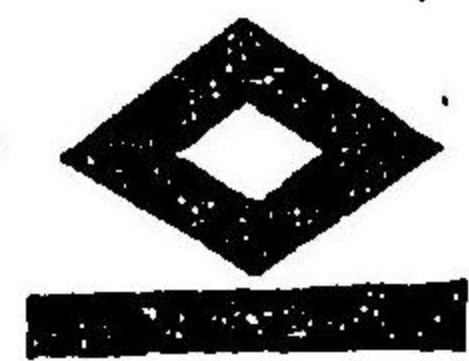
K O B E

Telephone No. 1049 (L.D.) & 2462.



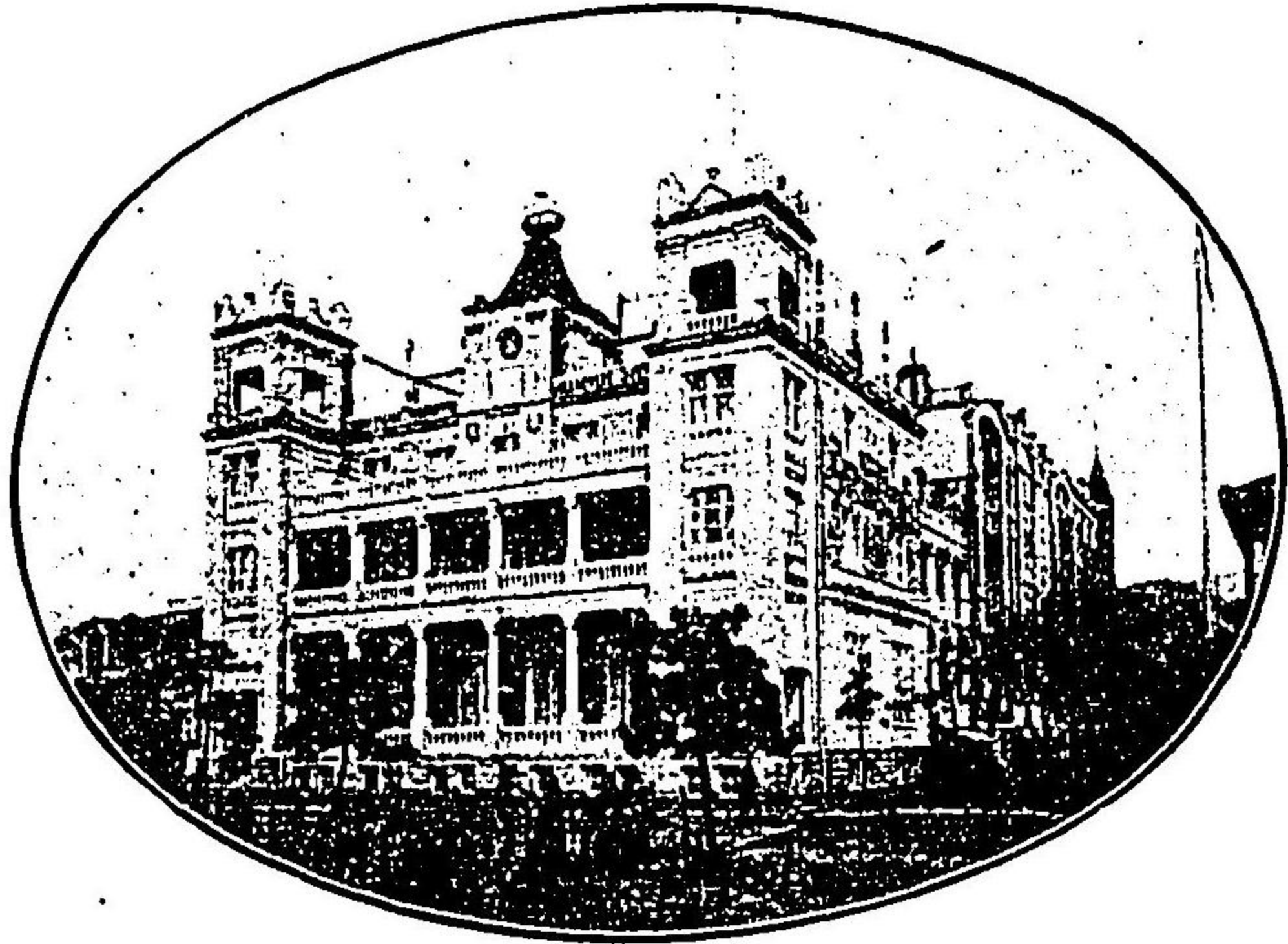
商賣小卸入輸直貨雜物織洋西
店商七儀中田

目丁三町宮ノ三市戸神
番二六四二話電 番九四〇一話電長



御進物用ニ至極優美ナル商品切手有之候

ORIENTAL HOTEL



ルテホルタンエリオ

○本館ハ元居留地海岸ニ面シ眺望及ビ衛生ニ富
 ミ汽車汽船共ニ最上ノ便ヲ有シ建築ハ最新式ノ
 五層樓ニシテ未ダ嘗テ東洋ニ見ザル屋上庭園ヲ
 有シ昇降器ハ地下室ヨリ五層ヲ貫通シ以テ屋上
 ニ達ス内部各室ハ設備完美シ實ニ廿世紀ノ一大
 ホテルトシテ愧ザル所ナリ歐米外賓ハ當ホテル
 ヲ以テスエズ以東第一ノホテルナル高評ヲ下ス

○増屋支館ホテルハ神戸ヨリ汽車便ニテ須
 磨ヲ經舞子トノ中央ニ位シ約二十五分間ニ達シ
 得ル風景絶佳淡路島内海ニ面シ四季ニ適スルホ
 テルナリ御宿泊海水浴等御清遊地トシテハ全國
 他ニ比知ナシ



祖元 アート ストーン メト ー パデ
 寫真 袋物 靴 美術 貴金 小間物 洋服 洋物 吳服
 部 文具 靴 工藝品 屬 化粧品 裁縫 雜貨 太物



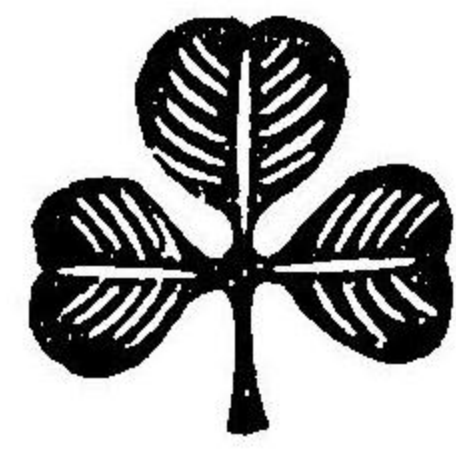
食堂、茶室、休憩所ノ設アリ

三越吳服店

大阪支店
 貯金替口座三〇番

ミルク洗粉

石鹼、化粧品、香水
 卸小賣



エバト商會

神戸市多聞通三丁目



三葉石鹼

發賣元

酒清等優本日大



釀造元

攝津灘魚崎

山邑太左衛門

(長電話御影七番)

候致行發手切通共
種各上以錢拾五金

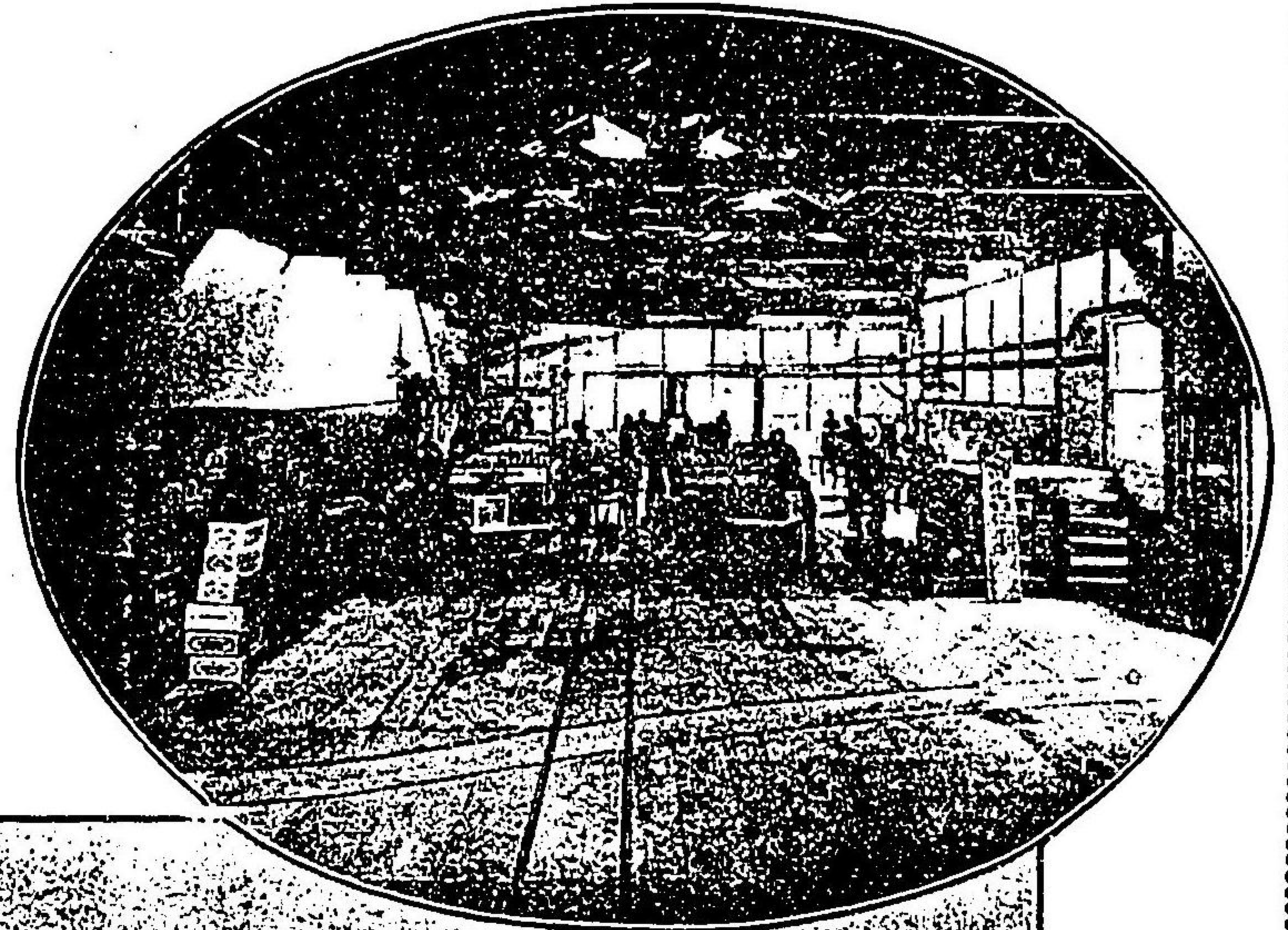
會盛櫻戶神店賣販約特

同	神戶市	同	兵	同	神戶市	兵	神戶市
鹽	上	高	樽	高	若	奧	小
谷	西	田	井	羽	林	村	野
	上橋通三丁目	東柳原町(柳座前)	庫松屋町	元町三丁目(二番筋切筋)	市元町六丁目	宮前町	相生町二丁目
	秀	禎	豐	為	榮	忠	辰
	三	明	介	介	三	吉	已
	三	明	介	介	三	吉	屋
	(電話一七七八)	(電話一七七八)	(長電話一七六七)	(電話一七六七)	(電話一七六七)	(電話一七六七)	(長電話四七六)

酒清等優

宗正櫻

場工詰瓶



攝津灘魚崎

山邑

本店

電話長御影七番

創 業 寶 曆 元 年



明治三十一年宮內省獻納

明治三十八年東宮殿下御用品御買上

第三回、第四回、第五回

內國勸業博覽會名譽有功賞牌

名譽金牌

巴里萬國博覽會

聖路易萬國博覽會

大賞牌

白耳義國利榮萬國博覽會



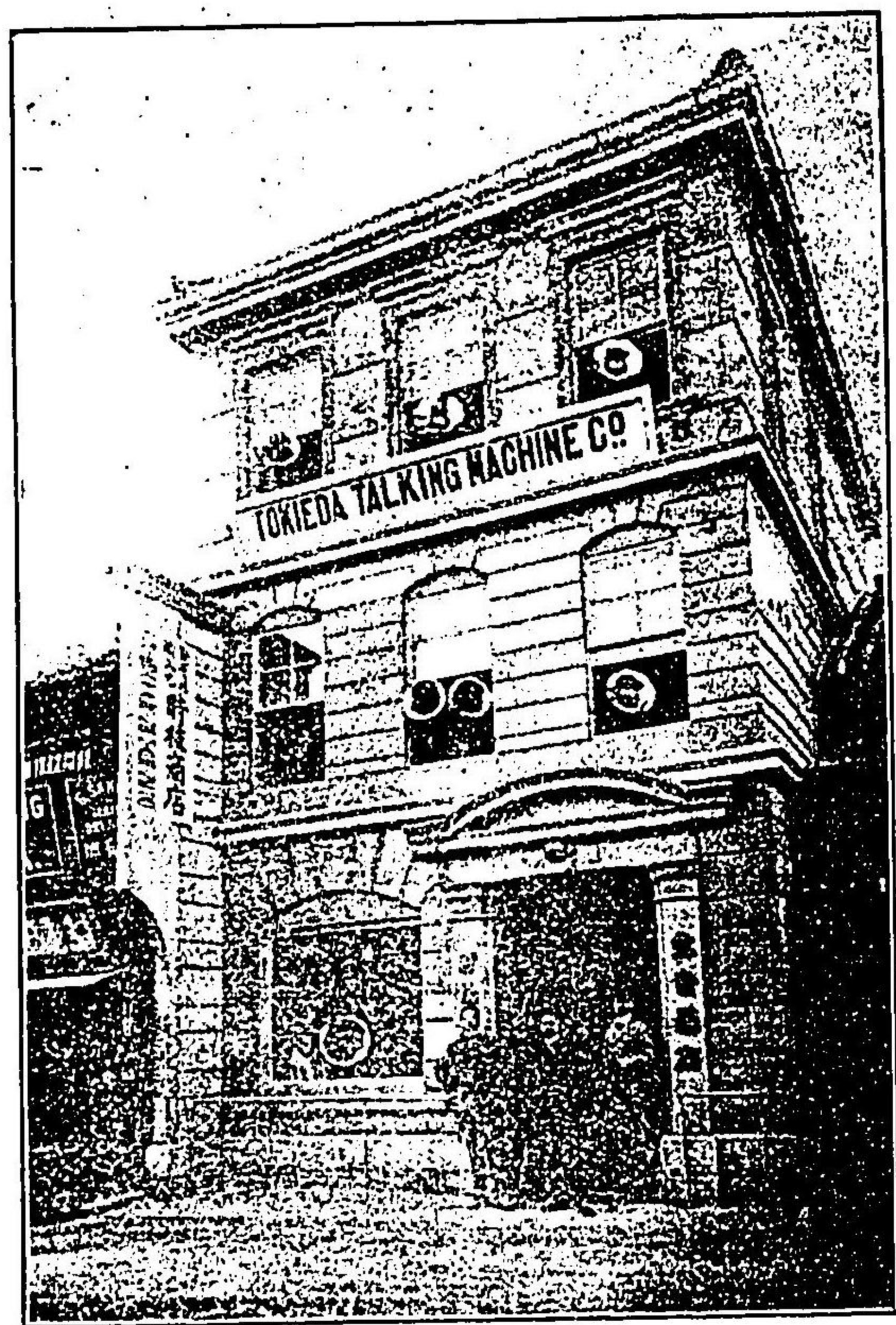
大塚茂十郎東京印醬油釀造所

Telephone No. 1673 (L.D.)

R. TOKIEDA & CO.,

(Talking machines of every description and records etc.)

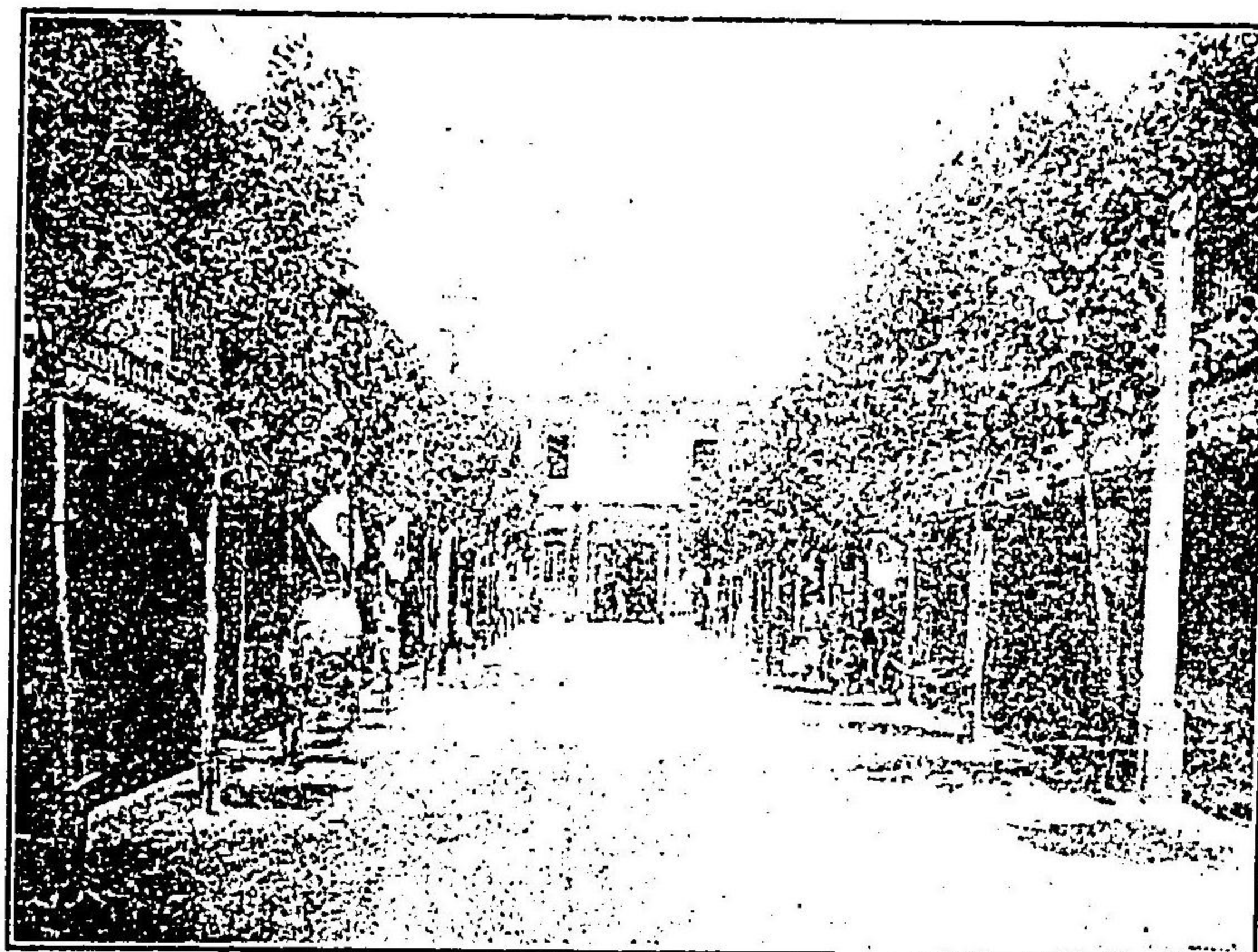
No. 379, motomachi 3-chome, KOBE.



時枝洋物部ハ神戸市元町通三丁目濱側

時枝蓄音機専門部ハ神戸市元町通三丁目山側三階

電話 長
番 三 七 六 一



株式會社

神戸米穀株式取引所

分市場 神戸市元町四丁目

電話 六九 一九九七

本所ニ於テ 米穀ノ賣買取引ヲナス
分市場ニ於テ 株式ノ賣買取引ヲナス

創立 明治二十九年
資本金 五拾万圓

電話 長一〇三
四九九 一三三七
神戸市水通三丁目



所造製寸燧原黒

開

燧

社

神戸市大開通五丁目

黒原

好二

電二一九九番

前年百貳業創

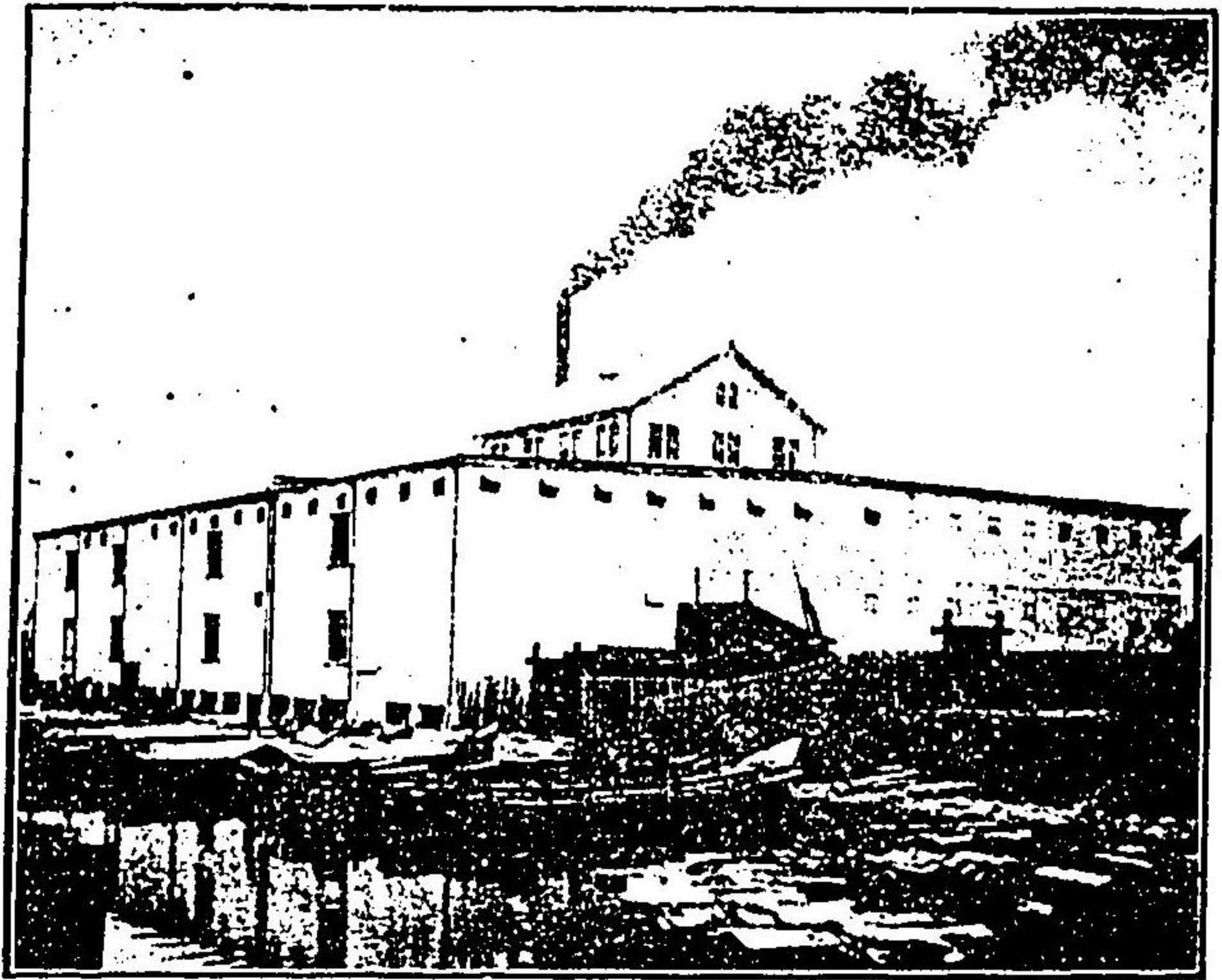
妙薬
せん癩の
せんき



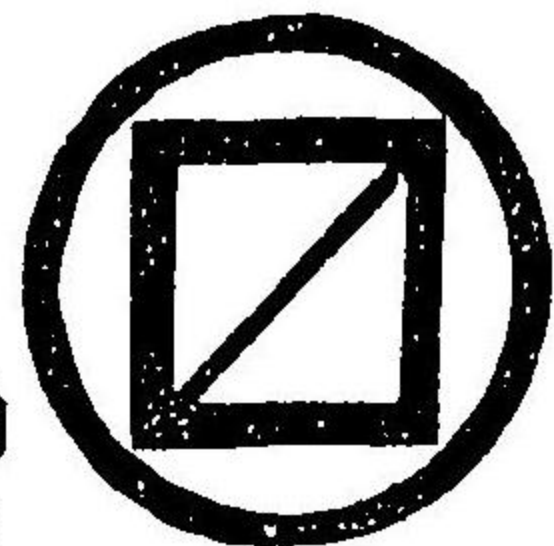
舖本

堂本正谷灰

目丁四通堀町京區西市阪大
番四四三西話電
番四六四一阪大座口金貯替振



(留堀河運) 景 全 所 粉 製 田 增



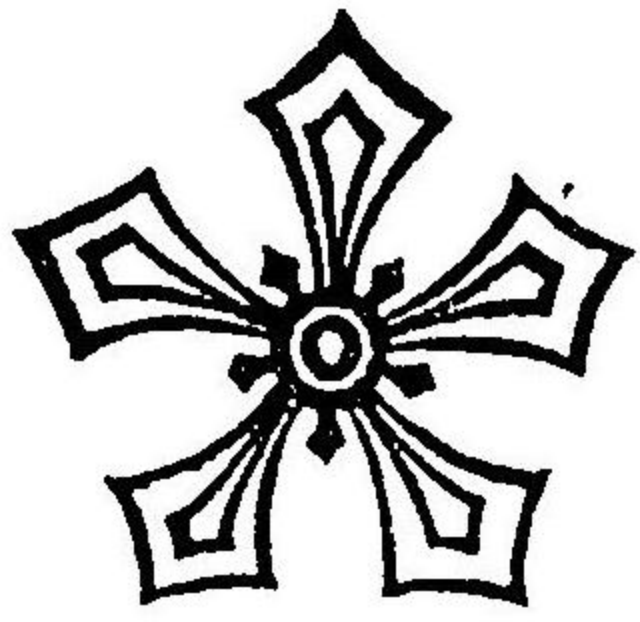
株式會社
增田製粉所

電話 三六〇番

神戶市榮町通四丁目

增田增藏支店

電話長一六四一番



日本
紙軸
燐寸
製造
資合會社

電話 一一九六番
神戶市兵庫水木通四丁目

代表社員
船井長治

株式會社 兵庫 西銀行
 同 須磨出張所
 同 須磨出張所
 同 須磨出張所
 同 須磨出張所



合名 鴻池銀行 神戸支店

兵庫出張所

湊町一丁目日本町通

電話長七八一番

神戸市榮町通二丁目

電話長 四九五番



日本製粉株式會社兵庫支店

日本製粉株式會社兵庫支店

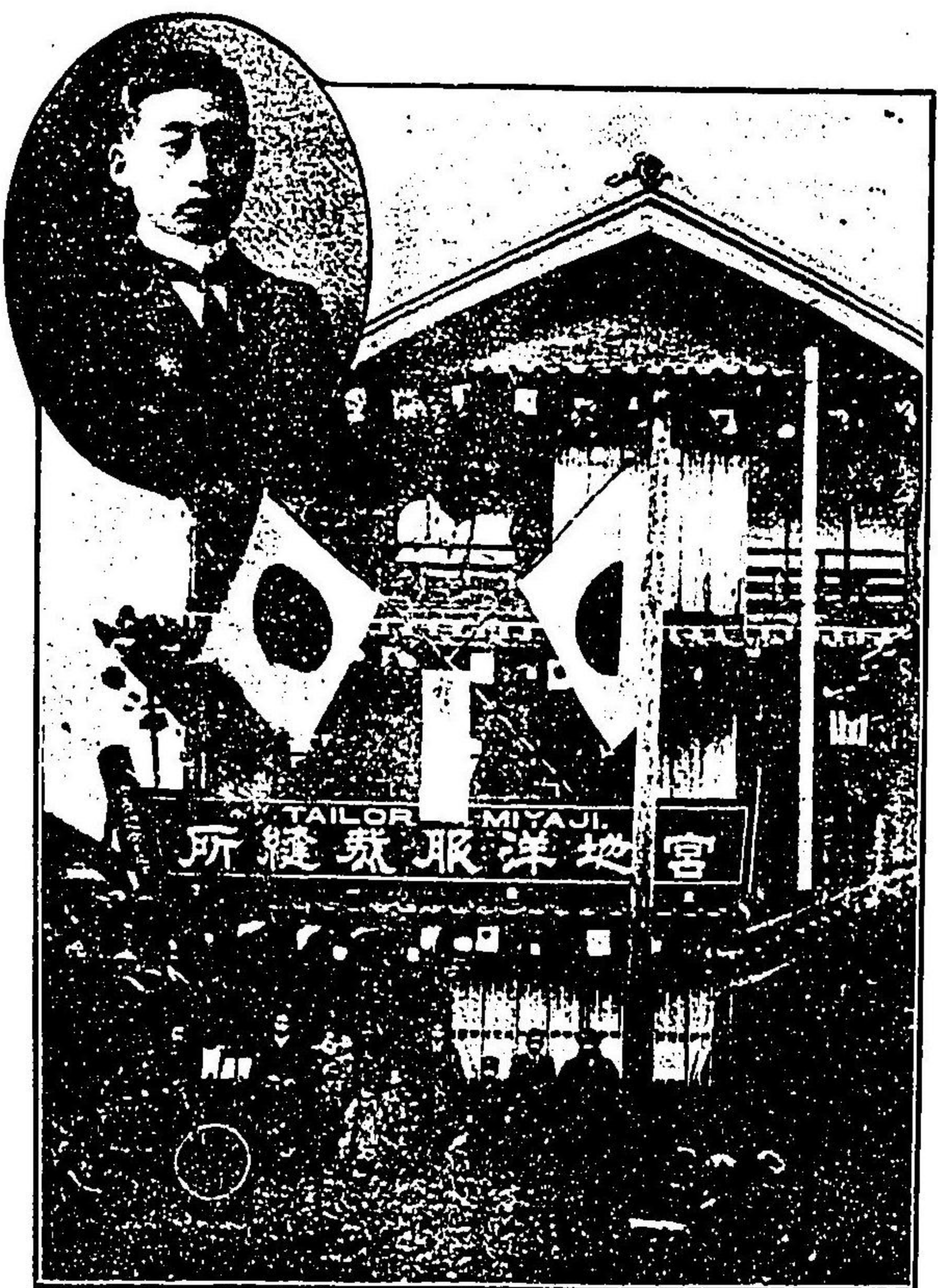
設立 明治四十年

資本金 百貳拾五萬圓

一日製産高 七百バール

神戸市兵庫運河(電話長一九四五番)
 發電略號(セイフン)又ハ(セフ)

歐米式最新流行 洋服裁縫所



神戶市兵庫東一丁目
宮地運三郎

(錢貳費送)

商 品 目 錄 進 呈
(中 備 準 ノ 樂 收 日 不 入 形 現)

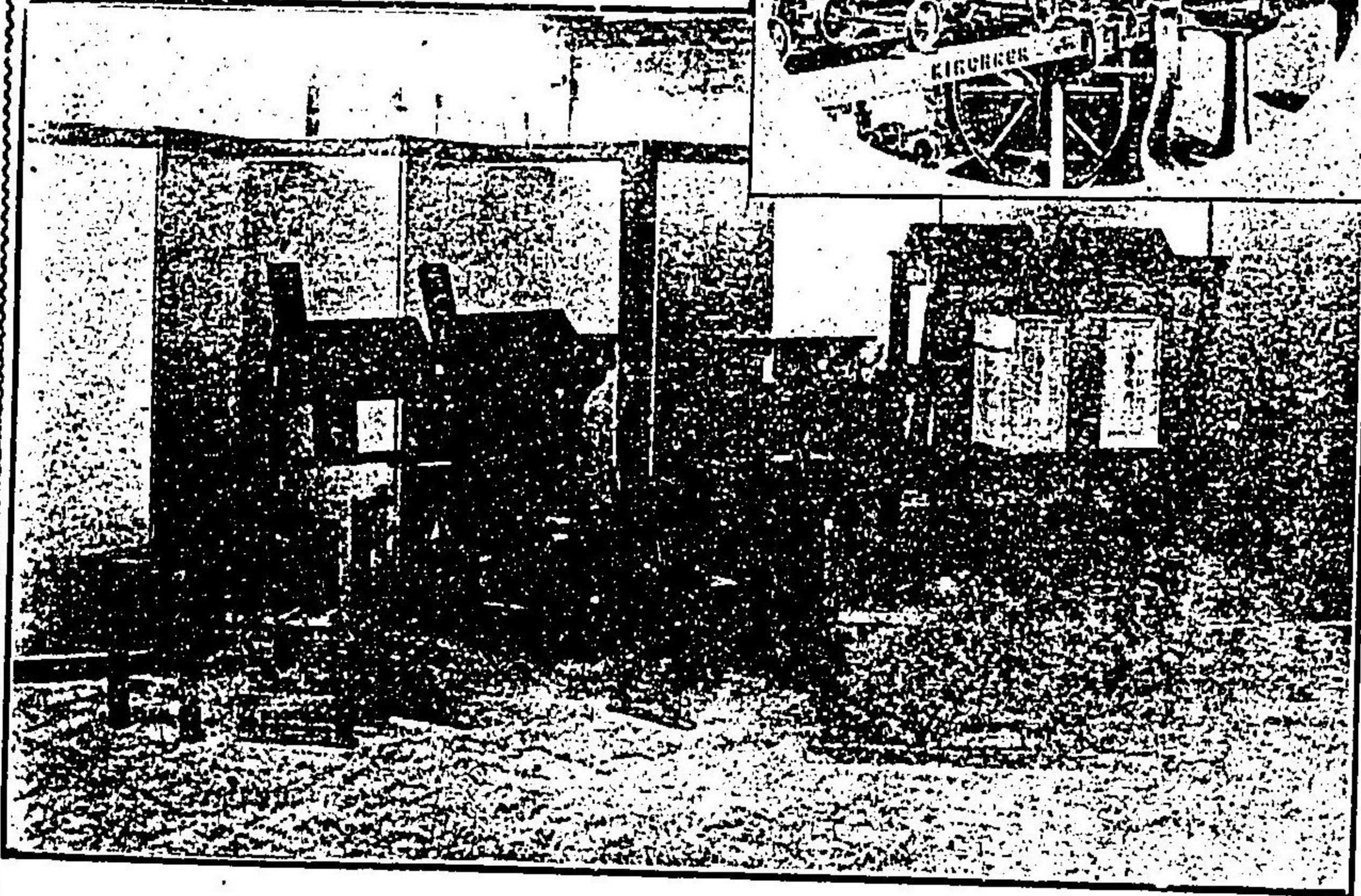
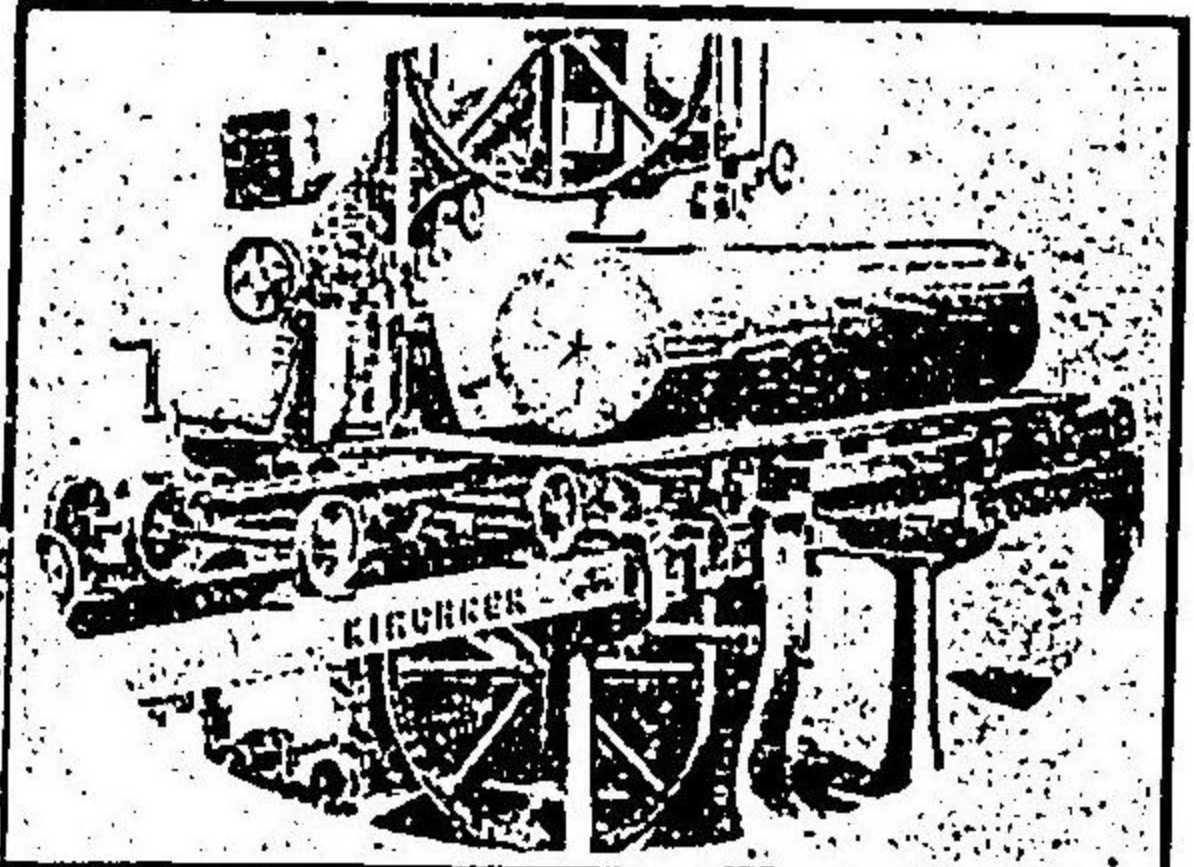


純金之純銀にて
製したる品は何でもある

神戶市多聞通福原口
玉 置 商 舖

(番五二三〇一京東座口替振)
(中設架三五七二話電)

板 材 販 賣
 機 械 應 用 挽 材
 建 築 用 材 請 負
 諸 學 校 用 器 具
 諸 箱 製 造



兵庫縣尼崎築地町

齋藤商店

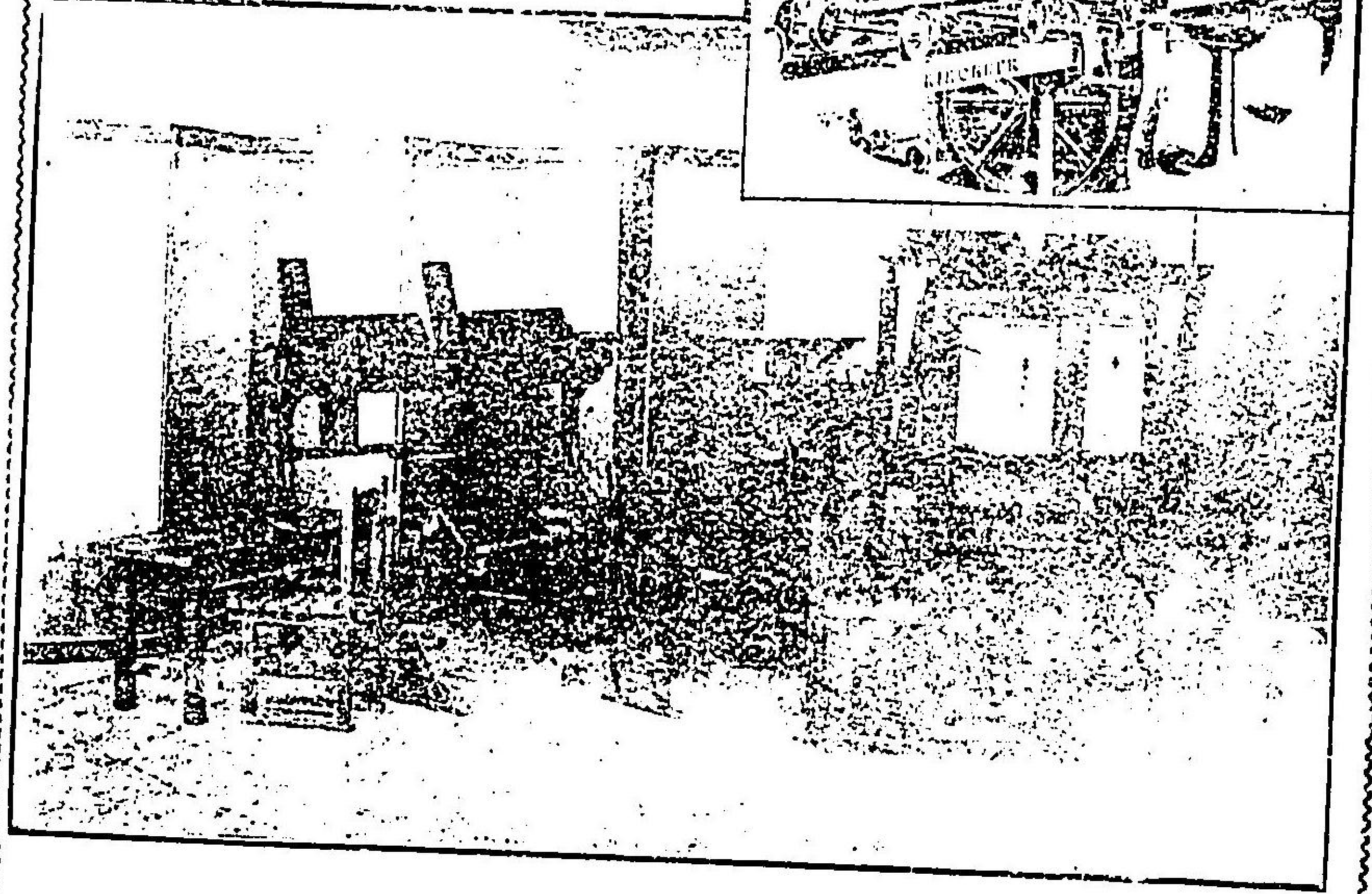
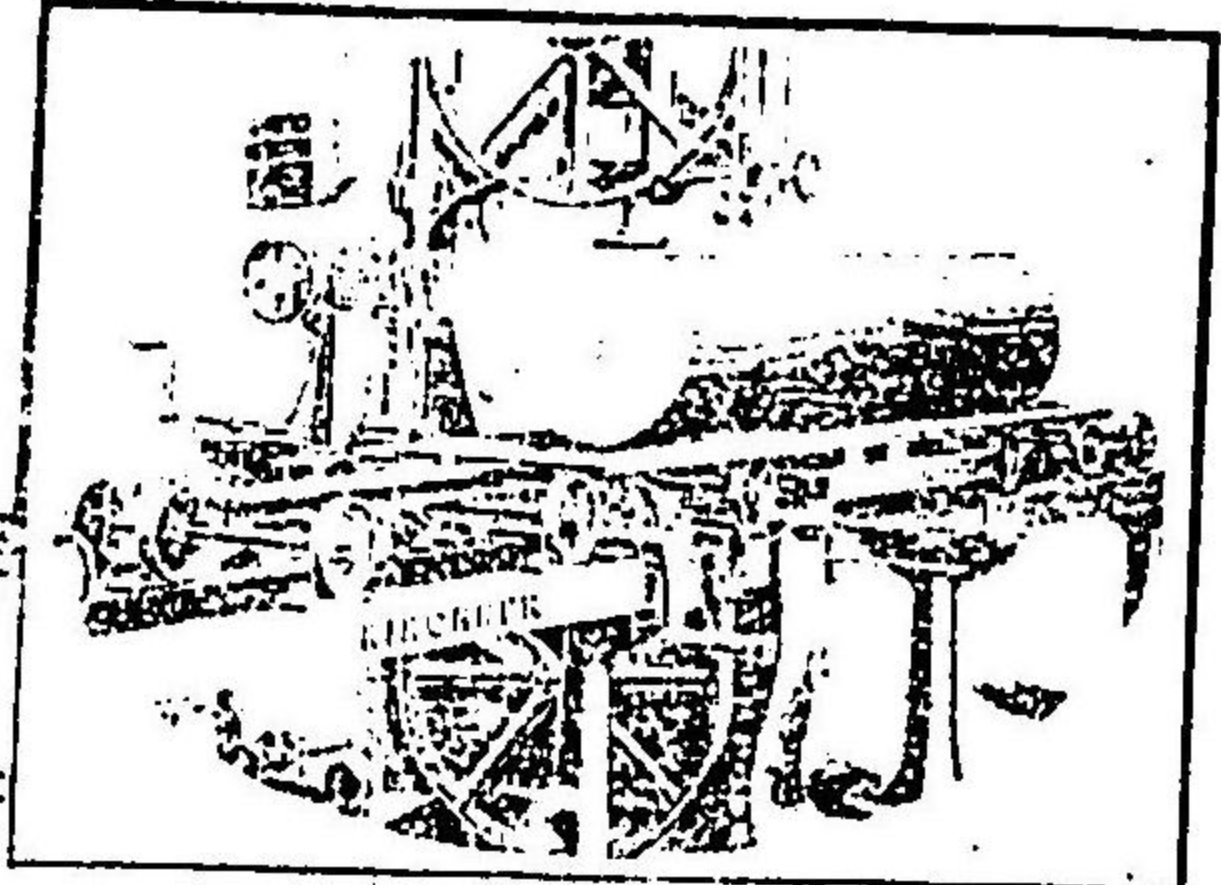
電話長六七番

弊店の特長

機械應用、材料豊富、價格低廉、
 製作巧妙、期日確實

以上の特長を有するを以て如何なる御
 注文にも應申べく候間多少に拘らず御
 注文願上候

板材販賣
機械應用挽材
建築用材請負
諸學校用器具
諸箱製造



兵庫縣尼崎築地町

齋藤商店

電話長六七番

弊店の特長

機械應用、材料豊富、價格低廉、
製作巧妙、期日確實

以上の特長を有するを以て如何なる御
注文にも應申べく候間多少に拘らず御
注文願上候

資本金 五百萬圓

創立 明治三十九年



共同火災海上運送保險株式會社

本店 東京市日本橋區檜物町
出張所 神戸市榮町四丁目

電話一二三六番

金

金

柴田洋服店

柴田音吉

神戸市元町通四丁目

金

金

懷中藥 完全丸 新藥 胃病

仁丹

毒滅

浅田館

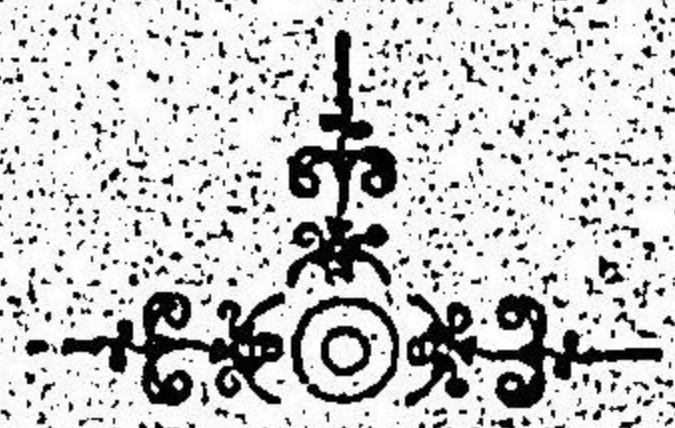
清快丸

TRADE MARK

懷中良藥

ムセ

(號稱藥賣名有)



河内目倉綿

◎木場目倉綿

伊勢緞萌黃

◎河内白小綿

装束用淺黃

◎酒袋木綿

河内帶真木綿

◎鮮江木綿

鬱金木綿

◎河内洒木綿

河内物産に他國木綿類一式

卸 商



河合兼松

神戸市西出町一九九

(電話略號カマツ)



新 革 大 一 の 界 油 醬

日本醬油會社釀造の改良醬油は社長鈴木藤三郎氏の發明品にして專賣特許の機械及方法により經濟、衛生、滋養、嗜好の四を備ふること無比なり

東京深川小名木川通

日本醬油釀造株式會社

第二工場 攝津國尼ヶ崎町

長電話二十一番

本社製造醬油の特色

◎價格低廉、割の利く、釀造清潔にして衛生に適し、品質佳良、滋養に富み、風味佳にして嗜好に適す

本社醬油の種類 梅日本印、松日本印、富士日本印、分銅日本印、扇日本印、龜甲日本印等



特約販賣

若林酒店

神戸市元町通六丁目

THE KOBE DIRECTORY

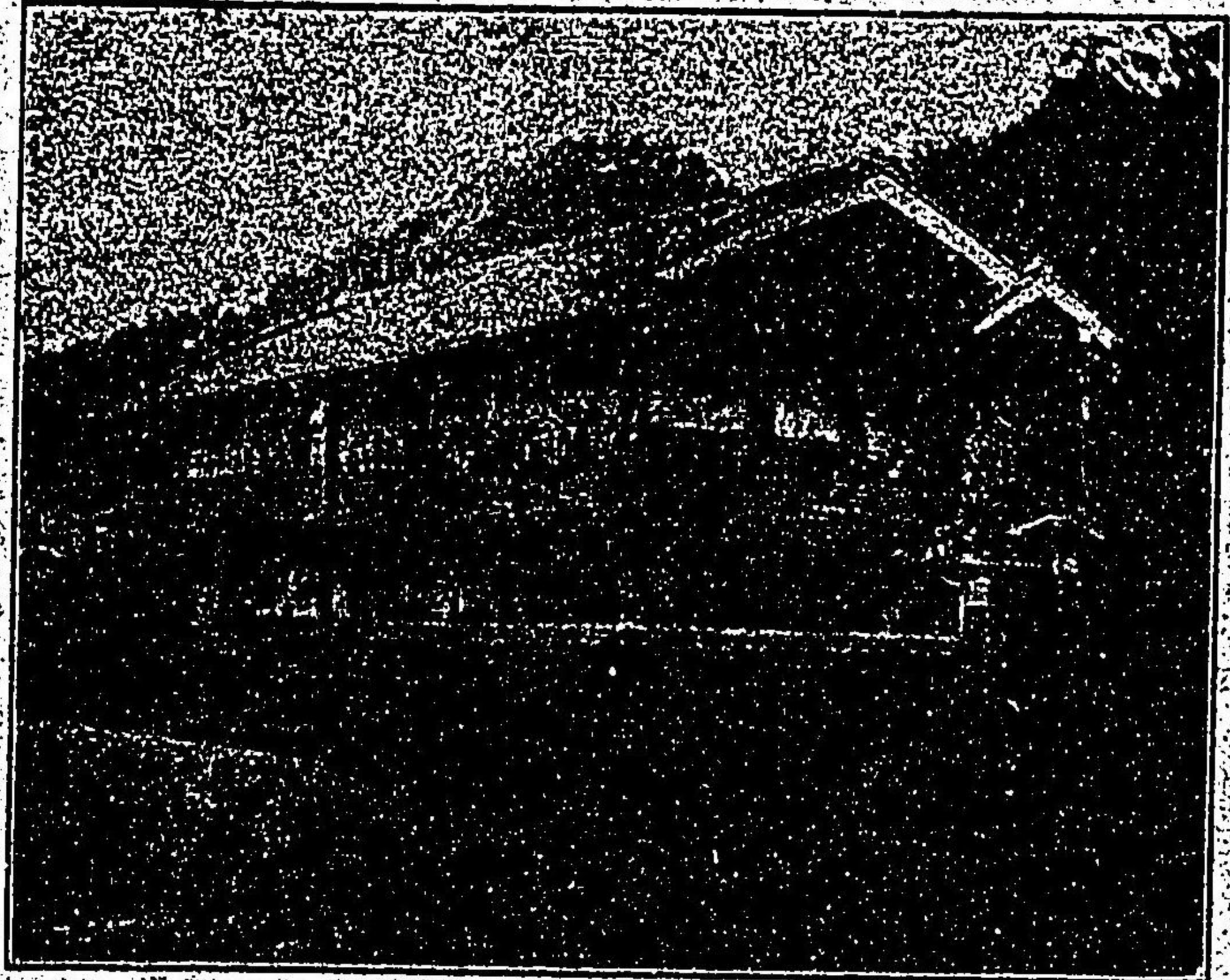
神戸市要鑑

神戸市要鑑編纂事務所

明治四拾貳年五月

全

明治 42 5 21 内容



神 戸 市 天 王 金 佐 亭

當亭は家屋清麗にして、後に湊山の鬱蒼たる森林を負ひ、土地高燥にして眺望遠大、遙かに紀淡を摸糊の間に臨むべく、旅館として將た料理店として市内唯一の好場所たり

御旅館
御料理

金 佐 亭

神戸市天王
電話五九六

THE KOBE DIRECTORY

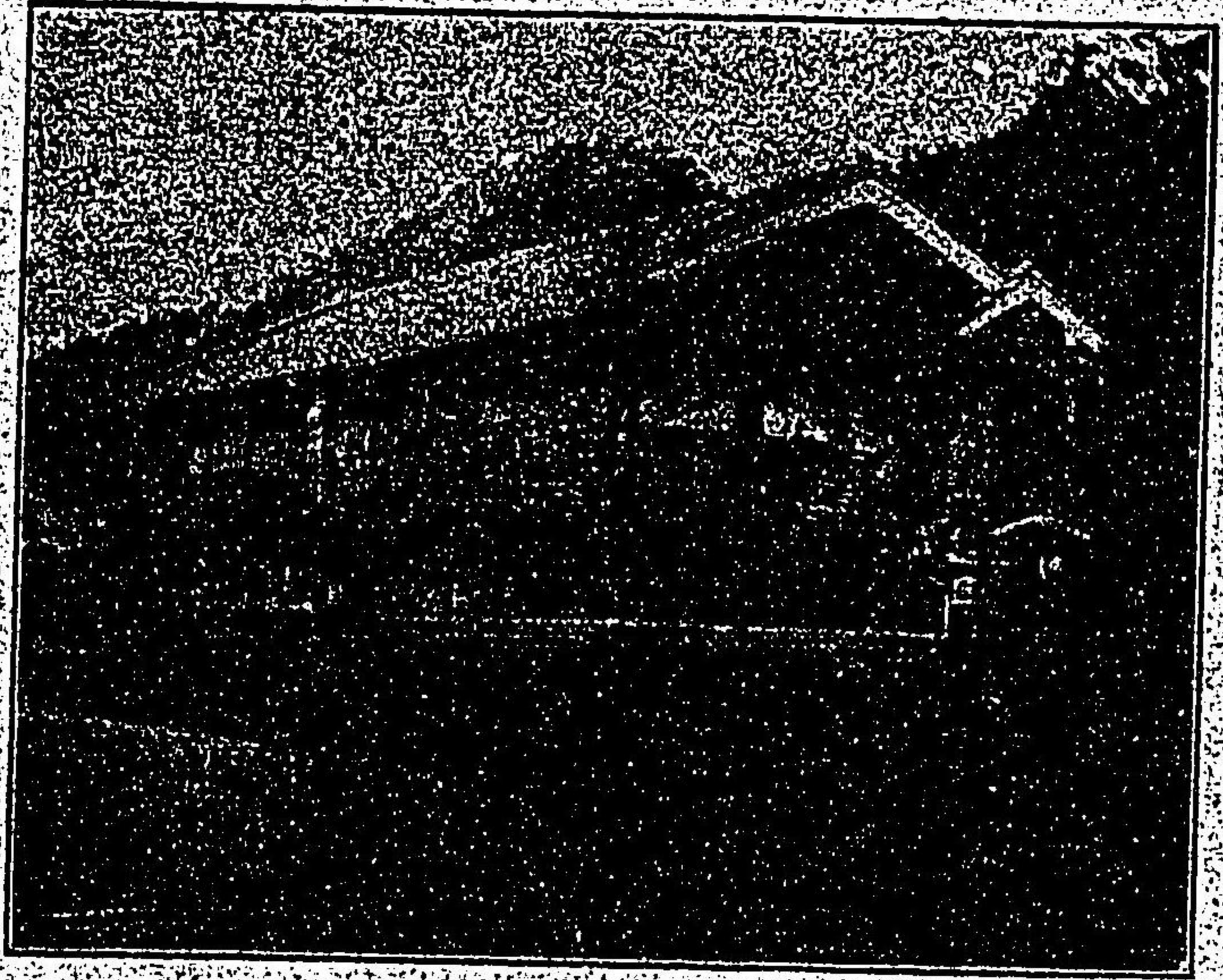
神戸市要鑑

明治四拾貳年五月

神戸市要鑑編纂事務所

全

昭和 4 5 21 内容



神戸市天王金佐亭

當亭は家屋清麗にして、後に湊山の鬱蒼たる森林を負ひ、土地高燥にして眺望遠大、遙かに紀淡を摸糊の間に臨むべく、旅館として將た料理店として市内唯一の好場所たり

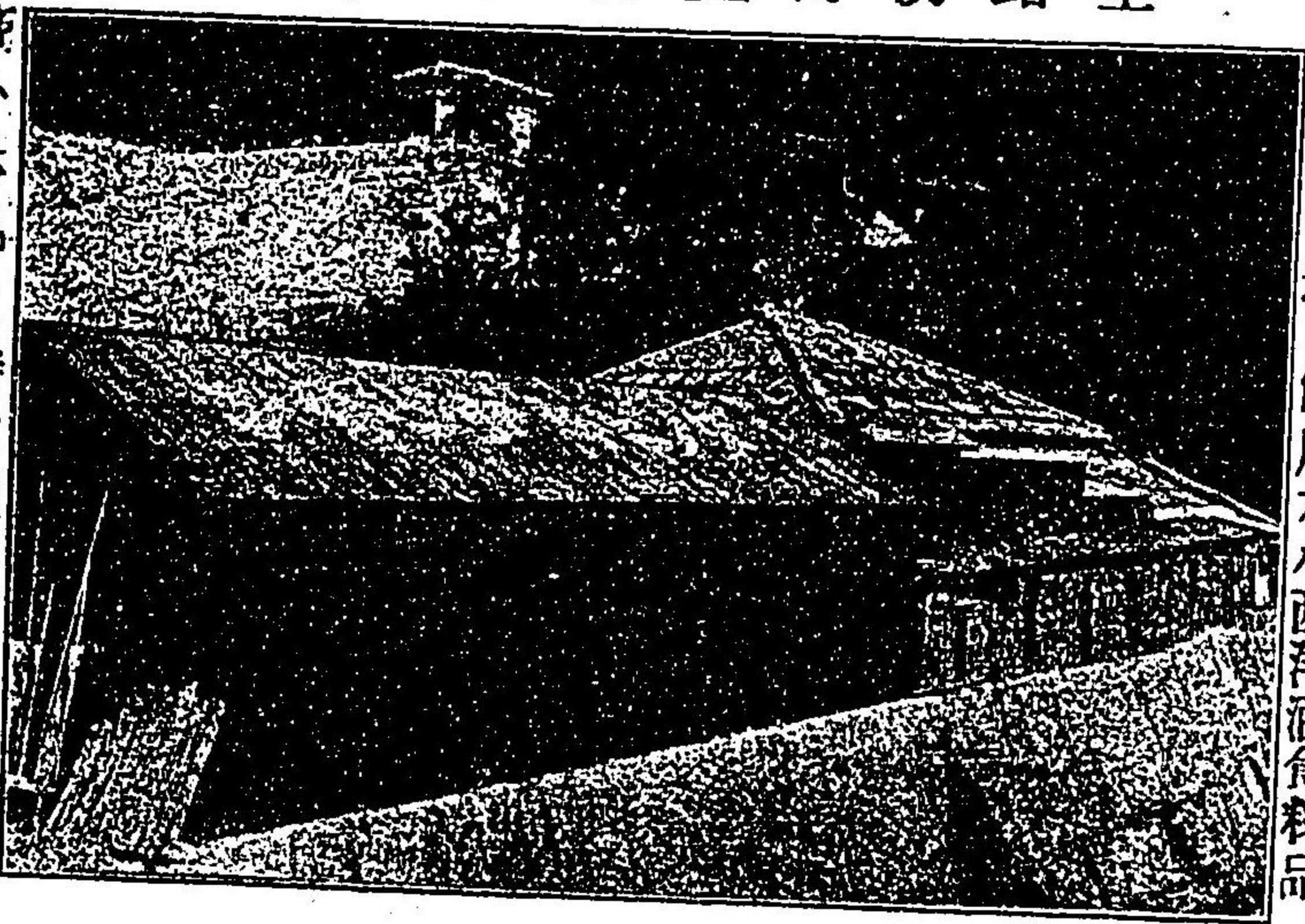
御旅館
御料理

金佐亭

神戸市天王
電話五九六

布引タンスの大発展

聖路博覽會金牌受領



内外各地ノ信用アル西洋酒食料品

商ハ本品ノ特約販賣ヲナセリ

衛生的飲料

味付布引タンスの特色

弊所製造ノ味付飲料水ハ有名ナル天然ニ噴出スル布引タンス礦泉ニテ製造セルヲ以テ衛生上ハ云フニ不及醫治的効能顯著ナルハ普通井水ニテ製造シタル味付飲料水ノ此ニアラズ弊所ハ天然礦泉ニテ味付飲料水ノ製造ノ嚆矢ナルヲ以テ近頃製造ノ他品ニ比シ品質風味共ニ卓越セリ

布引礦泉所

電話番四九番

神戸市加納町壹丁目壹番邸

- シヤンペンサイダ
- レモナード
- ストロベリー
- ジンジャエール
- アイスクリーム
- フレンジエード

神戸市要鑑目次

- 題字 服部知事
- 序文 坪田市員議長
- 同編者 川崎總南君
- 自序 編者
- 寫真版
- △明治初年の神戸村と兵庫
- △服部知事
- △水上市長
- △坪田十郎君
- △小寺謙吉君
- △小手川信次君
- △日本燐寸製造株式會社と直木政之介君
- △岸本豊太郎君
- △藤井定介君
- △柴田友藏君
- △山田喜介君

目次

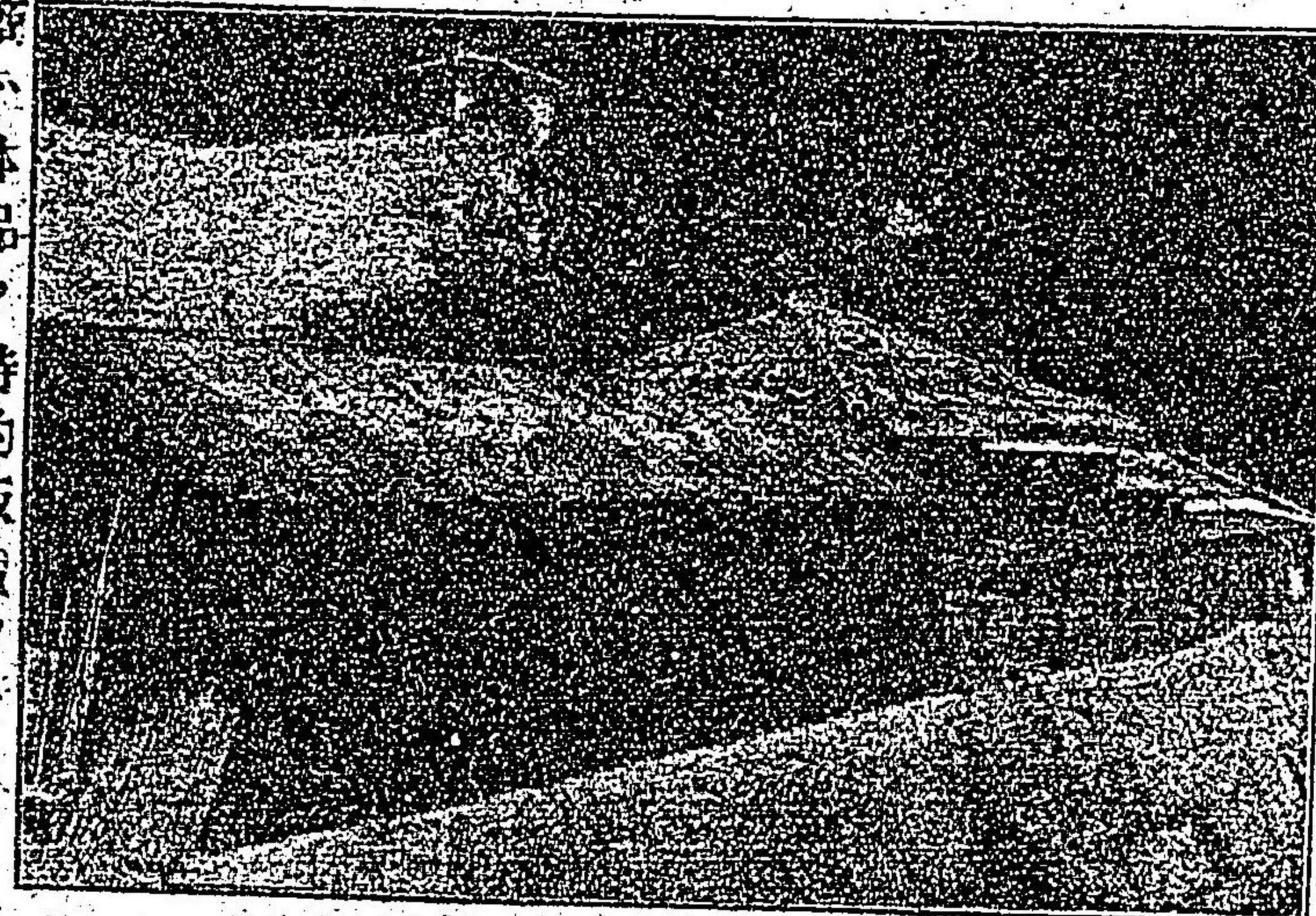
- △瀧川辨三君
- △麥少彭君
- △ロバート、ヤング君
- △エー、ダブリウ、カルチヌ君
- △秋山恕郷君
- △柴田音吉君
- △大島喜馬太君
- △山路千代藏君
- △松本義信君
- △駒井潔君
- △大江仁兵衛君
- △角藤興吉君
- △故阪東直五郎君
- △日本燐寸製造株式會社工場
- △神戸又新日報社
- △兵庫縣農工銀行
- 神戸市の沿革

- 神社佛閣 二五
- 名所古跡 四一
- (キリンビール)
- 官衙 五〇
- 學校 一〇〇
- 商業會議所 一一八
- 武德會、赤十字社、在郷軍人 一二四
- 國縣市區會議員 一二七
- 市内の資産家 一三三
- 新聞社興信所 一四〇
- 辯護士、公證人 一四一
- 病院醫師 一四三
- (本田帽子店) 一五一
- 銀行、會社 一五二
- (藤屋(江馬内科院)) 一七八
- 燐寸製造同軸木商 (泉正宗) 一七八
- 貿易商 一八一
- (細見咽喉科院(有馬タンサン水)) (中林) 一八一

布引タサンの大發展

聖路博覽會金牌受領

商ハ本品ノ特約販賣ヲナセリ



内外各地ノ信用アル西洋酒食料品

衛生的高等飲料

味付布引タサンの特色

弊所製造ノ味付飲料水ハ有名ナル天然ニ噴出スル布引タサン礦泉ニテ製造セルヲ以テ衛生上ハ云フニ不及醫治的効能顯著ナルハ普通井水ニテ製造シタル味付飲料水ノ此ニアラス弊所ハ天然礦泉ニテ味付飲料水ノ製造ノ嚆矢ナルヲ以テ近頃製造ノ他品ニ比シ品質風味共ニ卓越セリ

布引礦泉所

電話番號四九番

- シヤンペンサイダ
- レモナード
- ストロベリー
- ジンジャエール
- アイスクリーム
- フレンジエード

神戸市要鑑目次

- 題字 服部知事
- 序文 坪田市長 川崎總南君
- 自序 編者
- 寫真版
- △明治初年の神戸村と兵庫
- △服部知事
- △水上市長
- △坪田十郎君
- △小寺謙吉君
- △小手川信次君
- △日本燐寸製造株式會社と直木政之介君
- △岸本豊太郎君
- △藤井定介君
- △柴田友藏君
- △山田喜介君

- △瀧川辨三君
- △麥少彭君
- △ロバート、ヤング君
- △エー、ダブリウ、カルチス君
- △秋山恕郷君
- △柴田音吉君
- △大島喜馬太君
- △山路千代藏君
- △松本義信君
- △駒井潔君
- △大江仁兵衛君
- △角藤鐵吉君
- △故阪東直五郎君
- △日本燐寸製造株式會社工場
- △神戸又新日報社
- △兵庫縣農工銀行
- 神戸市の沿革

- 神社佛閣 二五
- 名所古跡 (キリンビール) 四一
- 官衙 五〇
- 學校 一〇〇
- 商業會議所 一一八
- 武德會、赤十字社、在郷軍人 一二四
- 國縣市區會議員 一二七
- 市内の資産家 一三三
- 新聞社興信所 一四〇
- 辯護士、公證人 一四一
- 病院醫師 (本田帽子店) 一四三
- 銀行、會社 (藤屋(江馬内科院)) 一五一
- 燐寸製造同軸木商 (泉正宗) 一七八
- 貿易商 (細見咽喉科院)(有馬タンサン水)(中林) 一八一

外國商館 (キヨーン)(高島屋)	一九二	諸車製造業 (森川萬生堂)	一三七	寫真業 (産科婦人科)坂本重勝	二六〇
海陸產物商	二〇三	藥種賣藥商 (壽亭)	二三八	書籍玩具商 (産科婦人科)小野安(かんじろ館)	二六一
米穀肥料商 (水野眼科院、神戸便器商會)	二〇七	時計眼鏡貴金屬品商 (開廣社)(大西商店)	二四四	紙文具商 (加古胃腸科院)	二六三
海陸運輸船舶業 (水野皮科院、菅原花柳科病院、前田醫院)	二二二	洋服商 (杉本出張所)	二四六	印刷業 (東京庵)	二六四
鐵工、鑄物、電氣業	二二八	和洋雜物雜貨商	二五三	印刷彫刻師 (尼崎造船部)	二六六
造船、潜水、船具商	二二〇	袋物小間物商 (山縣眼科院)	二五四	樂器商	二六七
度量衡、金物商 (志賀醫院)	二二一	系紐商	二五六	銃砲商	二六七
石炭商	二二五	化粧品商	二五六	煙火商	二六七
材木商 (小川醫院)	二二七	帽子莫大小商 (家畜病院)	二五七	刀劍商	二六七
土木建築測量師 (諸進物用達商)	二三一	蒲團蚊帳棉商 (精養軒)	二五八	自轉車商	二六七
煉瓦、灰、石材商 (福島醫院)	二三四	足袋裝束商 (眼科醫院)	二五九	靴行季商	二六八
製箱商	二三六			履物商 (紀の屋本店)(肺病專門)岩本醫院	二六八
				靴商	二七一
				皮革商 (梅田小兒科院)(産科婦人科)千頭醫院	二七一

(川上呼吸器科專門醫院)(今駒)	二七三	生魚問屋 (高橋眼科院)	二九〇	質商 (五仙堂印房)	三二〇
繻疋荒物商	二七四	洋酒食料品商	二九一	金錢貸付業 (松葉家旅館)	三二〇
油商	二七六	茶商	二九二	現物商	三二四
和洋家具建物商 (神澤内科小兒科醫院)(島越病院)	二七七	煙草商	二九二	公ナル周旋業	三二五
硝子商	二七九	砂糖商	二九三	和洋菓子商	三二六
(キリンビール)(中林商店)	二七九	白米雜穀商 (天清)	二九四	餅、饅頭、しる商 (キリンビール、アシン)	三二七
陶器商	二八〇	粉種物商	三〇〇	煎餅、をこし商 (虎家齒衛館)	三二八
疊表及疊商 (衣巻商店)	二八一	酒商 (伊與久龍耕堂)	三〇一	料理店	三二九
古器物商 (泉正宗)	二八二	醬油商 (折尾醫院)	三〇六	西洋料理店	三三一
古着商	二八四	肉類商	三〇七	ホテル旅館 (榎谷商店)(大和屋シャツ店)	三三二
精米業 (金熊石鹼)(生田藥局)	二八五	小鳥商	三〇七	雜業(いろは別)	三三五
乾物商 (婦人科小兒科)大槻さき(白井醫院)	二八六	牛乳商 (松井精肉店)	三〇八	基督敎會所	三四五
青物果實商 (壽多組)	二八八	米穀米式仲買人 (井上醫院)	三〇九	劇場、寄席	三四六
				看護婦會	同
				助産婦	三四七

目次

碁家と將碁家	三四八	神戸三菱造船所	山本甚吉商店	四
書家	三四九	三菱合資會社銀行部	日本毛織株式會社	
畫家	同	三井銀行神戸支店	丸山藤助商店	
詩家	同	住友銀行神戸支店	神戸魚鳥青物完市場	
和歌者流	三五〇	大阪商船株式會社	三木茂商店	
茶の湯と生花	同	富島組神戸支店	南原清吉商店	
音樂家	三五二	鐘淵紡績會社兵庫工場	丸善商店	
遊藝者	三五二	川崎造船所	三星堂藥舖	
劍道教師	同	シンガーミシン裁縫機械會社	赤壁藥舖	
柔道教師	同	第六十五銀行	西村蘭更堂	
		大日本鹽業株式會社	グランドホテル	
挿繪		岸本銀行	上島神戸本店	
浪速銀行		日本郵船株式會社	みかどホテル	
大丸吳服店		多田化學製品所	田中儀七商店	
明治屋神戸支店		神戸合同化學試驗所	東亞ホテル	
カールーロデ商會		鈴木商店	坪井時計店	
第一銀行神戸支店		神戸建築工務所	オリエンタルホテル	
第三十四銀行神戸支店		日本商業銀行	三越吳服店	

エハト商會	
櫻正宗	
京印醬油大塚茂十郎商店	
神戸米穀株式取引所	
時枝樂器店	
灰谷正木堂 (大能湯本舖)	
開燧社	
増田製粉所	
日本紙軸製造會社	
日本製粉株式會社兵庫支店	
濠西銀行、鴻池支店	
宮地運三郎商店	
玉置商舖	
厄ヶ崎齋藤商店	
共同火災海上運送保險會社	
有名ナル賣藥雜號	
柴田洋服店	
前田清次郎商店	

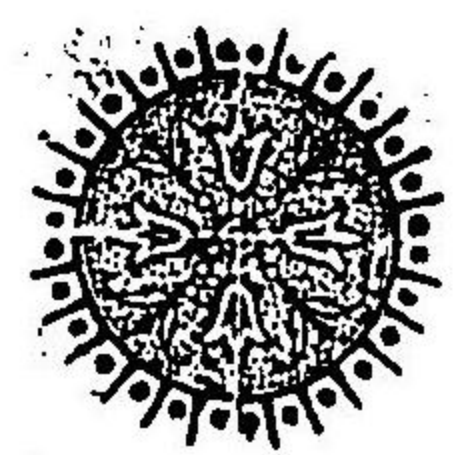
河合兼松商店	
日本醬油釀造株式會社	
若林酒店	
金佐亭	
布引礦泉所	
多木製肥所	
神戸木工株式會社	
明石罐詰販賣所	
大森葦盤商店	
市場庄介商店 (疊表商)	
高橋銃砲店	
三浦半兵衛藥店、中西芳國堂	
井上紙店、松山源次郎商店	
中村醬油店、鈴木醬油店、若林	
醬油店、小栗醬油販賣店	
日本實業館	
正直屋時計店	
岡田商店、横山商店	
中井重太郎、二宮兄弟商會	

西脇商店	
前田靴店、神戸屋靴店	
山本ゑり店、日の屋	
ゑり正、名村重次店商	
上山一之助商店	
勉強社神戸支店、白石看板店	
虎勝事、黒田商店	
田戸罐詰製造所、前田竹松商店	
水口雜貨店	
宮下惣左衛門商店	
内國海運株式會社	
大森商會	
内國通運神戸支店	
株式會社	
佐藤商店、神戸海上運送保險株式會社	
栗賀常次郎商店	
田中幸次郎商店	
柴田友藏商店	

赤木國次郎商店、秋田作松商店
 幸田喜作商店
 森田鐵工所
 藤本善助商店、利井仙吉商店
 泉谷岩吉商店
 城山熊吉商店
 堀江政兵衛商店
 日本人造肥料會社神戸分工場
 本田帽子店
 京三商店
 大井牛肉店
 大和屋商會 (印刷所)
 十合吳服店
 眞盛堂 (洋酒店)
 津垣商店 (ツガキ肝油)
 藤井由翠堂
 谷回春堂
 あり卯

高橋商店 (洋酒商)
 小綱與八郎 (清酒世界長)
 不二屋
 大島太助 (清酒愉快) 灘御影酒
 造組合事務所
 東田商店
 加納治兵衛 (清酒白鶴)
 鹽谷盛大堂
 泉仙介 (清酒正宗)
 陸屋商會 (自轉車商)
 小倉商店 (輕木モール)
 陣野染物店
 舞子龜屋 (旅館)
 神湊俱樂部
 三輪亭 (精肉)
 鳥音 (鶏肉)
 健腦丸
 衣卷市太郎商店

長谷川洋服商
 車豐本店
 中井商店
 西魚善樓
 和田金成堂
 クラブ洗粉
 カールローデ商會
 日本生命保險會社
 日本火災保險會社
 清酒寶殿
 明治屋神戸支店





能
綢
羅

形
勢

一
三
五



序

凡有形者何時にか没せん有生者何時にか死せん
獨り千百歳に涉り不没者史也

我神戸市は(源平古來)以來名所舊跡に饒む然れども幾
變遷を経て名有て而も其實無きもの不鮮世の憾
とする處即ち史の能く之を辨ずる微せば豈何に
據て歟古きを温ねん

今

山内君所著神戸市要鑑なるものを閱す書古今に

涉り而も開港以來の沿革を詳にす其文辭悉く金玉にあらずと雖も世の耳目を裨補し千歳没せざるに至り寧ろ金玉も猶ほ不如所謂神戸市要鑑乎叙以爲序

己酉五月上浣

坪田十郎

序

神戸港の發達は洵に長足にして、世人の見て以て意外とする所なり、明治の初年始めて港を開き、當時誰か其今日あるを想はんや、蓋し此劇甚なる發展を遂げたるは、地の利を得たるに由ること勿論なりと雖も、其依て來る原因なくんば非ざるなり。顧ふに神戸は往古神の戸と云へる當時より清盛の築島に至るまで、或は爾來今日に至るまでの長き歴史を有せり、歴史は今爰に繰返さざるも當港は更に一大發展を遂ぐべき運命を有せり。謂ふまでもなく神戸港は日本の玄關にして、世界の通商貿易港中前途最も有望なる地位に在り、我邦の地位の進むと共に其進歩すべきは勿論、縱ひ我邦が現状の儘に在りとするも神戸港は世界の通商港として多大の發達を遂ぐべき地位に在り、巴奈馬運河の開通と西比利亞の開発は世界の通商貿易をして其狀況

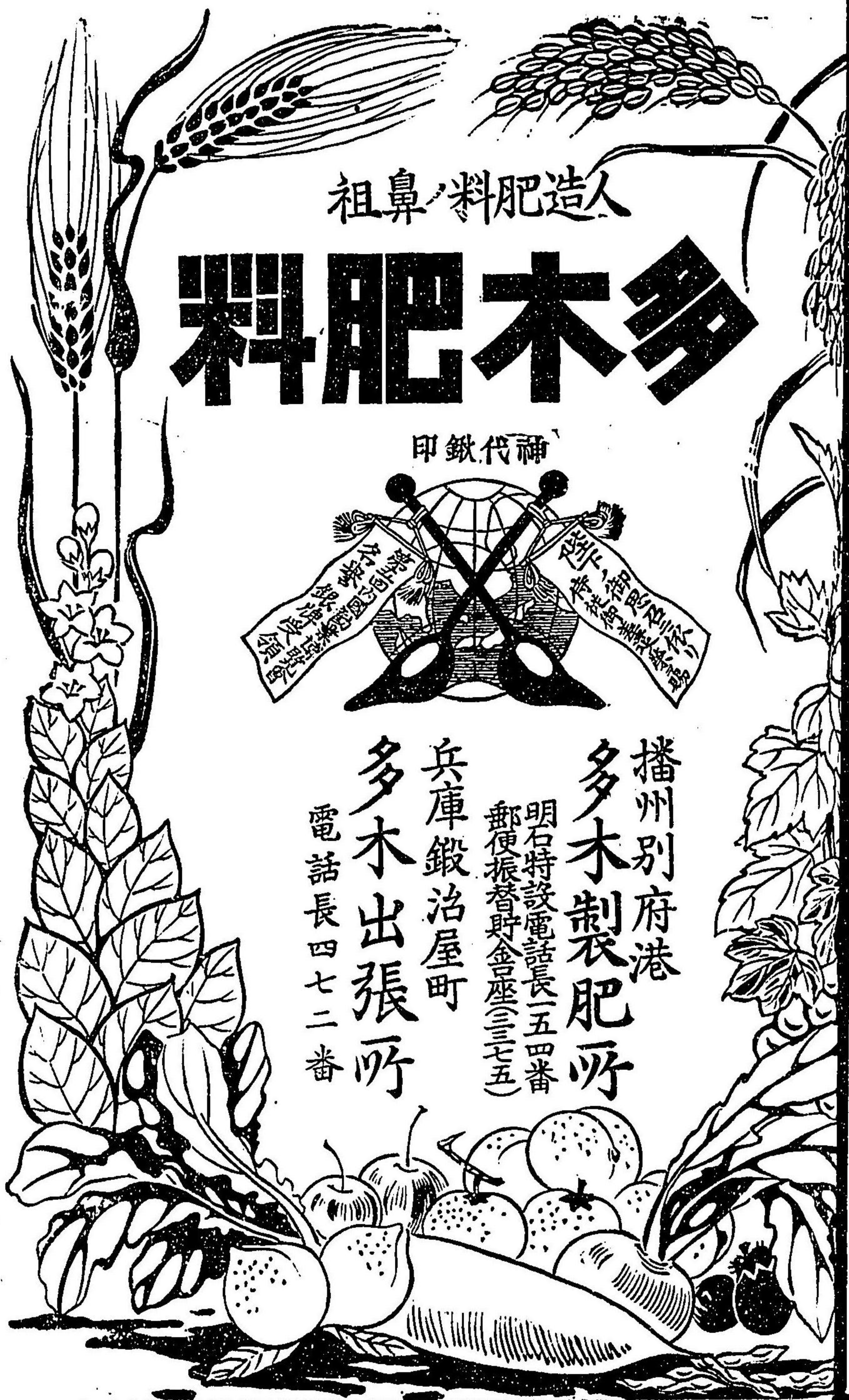
を一變せしむべき必至の勢なりとせば、何人も此理を否むものなかるべし、要するに當港は世界的港灣として其現状は勿論遡つて其沿源を究めんとするもの多きこと當然にして、而も歴史上の事實にして世に傳へ後に示すべきもの頗る多し、之を知らんとするもの海の内外、洋の東西を問はざるべきなり、即ち茲に神戸市の沿革を詳にすべき書籍の必要ある所以にして、今日まで幾多の有志之を企てたりと雖も、未だ其完全なるものを見るに至らざりしが、今回知人山内氏の著せる所、此欠陥を補ひ得て餘りあるが如し、予は此著を以て狭くしては神戸市民の爲め廣くしては世界の人士をして利益せしむるもの頗る多かるべきを信するものなり、今や本書の上梓せるを聞き喜んで之を江湖に紹介せんと欲す、時に巳酉陽春、櫻花爛熳の時

神戸又新日報五州社にて

川 嶋 總 南

自序

從來商工録と唱へ坊間鬻ぐ所の者の多くは、單に商工業者の氏名を蒐集せるに止まり、弘く各般の事に涉つて記述したるものに至ては、實に寥々として稀に見る所とす、予輩爰に見る所あり當市各般の事情を網羅し細大洩さず、所謂座ながらにして市の現状を窺知する底のものを作せんと志し、客臘稿を起して今や上梓の運びに至り、名けて神戸市要鑑と云ふ、而して其内容に至つては卷頭に神戸市沿革を据ゑ、逐次神社佛閣、名所古跡等の因縁を叙し、續いて市に藉を置ける官衙の沿革より起して現時の詳細に及ぼし、下は市人各個の營業種目を緻密なる區分の下に臚列し、營業稅額參拾圓以上所得稅額拾五圓以上のものは謂ふに及ばず、尙ほ是以外に涉つて登載せるもの實に尠しとせず、本書の内容正に斯の如し、蓋し其含蓄する所、爾かく浩漭なるを



人造肥料鼻祖

多木肥料

補代鍬印



播州別府港

多木製肥所

明石特設電話長一五四番
郵便振替貯金座(三七五)

兵庫鍛冶屋町

多木出張所

電話長四七二番

以て、時に脱漏の虞れなしとせず、到底杜撰の譏は免れずと雖も、而も市人諸君が座右の同伴として聊か参考に資することを得ば、著者の本懐之に如くものなしと云爾

因に本書は當初紙數に豫定ありしも、中途にして其方針を變じ、幾多の寫眞を挿入し且紙質を精撰したるを以て体裁其他に異動を生ずるの止むを得ざるに至れり、此段謹告す

巳酉五月中旬

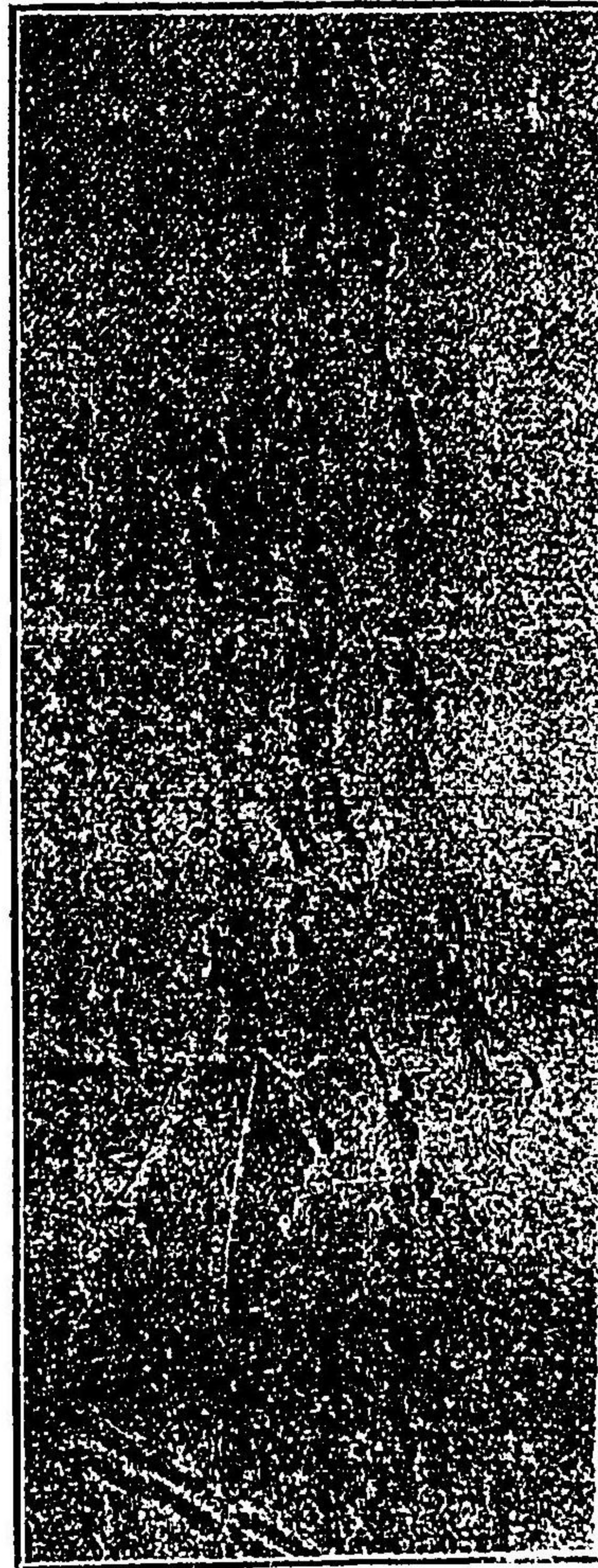
編者謹誌

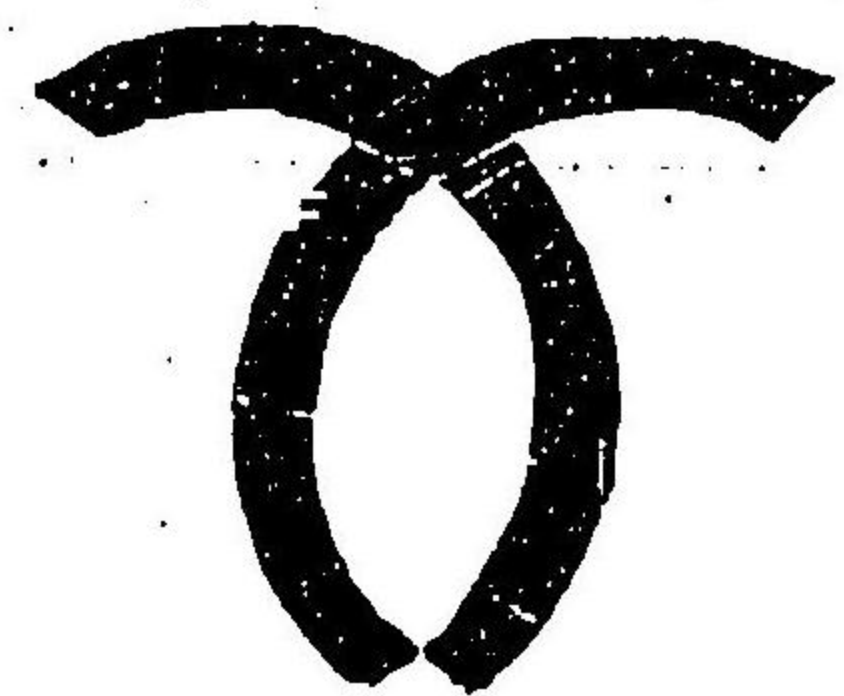
兵 庫 縣 知 事
從 三 位 勳 一 等



服 部 一 三 氏

明 治 初 年 神 戶 町 之 兵 庫

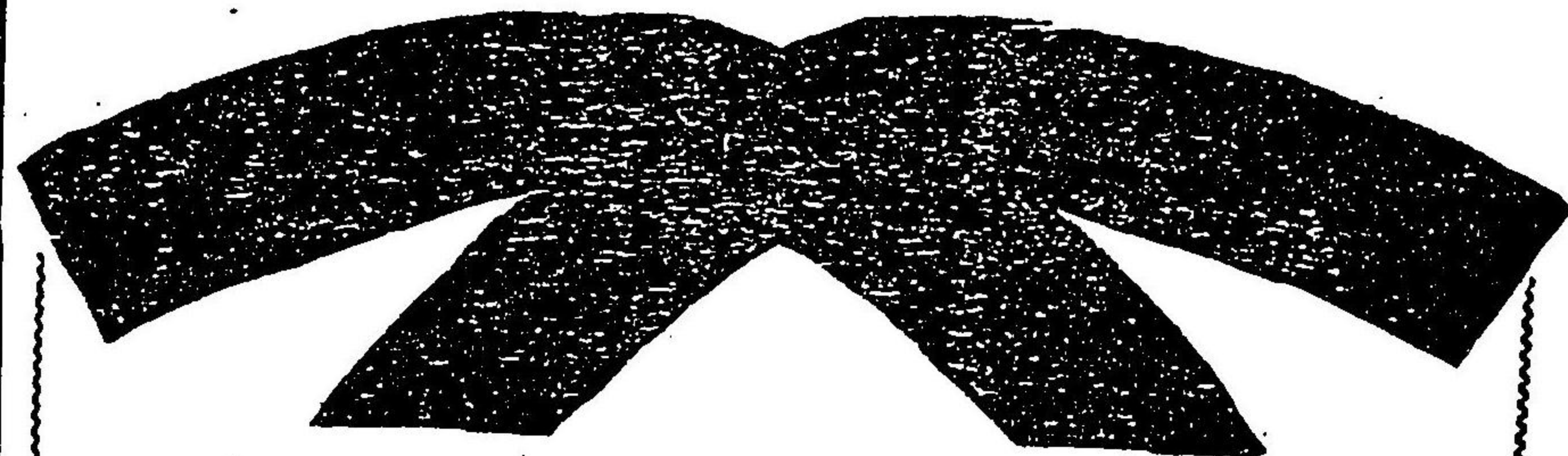




兵庫縣選出國會議員
神戶市長



坪田十郎氏



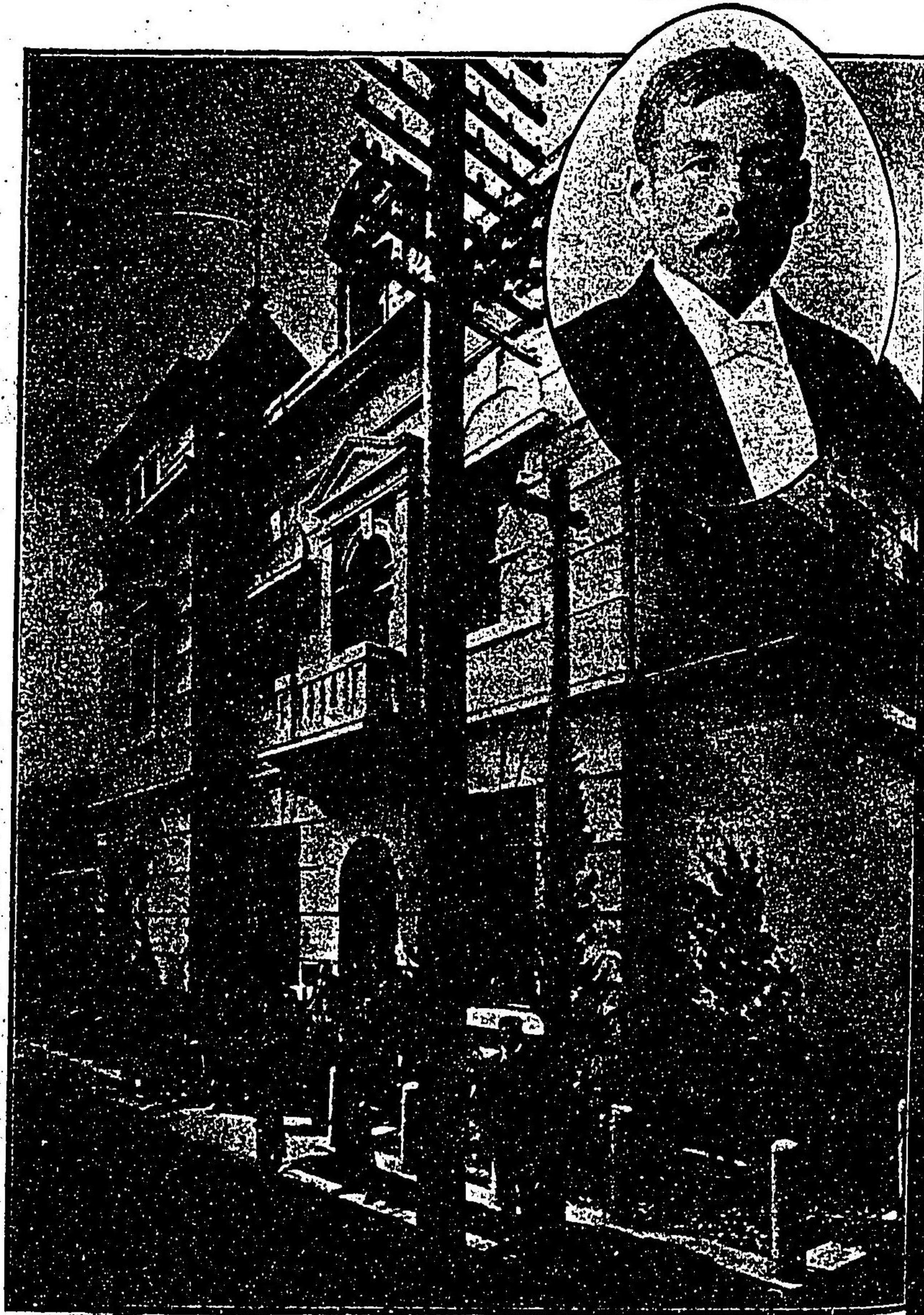
神戶市長
從四位上



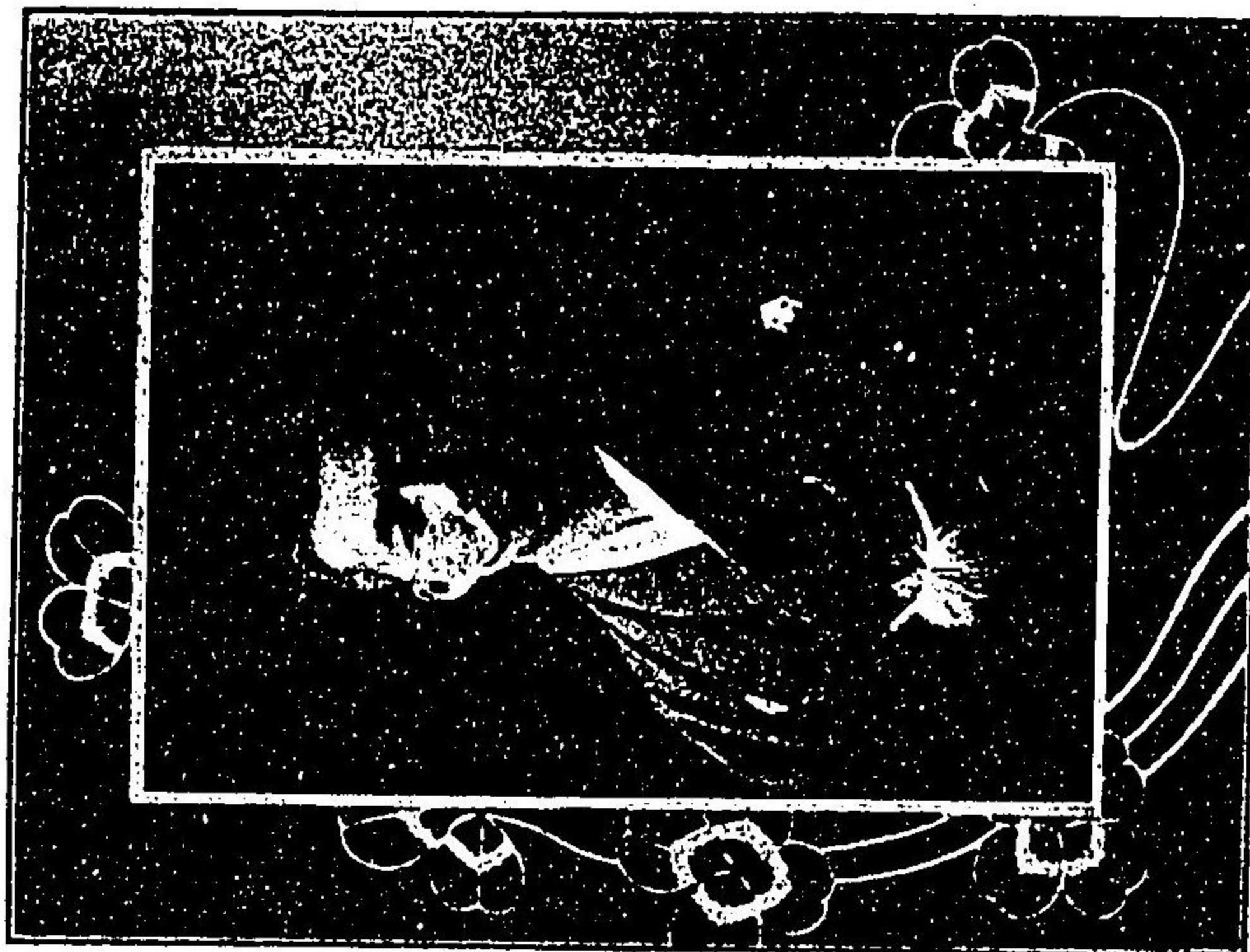
水上浩躬氏

日本寸製株式會社

社長 直木政介氏



衆議院議員



小寺謙吉氏

神戶市助役



小川信次氏

岸本銀行主 岸本豊太郎氏



北海産材木商 柴田友藏氏



兵庫青物定市場社長 藤井定介氏



第六十五銀行監査役 山田喜介氏



構寸界之偉人 瀧川辨三氏



神戸之豪商 麥少彭氏



シヤパン、クロニクル社長 ロバート、ヤング氏



神戸ヘラルド新聞社長 エー、ダブリウ、カルチス氏





氏造代千路山 員議會市

長院病島大 科人婦科產



氏太馬喜島大



氏信義本松

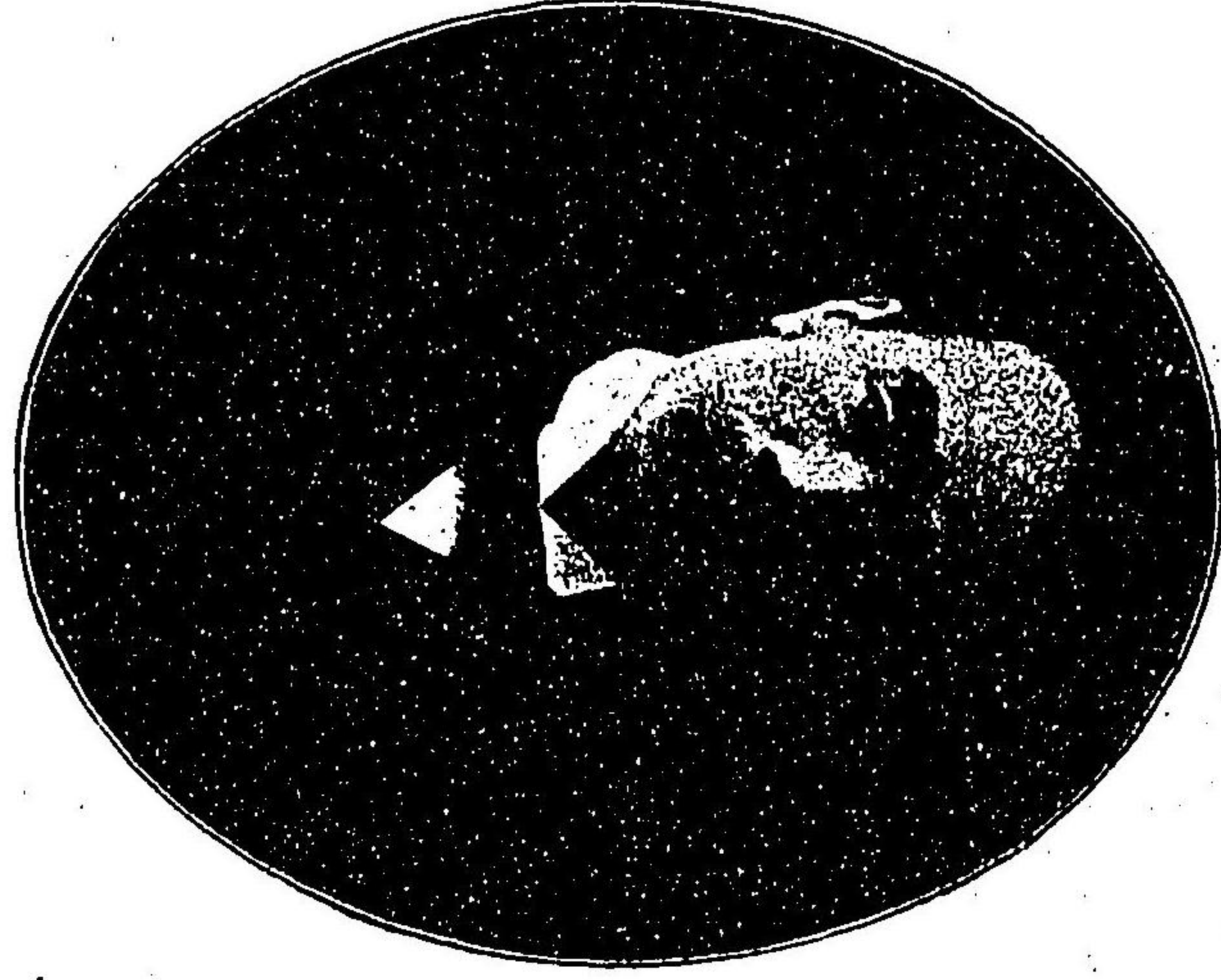


魚島青物定市場社長 秋山恕郷氏



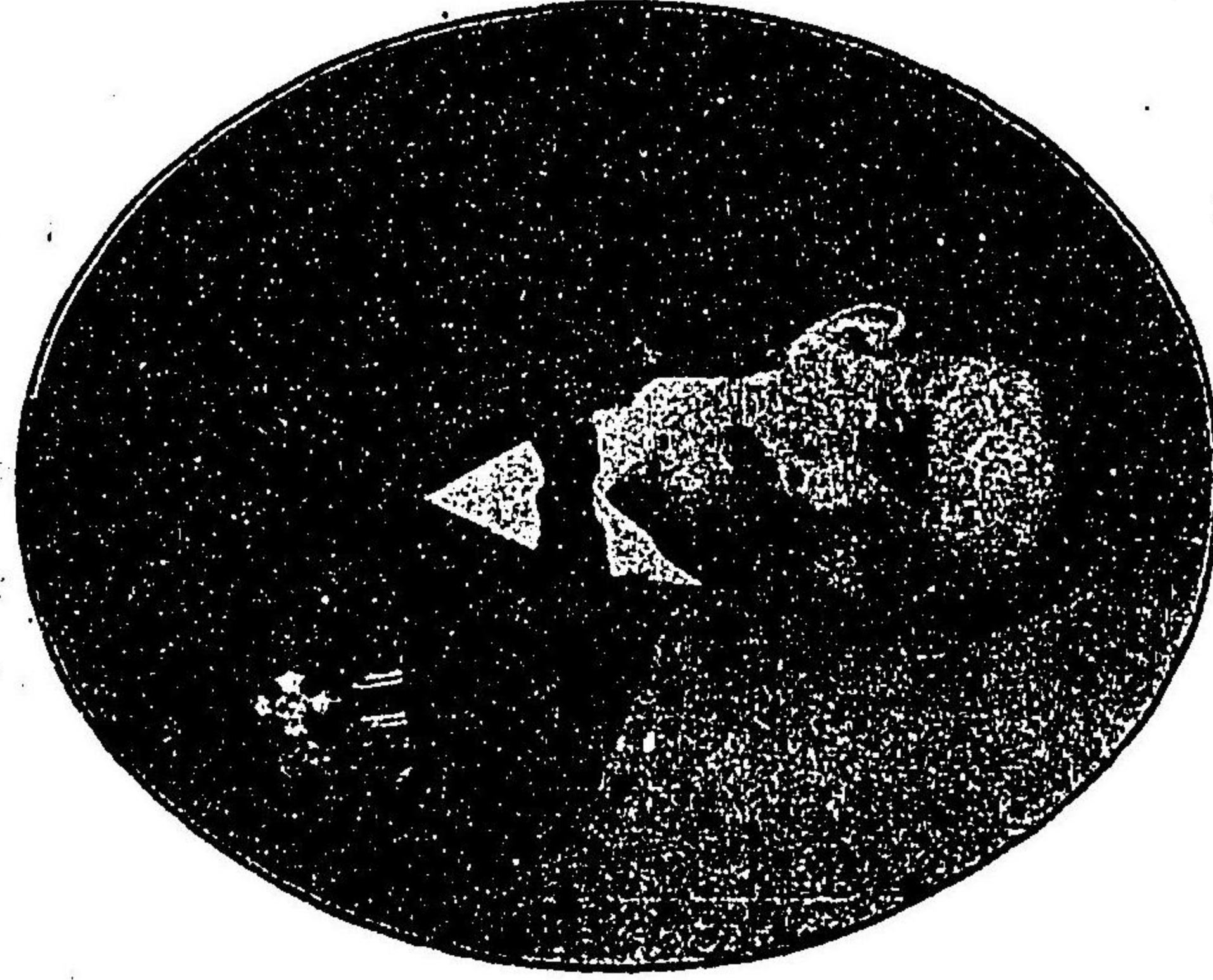
神戸商業會議所議員 柴田音吉氏

氏郎五直東阪故



者明發帶調東阪

氏吉鐵藤角



長社會資合輸運外內

位六從師醫



氏潔井駒

人配支社會式株業林韓日

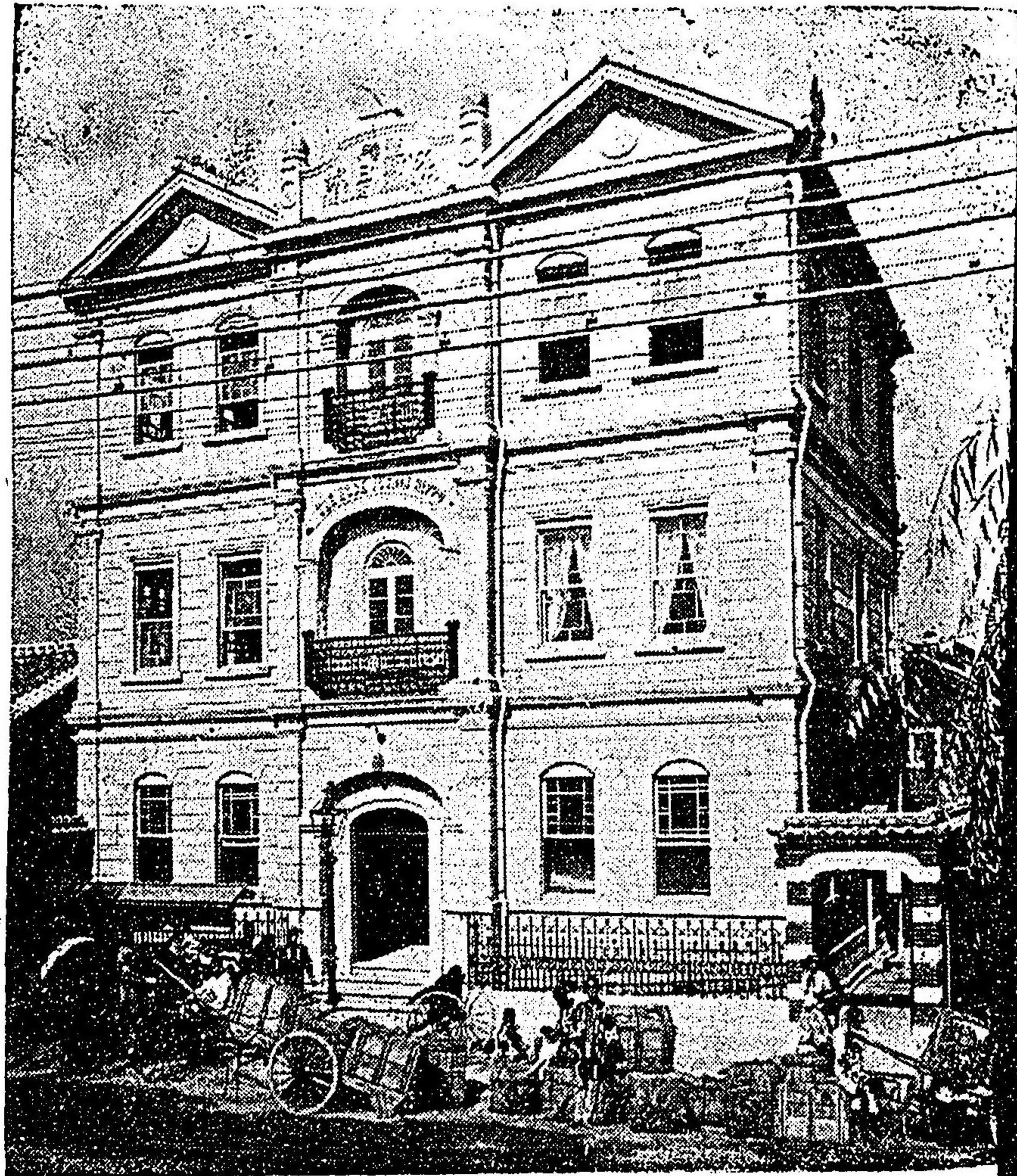


氏衛兵仁江大

[年五十二業創]

報日新又戸神

番〇九二一長 四三長話電



社 州 五

目 丁 六 町 榮 市 戸 神



日本燐寸製造株式會社の發展

燐寸業の本場は謂ふまでもなく神戸市たることは何人も疑はざる所なり従つて之が會社團體は實に擧げて數ふ可らず中に就て最も大なるものを日本燐寸製造株式會社とす社長直木政之介氏は明治二十年以來斯業に従事し其貢獻する所實に著大なりさす嘗て明治三十六年神戸觀艦式の際侍從を差遣せられ工場視察の光榮を受く當時二重安全旭櫻印燐寸御買上の名譽を蒙りたるは氏の面目といふべし其他象印燐寸は第五回内國勸業博覽會に於て名譽銀牌を、聖路勿萬國博覽會にて名譽の大賞牌を受けたり氏は其後一昨年自己所有の工場を中心として他に分立せる小工場を合同し百萬圓の資本を以て新たに設立したるもの即ち日本燐寸製造株式會社とす同社の製産額は年々優に百六七拾萬圓に達すと云ふ



日本燐寸製造株式會社
機械工場



同箱詰工場

●返済に便利なる貸付方法

當行は土地建物を抵當として年賦なくづしの返済に依る貸付をなす一例を擧ぐれば

十五ヶ年間 借入るゝ時は元金の約一割二分二十ヶ年間

借入るゝ時は元金の約一割一分に相當する金額を毎年拂込めば自

然に元利を返済せらるゝ方法なり

神戸市下山手通五丁目

株式 兵庫縣農工銀行

電話 四〇三番

神戸市の沿革

神戸市の沿革を叙するもの多くは、其太古よりするを常とせり、沿革を叙するとしては素より其所たりと雖も、然れども太古に遡つて記述するが如きは、徒らに繁冗に流れて、而も無味淡々其益する所尠なかるべし、蓋し神戸港の發展は近く此二三十年間に胚胎するものなれば、此間の消息を現はせば足れり、何ぞ故らに因縁遠き太古の事跡を追求するに足らんや、是を以て本書に於ては特に明治初年より起して以て神戸港の沿革を叙することなしぬ。

明治初年の兵庫と神戸

今や神戸港は東洋の關門とて謳はれ、内外交通の要衝、百貨輻輳の一大貿易港たる事は、何人も之を首肯する所なりと雖も、今よりして既往の四十年前を回想すれば、吾人は感慨轉た禁する能はざるものあり、諺に曰く、桑田變じて海となると、今此譬へを顛倒して四十年前までは實に鷗棲鷺宿の寒郷が、今日の變態を見るに至ては、誰れか其異數に驚かざるを得んや、予輩は此異數の變遷状態を叙するの一興あるを信するが故に、大略の沿革を左に擧げん。

維新の初幕にあつては、兵神の地は至る所草茫茫、僅かに茅屋鶏犬の村を以て點綴され、四離點點幾多の部落を見るに止れり、試みに湊川堤防に上りて四顧すれば满目蕭寥として目を遮ざるものなく、古松亭々として、空しく松籟の聲するあるのみ。

堤上より神戸村を瞰下すれば、道程略は七八町にして道は漸く人家の蔭に隱る、其道幅二間許り、

●返済に便利なる貸付方法

當行は土地建物を抵當として年賦なしくづしの返済に依る貸付をなす一例を擧ぐれば

十五ヶ年間 借入るゝ時は元金の約一割二分、二十ヶ年間

借入るゝ時は元金の約一割一分に相當する金額を毎年拂込めば自然に元利を返済せらるゝ方法なり

神戸市下山手通五丁目

株式兵庫縣農工銀行

電話四〇三番

神戸市の沿革

神戸市の沿革を叙するものゝ多くは、其太古よりするを常とせり、沿革を叙するとしては素より其所たりと雖も、然れども太古に遡つて記述するが如きは、徒らに繁冗に流れて、而も無味淡々其益する所尠なかるべし、蓋し神戸港の發展は近く此二三十年間に胚胎するものなれば、此間の消息を現はせば足れり、何ぞ故らに因縁遠き太古の事跡を追求するに足らんや、是を以て本書に於ては特に明治初年より起して以て神戸港の沿革を叙することゝなしぬ。

明治初年の兵庫と神戸

今や神戸港は東洋の關門として謳はれ、内外交通の要衝、百貨輻輳の一大貿易港たる事は、何人も之を首肯する所なりと雖も、今よりして既往の四十年前を追想すれば、吾人は感慨轉た禁する能はざるものあり、諺に曰く、桑田變じて海となると、今此譬へを顛倒して四十年前までは實に鷗棲鴛宿の寒郷が、今日の變態を見るに至ては、誰れか其異數に驚かざるを得んや、予輩は此異數の變遷状態を叙するの一興あるを信するが故に、大略の沿革を左に擧げん。

維新の初幕にあつては、兵神の地は至る所草茫茫、僅かに茅屋鷄犬の村を以て點綴され、四離點點幾多の部落を見るに止れり、試みに湊川堤防に上りて四顧すれば滿目蕭瑟として目を遮ざるものなく、古松亭々として、空しく松籟の聲するあるのみ。

堤上より神戸村を瞰下すれば、道程略ぼ七八町にして道は漸く人家の蔭に隱る、其道幅二間許り、

両側に並木松數十本の屹立するものは、是れ即ち西國街道なり、路傍芝草濃かにして、牧童悠々牛を曳いて往き、水田菜圃は其左右に列る、尙ほ堤下より右街道に分岐して斜に田圃を通ずる一條の捷徑あり、即ち兵庫より神戸村に通ずる間道とす、而して其間道の盡くる所一區の墓地あり、新たに築かれし土饅頭の傍に、雨に暴されし白燈灯の風に颯らるゝ等、行人をして知らず、悽愴の情を催さしむ、仰げば摩耶、六甲の山脈蜿蜒として翠巒重疊、而も嫉風妬雨は青松の翠り將さに滴らんとするを憎むものか、丘陵をして斑々其皮膚を現はさしむ、山麓より街道に達するまで、一面廣漠たる斜面的耕地は、一帯黄金の波を漂はせ、案山子は至る所に立ち四邊関として只駄馬の嘶くあるのみ、楠公墓畔の村の如き茅屋僅かに三々伍々、里人呼んで三軒屋と唱ふる、誠に理りなり、當時の寂寥實に斯の如し、僅々四十年を経る今日にして此變遷を見る、如何にお釋迦様と雖も斯く成行くとは豫想せざる所なるべし。

斯かる中にも人家集つて漸く一村の体を爲すものを走水村とす、一村擧げて百四十餘戸、更に進めば二ツ茶屋に入る民家約三百、其東なるを神戸村とす、前二者に比すれば村域稍大にして民家五百を超ゆ、西國街道は此三村を横貫して戸々軒を列ぬ、然れども家屋として見るべきものなく、其構造の如き實に疏略にして、神戸村に入れば稍見るべきものなきにあらざるも、之とても多くは茅葺の平家にして、二階造の如き指摘し得るに過ぎず、住民の多くは農業に従事する者か勞働者のみにして、場末に至つては駄菓子、草鞋等を鬻いで僅かに其日を糊するに過ぎず、唯時々船夫等の上陸して馬鹿騒ぎを爲すことあるを以て一二の料亭ありしのみ、故に町家に珍客の來るや、兵庫に走らざれば饗應の酒肴を調ふ能はざる有様にして、而も尙ほ之を以て不便を啣たざりしと

云ふに至ては、人も亦素樸なれども、今日と比して其便、不便實に霄壤も雷ならざるなり以上は單に西國街道に沿へる概観たるに過ぎず、其四方に點在する部落を略述すれば、兵庫は御崎、東尻池、長田、夢野、石井、荒田、坂本及び宇治野に接し、是等は孰れも山麓若くは田苑の間に孤在する小村にして、石井の奥に鳥原あり、荒田、坂本の北には奥平野村あり、尙ほ神戸村の西北には宇治野、花隈、中宮、城ヶ口、北野の諸邑あり、其戸數の如き花隈に五十餘戸、荒田に三十餘戸、石井、鳥原夢野等は各三十戸位なるも、奥平野は比較的大村にして百戸以上を有せり、而して是等隔離せる小村が各所に點々たる有様は、恰かも幾多の遊星が太陽を圍れるが如く終には各相合して今日の神戸港に至れる顛末ば以後の出來事に徴して知らるべきなり

開港以來重なる出來事

兵庫鎮臺設置さる

明治元年正月二十三日兵庫鎮臺を置かる、是れ即ち兵庫縣廳の前身なり、東久世通禧之が都督となる(別頁參觀)

神戸運上所開局さる

同年二月五日神戸運上所(後に税關と改む)を開く

福原遊廓の設置

予輩は遊廓に就て多く記するを好まず、然れども新開地の多くは必らず先づ土地繁榮策の手初

めとして遊廓を設置するの慣ひあり、新開の神戸港が遊廓設置の爲に幾分繁榮を助長したること無きにあらずと思惟するを以て爰に掲ぐること、なしぬ

兵革漸く治まれり、貿易開始の遠令ありし以上は、神戸港前途の繁盛なるべきことは、何人も想像するに難からざる所なり、斯くて神戸の人心は漸く活氣を帯び來れり、氣逸の連中の中には、演劇場の建設を出願するものあり、遊廓設置を請ふものあり、是に於てか神戸運上所は明治元年二月十九日を以て布達して曰く

今般御開港に付相生町於濱手遊女屋差許相成候に付ては取締方一層嚴重に相立不申ては難相成筋に付是まで淫賣女同様の所業致候者は一切不相成候條其旨屹度相心得改て遊女屋渡世致度との義に候は遊女人別相糺し帳面に記し取締頭取へ申通じ渡世可致者也

斯くて設置されたるを福原遊廓とす、同遊廓は現今の東川崎町海岸一部の地を割して設けられたるものにして、新築成りて全く開業するに至りしは明治元年十一月なりとす、妓樓の大なるものを大寶樓とし、坂本屋之に亞ぎ、他は二十餘軒續きの長屋建にして陋褻極れり、然れども其外面は

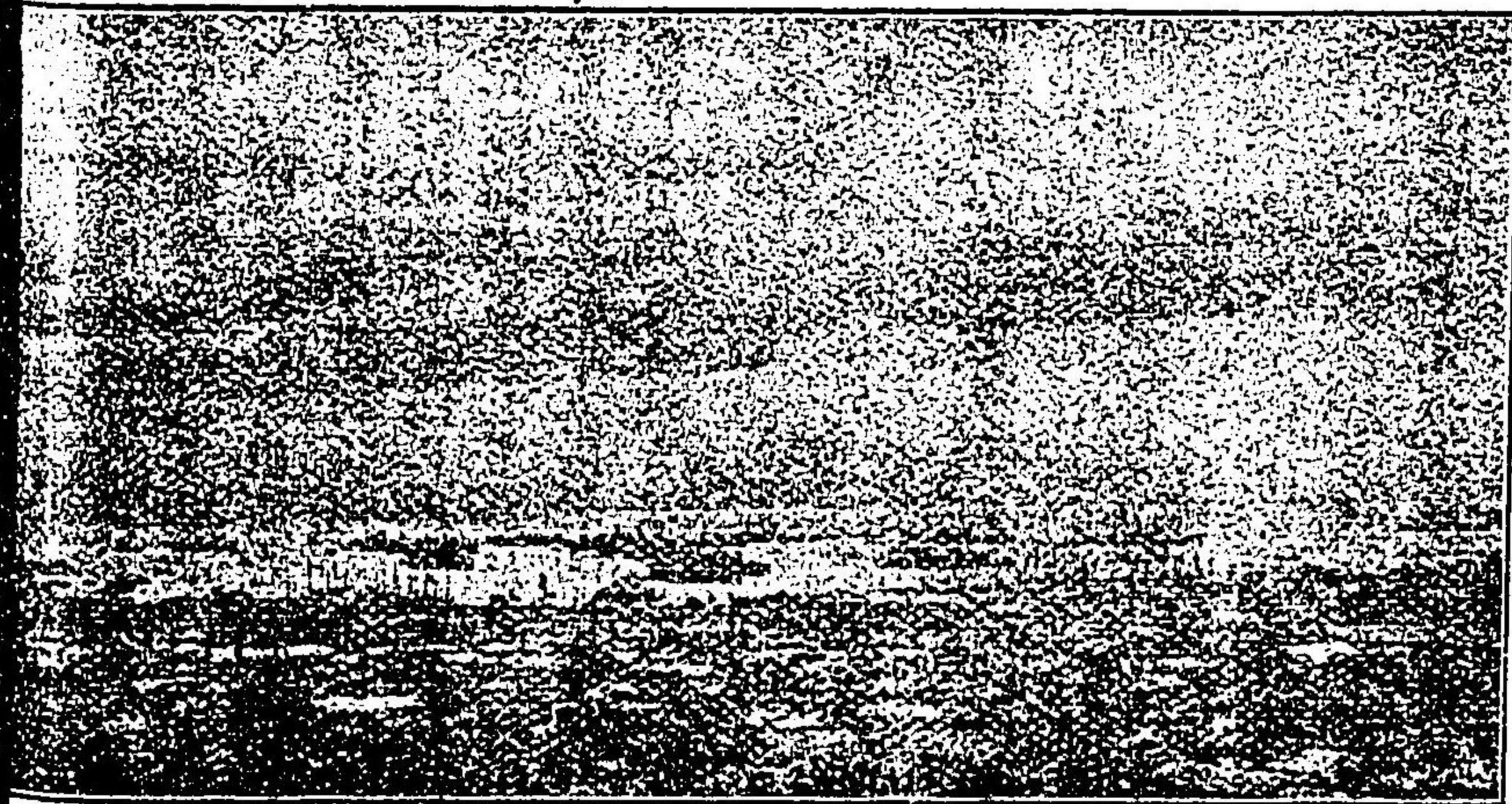
江戸吉原に摸倣して、宇治川に向うて大門を構へ、夜警の如き鐵棒曳を使ふなど他に見ざる所なり、尙ほ廓内には南京茶屋もあれば檢番所もあり、藝達のもの多く兵庫柳原の妓と優劣を競へり其後明治四年鐵道敷設の爲に、遊廓は移轉を命せられ、人跡絶えたる湊川堤防の東邊に代地を得て、同年六月より續々移轉に着手せり、是れ現今の福原遊廓にして、當時移轉料として各戸平均二十五兩を支給されしかば、忽ちにして家屋を建築するもの五十戸に近く、寂寥の田圃は花柳の巷と化せり、廓内は舊福原に比して其華麗勝ることも劣らず、町名を分つて仲の町、裏通及び京町と稱し、客足漸く繁かりしが、超えて明治五年九月遊女解放の令出でしより、斯界の恐慌を來し、容易に頽勢を挽回すること能はず、僅に餘喘を保つに過ぎざりしが、明治十年西南の役起るや、軍人役夫の來集するもの多く、生前の名残にと足を花柳の巷に入れしより、萎靡せる同廓も久方振りに景氣を取直すに至れり、其後市内に散在する娼樓は一切取拂はれ、悉く同廓に合せしかば一層區劃を擴めしも、明治二十九年八月三十日の洪水の爲め、濁流滔々堤防を決潰し、廓街は河身と變じて其損害高拾萬圓以上に及びしとぞ

楠社の造營

明治元年四月楠社造營さる、ことゝなり、同五年九月落成す(別頁參觀)

神阪間に汽船往來す

明治元年四月より汽船ストンチ號毎日午前八時大阪に向け出帆し、午後五時大阪より來る、蓋し一般旅客と貨物を積載するものにして、汽船の阪神間を往來するもの、實に之を以て嚆矢とす



市戸神るた見りよ山訪諏

兵庫縣設置

明治元年五月裁判所は兵庫縣と改稱し、伊藤俊介知事となる

神戸町の稱起る

同年十一月神戸、ニッ茶屋、走水の三村を合して神戸町と稱す

川崎に製鐵工場起る

明治二年四月金澤藩人石井專輔、遠藤太次郎等縣廳に借地の願書を提出し、七月に至り、出張軍務官へ縣廳の交附せる川崎の海濱を以て工場設置の地と爲さんと望む、兵部省は或命令の下に其請を許可せり、此に於て翌三年三月に至り土地借用の事全く決定し、設置の準備に取掛れり、其後同製鐵場は工部省の買上となり、尙ほ他の工場を合せて東川崎町に製作場を開き、改めて川崎造船場となし、明治十九年に至りて川崎正藏に拂下げらる、是れ今日の株式會社川崎造船所の前身なり

神阪間の電信成る

明治三年閏十月二十九日より大阪、神戸間の電信は通開しぬ、其線路は西成、川邊、武庫、菟原八部の五郡に亘る、當時假名一字に付價錢十六文なり、然れども當時に在ては其料金廉なりとは稱し難く、殊に實業界の狀況實に幼稚なるよりして、一般の商賈にして此利器を使用するもの至て稀にして、當初半ヶ年の収入料金は僅かに六百七十餘兩に過ぎざりしといふ

生田川附替と新市街の成立

明治四年三月迂回せる舊生田川を埋立て、布引の麓より直に敏馬の海に至る新生田川の開鑿を行ふ、之と同時に兵庫仲町部新市街設置の土工を起せり

和田岬燈臺の點火

抑も明治四年は神戸市街に取り實に繁多の年なりき、即ち楠社造營を始め、鐵道線路敷設、新道開鑿、市街新設、川床附替、海岸築造に次いで、和田岬の燈臺成り、布引遊園地を開く等大に市街の面目を一新せるものあり

是より先き明治元年十二月、政府は東南沿岸樞要の地を撰定して燈明臺を建設するの議を決し、既に同月二十七日を以て外國官は入津の外國船舶より徴收する入港料の歩合を定めんとまで進捗したりしも、當時萬般の施設創業に屬し、未だ兵庫地方の燈臺建設に着手するの餘裕だにあるなし、漸く明治三年一月に至り民部省は一基の燈臺を兵庫に設くるの議を決し、同年九月其工を起し翌年四月に至つて成り、其月二十七日より點火され、爾來舟子の指南車たらしむ

初めて人力車を見る

明治三年六月某者大阪より人車一輛を借來り三宮附近にて挽初めたり、市内に人車ある實に之を嚆矢とす、其中一人殖ね、二人殖ね、四年末に至つては市中に於て無慮八十餘輛の人車を見るに至れり、當時は人皆之を奇とし競うて乗車せしかば相當の收入ありしといふ、賃金は三宮より長田神社まで通常貳分と云ふ相場なりしを以て、健脚の車夫に至ては一日能く貳拾餘兩を儲けしとぞ

郵便役所置かる

既に電信架設せられ、鐵道又將に敷設されんとす、郵便事務の開始を要するや實に切なるものあり、明治四年十月驛遞寮は地方廳に達して曰く

丁抹國電信會社の機線既に長崎表へ到着候處我電信機出來迄には多分の時日も相掛り其迄の間兩地の音信阻隔候ては彼是の不都合有之候儀に付不取敢郵便を相通候様可致の御趣意且各國公使方より懇々申出候次第も有之旁御取急の儀に付中國地へ三人、九州地へ兩人、各個其地を分ち出張致し候儀に付毫も遲緩無之驛々へ御達相成候様致度候事

而して東京より長崎迄の郵便線路は既に確定し、同年十二月五日を以て之を開かんとす、遂に同月神戸郵便局を神戸町市場丁(現今元町六丁目)に置かる、設立當時一ヶ月の収入僅々五拾圓に過ぎず、目下の収入に比すれば實に九牛の一毛だに値せず、設立當時の一ヶ月収入は當時一二分間にして之を辨す

市街漸く整頓す

明治五年二月雜居地内山部の田畑、丘陵を拓き、縦横七條の大道を作り、以て新市街を設置せんとの願は大藏省に提出されたり、即ち縦道七間、横道六間とするの認可を受け、同十二月工事に着手し、翌年十一月新置道路の名稱定まる、即ち山本通、中山手、下山手通、宇治野町等とす、是を以て市街漸く整備し豪商巨賈の當港に入込むもの相踵ぐ、續いて鯉川より西宇治川に至るの間、一大道路を開かんとす、此延長五百六十三間、一坪五圓の割を以て地所を買上げ、經費拾七

萬餘圓を費して明治六年七月其改修を終りしもの、是即ち榮町なりとす、尙ほ楠社門前より湊川に通ずる道路を道幅六間とし、夫より兵庫市街の背後を横り、柳原町に向つて一道路の新開鑿は企てられ、明治六年二月工を起して新道路成り、湊川に、一橋を架し、新町橋と名づく、是に至つて北は山手一体を網羅し、西は兵庫と道路接続するに至り、之にて殆んど市街の骨髓成れりと云ふべし

兵庫新川の開鑿成る

同開鑿の目的は船舶の被難と、和田岬迂回の不便を防がん爲にして、時の區長神田兵右衛門によりて企てられ、明治七年五月十一日より工を起し、翌年五月に至て其工を了す

神阪間の汽車運轉す

明治七年三月二十一日神阪間汽車試運轉は行はる、蓋し我邦に於て鐵道開通の第一は明治五年二月に於ける京濱間の開業にして、之に亞ぐものを阪神間の開通とす、其後明治十年二月五日を以て開通式は舉行され、陛下の御臨幸ありたり

燐寸の製造始まる

神戸名物の燐寸は明治十年に至り始めて製造の端を開けるなり、當時堀某なるもの下山手通に地を卜し其製造を始めたり、超えて翌年之を上海に輸出す、之を日本燐寸輸出の嚆矢とす

海事漸く多事なり

陸上の設備漸く成る、是よりしては唯海運業の發展を俟つべきのみ、漸く明治十二年に至りて獨

人ビー、チー、エム、ニツケルの陸揚船積の利を壟斷せんとして起つあり、同年十一月には榮町三丁目横濱通舎支店を設くるあり、同十三年には神港社起り荷客取扱を爲す等稍見るべきものあり、超えて明治十六年十一月には外國淺橋の開業ありて海運上の一大機關を増し、翌月大阪商船會社の設立ありて當港に代理店を置くに至れり、此時に當つて盛に海運業を營めんと三菱と共同運輸とす、孰れも商賣敵として競争場裡に角逐せしが、明治十八年に至つて競争一層激甚を極め、両々鏑を削るに至れり、其起因を釋ぬるに、始め兩社は乗客賃金に對して五歩以上の割引を爲さざる約なりしに、共同運輸會社側にありては、依然五歩割引の約を守ると雖も、中等客を上等客扱となすとの説ありたるより、之を耳にせる三菱側は爰に競争の端緒を開き、惹いて回漕業者に至るまで其渦中に投せられ、各景負々々の同盟を組織し、或は集會に、或は密議に日も是れ足らざるの有様なりき、當時三菱の横濱丸、共同の山城丸は活劇場裡の花形として競争に加はり、明治十八年八月に入つては割引歩合八割以上に達する如き、競争其極に達せり、蓋し是等競争は海運發達の趨勢が事實上に實現し來れる者にして、海運業發展の一大動機と見るを得べきも、而も斯くの如き無謀の舉は到底永續すべきにあらず、調停漸く成りて、同年九月共同運輸會社の總資本額を六百萬圓と見積り、三菱會社と合併して新會社を設立することなれり、是れ即ち日本郵船會社にして、社長には森岡昌純就職し、同年十月一日を以て開業を見たり

神戸電燈會社開業す

同社は明治二十年十月を以て其設立を認可せらる、然れども電燈點火の企ありしは遡つて明治十

六年にあり、時の區長村野山人は如何にもして區有電燈會社を起さんものと熱心に市民に勧誘する所あり、同年十一月臨時區會を招集することとなり、先づ區債六萬圓を起して電燈會社を設立し、共有財産を形造り利子、諸給料等を支辨するの手段として、區内の表通家屋間口一尺につき毎月金壹錢宛を徴收し、元金は區會費を以て漸次辨償せんとするの議案を提出せしも、此案たる有耶無耶の裡に葬られ、爾後杳として其消息を聞かざりしに、遂に明治二十年に至り、突如として其發起を見るに至れり、先づ資本金拾萬圓を以て市内へ電燈千五百燈までを供給するの目的を以て組織され、同年十一月元町四丁目に創業事務所を設け、發電所設置の場所として榮町六丁目とし、翌年二月より株式の拂込を爲さしむると同時に、家屋建築の工を起し、八月に至つて其工を竣へ、機械の据付に着手すると共に其需要者を募集し、續いて電線の架設取付を成就し、二十一年九月十日の夜を以て始めて明晃々たる發電を見るに至れり

山陽鐵道會社起る

同社は明治廿一年一月四日を以て敷設免許を得、當初資本金壹千參百萬圓を以て起れるものなり、是より先き時の知事内海忠勝は有志を集めて頻りに神姫間の鐵道敷設を勧誘する所ありたり、此時に當て東は既に岐阜まで鐵路の通するあり、當港をして貨物集散の中樞たらしめんと欲せば、必らずや西、鐵路の必要を認むるや言を俟たず、是に於てか有志、心大に動き、明治二十年一月より漸次其運動を開始し、差詰め東上委員を撰定し、敷設願書を主務省に提出せしめたり、而して其月末に至つて命あり曰く、神姫間敷設を延長して岡山、廣島を經馬關に達する幹線を官線鐵

道に準じて敷設すべし、然らずんば他日政府若くは他會社に於て、姫路以西の官線鐵道に着手する時は、原價買上若くは合併を拒むことを得ずと、是に於て發起人等は擬議の末、馬關延長敷設の議を決し、且稟請書を捧呈して曰く、線路は馬關まで延長敷設すべしと雖も未だ其實測を経ざるを以て、先づ神姫間敷設起工の傍ら之が實測に着手し、建築方法成功年限等を確定の上更に上申すべしと雖も、工事着手の後に於て已むを得ざる困難の場合に遭遇し、萬一馬關まで幹線工事を完成し難き時に當り、神姫間線路原價買上又は他會社へ合併せられんには、會社は其損毛に堪へざるものあり、依て前條の場合に於ては、二十年間既成鐵道線路の營業を許されたとし、其後同年五月五日政府の指令あり曰く、全線路測量の工事設計を定め、每區の敷設年限、工費豫算を調査して更に出願すべし、而して若し神姫以西を完成すること能はざる時は、政府は會社の資本拂込期日より營業開始期月までの資本金額に對し、利子百分の四を加へて買上直段を定むべく、又營業開始の後十ヶ年内に於て、既成の部分買上げ又は他會社と合併せしむる時は、其十ヶ年の満期まで一年の純益にして資本に對する百分の四を超過せば其超過額を舉げて山陽鐵道會社に下附する事とせんと、依て創立事務所を北長狹通四丁目に設け、第一着に神姫間、續いて姫尾間の實測を施行すること、したり、而して翌二十一年十一月兵庫明石間、同十二月姫路を経て龍野に開通するに至る、當時の社長は中上川彦次郎、副社長村野山人なりし

市制を布く

明治二十二年四月、市制を布く、之と同時に葎合、小野、脇の濱等を市に編入し、其後二十九年

林田、須磨の一部、野田、駒ヶ林、長田、尻池、石井、奥平野等を市に編入したり

市街名稱の新設と變更

明治二十四年以後新開の市街地多く、同年六月には羽阪通(自一丁目至四丁目)塚本通(自一丁目至八丁目)大開通(自一丁目至十丁目)水木通(自一丁目至十丁目)中道通(自一丁目至九丁目)の命名あり、續いて同二十七年一月十日郡村宅地を市街地に組込みの令あり、即ち同年九月を以て兵庫濱崎通、入江通、小川通、須佐野通、松原通、芦原通、住吉通、今出通等の新町名を設け、同時に大字名稱及び區域の變更等數多あり左の如し

新名稱

舊名稱

- 三宮町(自一丁目至三丁目)
- 下山路通六丁目、花隈町
- 下山路通七、八丁目
- 元町六丁目、北長狹通八丁目
- 上橋通一丁目
- 同 二丁目
- 同 三丁目
- 同 四丁目
- 橋通一、二丁目

- 三宮町(イ、ロ、ハ號)
- 下山路六丁目
- 下山路通七丁目
- 宇治野町
- 上橋通四丁目
- 同 五丁目
- 同 六丁目
- 同 七丁目
- 橋通二丁目

加納町(自一丁目至六丁目)

今出在家町(自一丁目至三丁目)

東出町一丁目

同 二丁目

同 三丁目

北野町(自一丁目至四丁目)

加納町

今出在家町

東出町東組

同 中組

同 西組

神戸山本通他字と區域變更

山本通(自一丁目至五丁目)

明治二十八年一月三十一日に至り

兵庫東川崎町を割き一丁目より七丁目を新設し、東川崎町の中を割き相生町へ併せ、同町を割き相生町一丁目より五丁目を新設し、湊町を割きて一丁目より五丁目と爲し、永澤町を割き一丁目より四丁目と爲し、三川口町を割き一丁目より三丁目を置き、南逆瀬川町を割き一丁目二丁目を設く

尙ほ同年三月十一日には

阪本村の中を割き荒田村へ合し、荒田村を荒田町とし一丁目より四丁目に至る、尙ほ元荒田村の中を割き阪本村に合し、更に阪本村を楠町と改稱し、一丁目より七丁目を置く、亦字久保、風呂の谷の名稱を廢し、之に阪本村の一部を割き、之を宇治川町と稱す
續いて明治三十年五月には

上澤通(自一丁目至八丁目)下澤通(自一丁目至七丁目)松本通(自一丁目至八丁目)大井通(自一丁目至三丁目)を新設し

同三十二年四月には

生田町(自一丁目至四丁目)旭通(自一丁目至五丁目)二宮町(自一丁目至四丁目)雲井通(自一丁目至八丁目)琴緒町(自一丁目至五丁目)小野柄通(自一丁目至八丁目)布引通(自一丁目至四丁目)御幸通(自一丁目至八丁目)磯上通(自一丁目至八丁目)八幡通(自一丁目至五丁目)磯邊通(自一丁目至四丁目)濱邊通(自一丁目至八丁目)を新設し

同三十三年十月には

正慶町、明治通(自一丁目至三丁目)明和通(自一丁目至四丁目)御所通(自一丁目至四丁目)和田山通(一、二丁目)を新設し

同三十四年十二月には

東雲通(自一丁目至六丁目)八雲通(自一丁目至六丁目)日暮通(自一丁目至六丁目)吾妻通(自一丁目至六丁目)北本町(自一丁目至六丁目)南本町(自一丁目至六丁目)真砂町(一二丁目)を新設し

三十六年一月には

熊内橋通、旗塚通、神若通、國香通、若菜通の各二丁目より七丁目までを、又東尻池町一丁目より九丁目までを、及び眞野町、櫻ヶ香町一、二丁目を新設し
三十八年十二月には
葺合熊内町を

三十九年四月には
三石通(自一丁目至四丁目)上庄通(自一丁目至五丁目)中庄通(自一丁目至三丁目)和田宮通(自一丁目至八丁目)笠松通(自一丁目至十丁目)小松通(自一丁目至六丁目)濱山通(自一丁目至六丁目)を新設し

翌五月には舊字名を變更して

濱湊通(自一丁目至五丁目)荻藻通(自一丁目至六丁目)を、同年十二月には葺合脇濱町(自一丁目至四丁目)を設け

超えて四十年十月には東尻池の舊字名を改め、尻池北町(自一丁目至三丁目)同御所通(自一丁目至七丁目)同管原通(自一丁目至七丁目)の新町名を得
同十二月には

一番町(自一丁目至五丁目)二番町(自一丁目至四丁目)三番町(自一丁目至六丁目)四番町(自一丁目至八丁目)五番町(自一丁目至八丁目)六番町(自一丁目至八丁目)の町名を新設するに至れり

鐘ヶ淵分工場建設さる

明治二十九年十月東尻池村に地を下して、鐘淵紡績會社兵庫分工場建設さる、爲に同方面は頗る繁榮を來せり

水道工事始まる

神戸開港以來の大事業二あり、曰く水道工事、曰く築港事業是なり、後者は謂ふまでもなく空前の大事業たるには相違なきも、斯は自然の趨勢に驅られて比較的無事に其事業緒に就きしと雖も、

水道工事に至ては議容易に決せず、久しき歲月の間、暗闘場裡に葬り去られしが、漸く明治三十年五月を以て工事に着手したるなり、是より先き水道敷設の必要は明治二十年より有志間に唱道せられ、時の區長は水道敷設實測費參千圓を區會に要求したりしが、不幸にして區會の容るる所とならざるに至るや、更に要求の議案を提出し、辛うじて壹千圓支出の可決を得たり、而も當時の設計は人口十三萬餘人に給水するの目論見にして、其費額は僅に四拾萬圓の概算たるに過ぎず、今日より之を見れば實に姑息の計畫たるに相違なきも、市民は相顧みて其大工事たるに驚きしと云ふ、斯かる勢なるを以て一時水道談は立消の姿となりぬ、超えて二十二年市制實施の事あり、市の區域愈擴大するを以て、水道敷設の急要論は大に市民間に傳唱せらるゝに至りしと雖も、如何せん諸般の市費多端を告げ、之に要する經費を支辨するの途を得ず、事業の必要は目前之を知りつゝも、而も其實行を見る能はずして再び中絶の有様となる

然れども早晚敷設せざれば止まざるは市民の意嚮なり、是を以て明治二十五年七月水源地見分に從事せしめ、收支の方法を定め、愈敷設の議を決せんとするに臨み、市民中端なくも上水、下水の施工緩急を論難するもの生じ、上水を先にすべき部分あれば、亦下水の改良を急務とする部分あり、然るを此緩急を度外視して上水を全市に布き、給水料の負擔をして餘儀なからしむるは、不都合なりとの説を唱ふるものあり、甲論乙駁議容易に纏らず、是に於て市會議員中の有志者は明治二十六年三月九日宇治川常盤樓に懇談會を開き、各自胸襟を披いて意見を吐露し、漸く圓滑に其局を結び、同月十一日の市會議場に於て布設問題を確定せり

當時の設計に依れば人口十五萬人に對する工事を施さんとするものにして、費額は百拾五萬の豫

算ありき、即ち之に對して相當の國庫補助を仰がんとして東上委員の派遣となりしが、漸くにして明治二十九年に至り補助議案は議會の協賛を経て、國庫より五ヶ年繼續支出を以て參拾萬圓補助の命に接し、市は九拾七萬圓の水道公債を募り茲に起工式を擧ぐる事となりしが、借本工事設計當時より此起工を見るに至りしまでには、既に數年の星霜を徒過し、此間に處して頻りに市の膨脹を告げられたれば、當初の設計にては到底蹙蹙の悔を後日に遺すの虞あり、之を看取したる當事者は一方に於て既決の設計を以て工事に着手しつゝ、一方に於ては擴張設計を立て、補助の再願を爲す等、一再ならず其設計を擴張し慘憺の下に成立したるものを當時の水道工事なりとす

兵庫運河の開鑿

市内屈指の事業としては兵庫運河の開鑿の如き確かに其一たるを失はざるべし、同事業は兵庫運河株式會社の經營に成る所にして、其目的たる、林田村の海濱より兵庫南逆瀬川町新川に達するまで運河を開き、船舶をして兵庫港口和田岬の風浪、激潮の難を避けしめ、通過の船舶より通船料を徴收し、併せて運河沿岸の地を修理して宅地となし、以て地料を利せんと欲するものにして、要するに明治の初年新川開鑿の當時に於て、本開鑿に思ひ及ばざるにはあらざりしも、當時は之を實行し難き事情の存するあつて、先づ新川開鑿を以て満足し、運河の大事業は他年を俟つこととあせしなり、超えて明治二十二年の頃に於て既に會社の創設を謀りたりしも、時機尙は熟せず、遂に同二十六年末に至り發起人等は公然知事に向つて會社設立出願の手續に至りぬ、是に於てか豫算を編成し、二十八年十一月に至つて漸く會社の設立を見るに至り、翌二十九年一月起業式を

舉行し、爾來着々其工を進めて、三十一年を以て全く竣成せり、竣成後は幾多船舶は無難の捷徑と避難の好處を得て、其益する所實に莫大あるものあり、然れども其今日に至るまでの經營は慘憺實に筆紙に盡し難きものあり、今其沿革の大略を左に載せん

運河經營に就て第一に困難を感せしものは民有地買收の一事に屬す、即ち明治二十二年以降此事業の發起者が、挫折の不幸に會せしものは土地の關係より來たるものを多しとす、明治二十六年に至り愈會社設立の議に決し、設計爰に定まつて、其筋に向つて認可を出願するや、翌年二月、二十四ヶ條件を附して認許狀は下附されたり、其條件中には運河成功検査済の上は、五十ヶ年間入津料徴收を許す事、工費實額五十分の一を、起工保証金として縣廳へ差出し置くべき等の事ありき

是より先き、會社發起者等は運河線路に當れる土地所有者に對して交渉する所あり、地主等は此工成るの曉には、自ら土地の便宜を増し、隨つて土地の價格を増加すべきを以て開鑿の望まじきを揚言しながら、愈會社設立に決するに至るや、飄然其意志を曲げて、苦情は端なくも五十餘名の地主より持出されぬ、其理由とする所は、運河開鑿の曉は吉田新田、今和田新田、御崎村、東尻池村の耕地は運河を隔て、島地の姿に變じ、就ては耕作上の不便を來たし、其不利云ふべからず、加ふるに附近の一体耕地は畝歩に應じて井を穿ち、井水に依て以て蔬菜其他の植物を養ふものなるに、一たび運河の成るあらば、爲に地底の水脈を絶ち、耕地の井水を減じて海水に抵抗するの力を喪失し、井水忽ち變じて鹹水とならん、斯くては灌漑の用を爲さざるに至り、肥田は不毛の荒野と變せんも知るべからず、依て會社は豫め此將來の損害を擔保するの責に任すべしと云

ふにあり、時の大地主末正久左衛門等は一面には此理由を以て會社に迫り、一方に於ては縣廳に向つて此追加命令を會社に下さんことを請願せり、而して會社にして若し此要求を容れざるに於ては、運河開鑿の用地は一坪たりとも賣却せずと頑張り、一方會社に於ては亦此未必の損害に任する能はずとし、事容易に決せず、仲裁又調停を試むるものありと雖も、双互相確執して動かず、憐れ本業も一頓挫を來さんとせり

兎角の紛議の中に荏苒日子を經過せしが、斯くて在るべきにあらねば、會社側は斷然土地收用法の力を藉り、以て運河敷地を買收せんとす、即ち先づ順序として協議會は開かれぬ、地主の請求、會社の意向、遂に圓滿の妥協を見る能はずして、土地收用の審査會は開かるゝの止むを得ざるに至りぬ

明治二十八年春を以て審査會は遂に開かれたり、當時地主等の要求は運河敷地一坪金貳圓六拾五錢と爲し、運河々口に防波堤を築き、橋梁三個所を架し、耕地の井は總て掘抜と爲さんため、一井に付金六拾餘圓づゝの費用を得たしと云ふにありしが、審査會の判定は防波堤築造の要求を斥け、敷地一坪金貳圓五拾八錢と爲せり、然るに會社に取つては井一個六拾餘圓の費用を仕拂ふことは、極めて容易ならずとし、若し假に五百個の井數とせば參萬圓の支出を要するのみならず、地主等は俄かに新井を鑿掘したるの疑あるより、此審査に服せず、法規の許す範圍に於て公裁を仰がんとし其手續に及べり

然れども如何に行掛りとは云へ、審査會の決定を動かさんことは事容易ならず、遂に百方運動の末、鹿島秀麿に調停の勞を託し、明治二十九年一月首尾克く調停成れり其濟口は日清戦後土地の價格大に騰貴したるを以て、川敷は一坪金參圓五拾錢を以て賣買し、架橋は一個所、堤塘其他の用地一坪金拾圓と定め、爭論の主眼たりし耕地の井に就ては、他日鹹水浸入、灌漑上に損害を及ぼす時は、會社は其責に任せんが爲め、豫め金參千貳百圓を豫納し置くこととし、結んで解けざりし積年の紛議も爰に其局を結び、二十九年一月三十日を以て目出たく起工の式を擧げ得たるなり

湊川の改修

運河開鑿に續いて起る大土功は湊川改修株式會社の湊川流域附替事業是れなり、抑も湊川は常に其水源の淺きのみならず、水源地の禿山なるが爲に、平素は一滴の水を見ざるも、降雨數時に涉れば、濁流滔々として臻り、土砂を拉し來つて川床をして高からしむ、斯くの如きもの年々にして、川床の平地を抜くこと二十尺以上に至れり、爲に水害の變を憂へて一大長堤を以て兵神を劃すと雖も、斯くては兩街の交通遮斷し其不便云ふべからず、既に明治の初年に於てすら土地の有志は湊川流域變更の必要を覺り、其希望を達せんと努めたりしも、其目的を果さず、漸く明治十六七年の頃に至り、阪の豪商藤田傳三郎は一個の事業として此工を遂げんとし、屢實地測量せしむる所あり、二十年六月一日に至つて其筋へ向つて改修を出願せり、出願の要旨は附替に依つて生ずる土地は無代下渡しを請ひ、併せて改修費用の内五萬圓の補助を得んとするにあり、藤田は一旦斯く出願したる後、更に同志者を得て同年九月各連署を以て願書を提出したりしが、翌年一月を以て工費補助の儀は詮議に及び難しとの指令に接せり、爾後數年の間は空しく官民協議の中に經過し、計畫遅々として進行せず、單に一個の架空問題として殆んど世人に忘却されたるの

觀ありき、然れども餘燭再發して明治二十八年一月に至りて、兵庫の小曾根喜一郎、東京の大倉喜八郎外三十五名の賛同者を加へ、一の會社事業として其目的を達せんと議を生じたり、蓋し市の繁榮は年と共に加はり、土地の價格は大に高騰して、前途の利益は眼のあたり何人と雖も之を保証するに難からざるに至りしを以てなり

即ち二十九年四月、三十餘名發起連署の願書は其筋に提出されたり、既にして其筋に於ては神戸市會に諮問する所あり、市會は同月末討議を開き意見を附して可決の副申を爲せり、依て其筋にては工事方法の中、市會の意見を容れて變更を加へしめ、十二月に至り十七個條の條件を附して起工の認可を與へたり、蓋し出願者の工事設計は湊川上流字源氏ヶ鼻に於て曲折して、夫より會下山前を斜に荻藻川の東に注がしめんとするものなるも、市會の意見は兵庫市街の保安を企圖し、會下山背後を通過せしむべしと云ふに在り、此設計變更は工事費の上に於て漠大の相違を來たすものなるも、發起人等は之を容れて、本工事に着手するに至りしなり

阪神電鐵開通す

明治三十八年四月を以て阪神電鐵開通す

築港工事

築港工事は云ふまでもなく當港未曾有の大工事なり、さればこそ築港は明治六年來の大問題たるにも拘らず、容易に其解決を見る能はざりしなり、左れど本港が早晚大規模の築港工事を要するの切なるは何人も疑を容れざる所とす、果せる哉其後三十五年間の宿題は漸く明治四十年を以て

決定さる、に至れり、即ち去る明治三十九年九月の市會に於て、一部の工費を市に於て負擔し、政府と協力して築港の實行を圖らんことを議し、之を政府に進達したり、其後當局、有志等々々上京して奔走する所ありしが、如何せん財政の都合上到底政府が大規模の設計案を執行すること困難なれば、小野濱に四個の突堤を造り陸上の設備を爲し、此工費金壹千參百拾參萬九千餘圓を、既定參百九拾六萬圓の追加工費として、帝國議會に提出することとなりて閣議を通過せり、依て同年十二月市會を開きて、追加工費は約三分の一即ち四百參拾七萬圓を負擔せんことを決議して之を政府に稟請せしが、翌四十年三月に至り右の經費は兩院の通過する所となり、爰に築港問題は初めて成立せり、而して同年四月一日大藏省より命あり、工事中即ち四十年より同五十年に至る間に於て工費を政府に分納し、竣工の後は相當の方法を以て利益を分配することとなり、而して其設計の内容は埋立地面積約八萬二千坪、繫船壁一千五百八十間、同上水深干潮面以下二十七尺乃至三十七尺とし、防波用護岸堤約三百五十間、物揚場約百六十五間、上屋鐵造一萬六千七百四十坪、同木造一千〇三十坪、起重機は電氣可動式揚力一噸乃至五噸のもの五十二基、定置式揚力三十噸乃至五十噸のもの二基、手動式のもの六基を据付け、道路幅八間乃至十二間のもの約三千二百間の延長と爲し、棧橋を設け、鐵道延長約十一哩とし、此他尙ほ水道下水道電燈發電所及び堅軸轆轤等荷役に必要なる一切の設備を施すにありと

十年毎の神戸市人口増加表

年次	人口
明治十年	五一、五四四
明治二十年	一八、九七五

市の沿革	同 二十年	一〇二、八四一	二四
	同 三十年	一九三、〇〇一	二六、一六四
			四九、二五五

而して昨年十一月一日午前零時を期して行ひたる市勢調査の結果は、調査監督員の送致目録を蒐計し、同月十九日其概数を發表せられしが、爾來十七名の吏員所帶表と人別表とに就き専ら細密なる調査に従事中の處、去二月中愈よ精確なる統計を完成せり、之に依て見れば、當市の人口は三十四萬三百二十四人にして、第一回の發表より四百二十七人を減じ、戸數は八萬一千六百八十九戸にして、前回の調査に比し二戸を減ず其各別左の如し

部名	▲人		計
	男	女	
神 戸	三四、五〇七	三三、五八九	六八、〇九六
葺 合	二八、一三九	二六、三六五	五四、五〇四
湊 東	三一、六八五	三〇、〇二七	六一、七一二
湊 西	五〇、九四〇	四八、二八一	九九、二二一
林 田	七、九三〇	七、二一〇	一五、一四〇
水 面	一七、三七一	一七、六九三	三五、〇六四
計	六、一一五	四三二	六、五八七
▲戸	一七六、七二七	一六三、五九七	三四〇、三二四

部名	所帶數	住居せるもの		計
		住居せるもの	住居せざるもの	
神 戸	一六、五二五	一三、四三七	一、四三三	一四、八七〇
葺 合	一四、二〇一	一二、七二八	一、八五九	一四、五七七
湊 東	一五、五〇六	一三、〇一一	一、一六七	一四、一七八
湊 西	二五、七六七	二一、九〇一	一、九四〇	二三、八四一
林 田	三、六九一	三、四四四	四九〇	三、九三四
水 面	八、七二五	七、八一七	一、〇五一	八、八六八
計	一、四二一	一、四二一	……	一、四二一
計	八六、二二六	七三、七四九	七、九四〇	八一、六八九

神社佛閣

生田神社

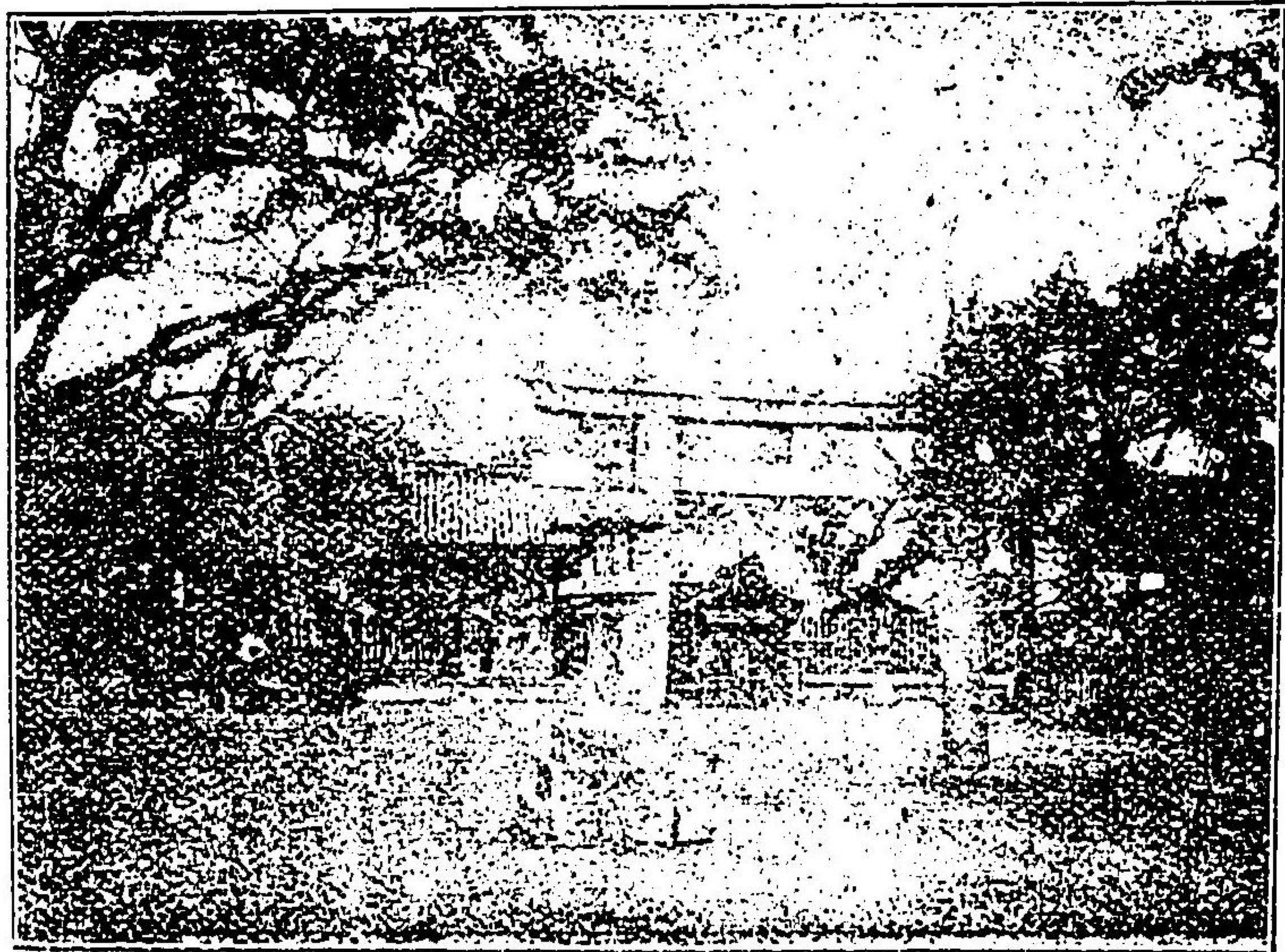
三宮町の北、山手通の東に在り、官幣中社として稚日女尊を祀る、傳ふる所に依れば、此神神功皇后征韓の時靈驗あり、皇后凱旋の際、務吉水門に泊し、神海に依つて爰に祀ると云へり、社内廣潤にして幽趣に富み、巨松社殿を繞つて神威嚴正、詣るものをして知らず襟を正さしむ、氏子は其多きこと市内第一位を占め、兵庫の邊陲に及び其數凡そ二萬軒以上に及ぶ亦以て其盛なるを

神社佛閣

知るに足るべし、祭禮又最も華かにして、恰かも東都に於ける神田祭禮の如く其殷賑なること多く他に其比を見ざる所とす、社殿の背後別に一劃の森林あり、是即ち生田森の古戦場にして夙に世に知らる、所とす、其他境内古跡に富み、籠の梅、梶原の井、敦盛萩の如き其著名なるものとす、古紀に傳ふる所に依れば、生田大明神は三宮村に在り、近隣二十四村の生土神にして、古は生田川の水上市、布引の砂子山に鎮座し、地名を生田長狭園と稱せりとぞ、裔神八あり、一宮は北野(現今山本通の東)二宮は生田川西、三宮は三宮町、四宮は中山手通五丁目、五宮は奥平野村、六宮は楠町七丁目、七宮は兵庫北宮内町、八宮は楠町一丁目にあり、當社の宮司は從六位田所千秋、禰宜從七位後神秀運、主典川村若松なり

湊川神社

同社は明治四年祠堂成り續いて別格官幣社に列せられしものにして、社殿外廊の結構莊麗を極む、此地

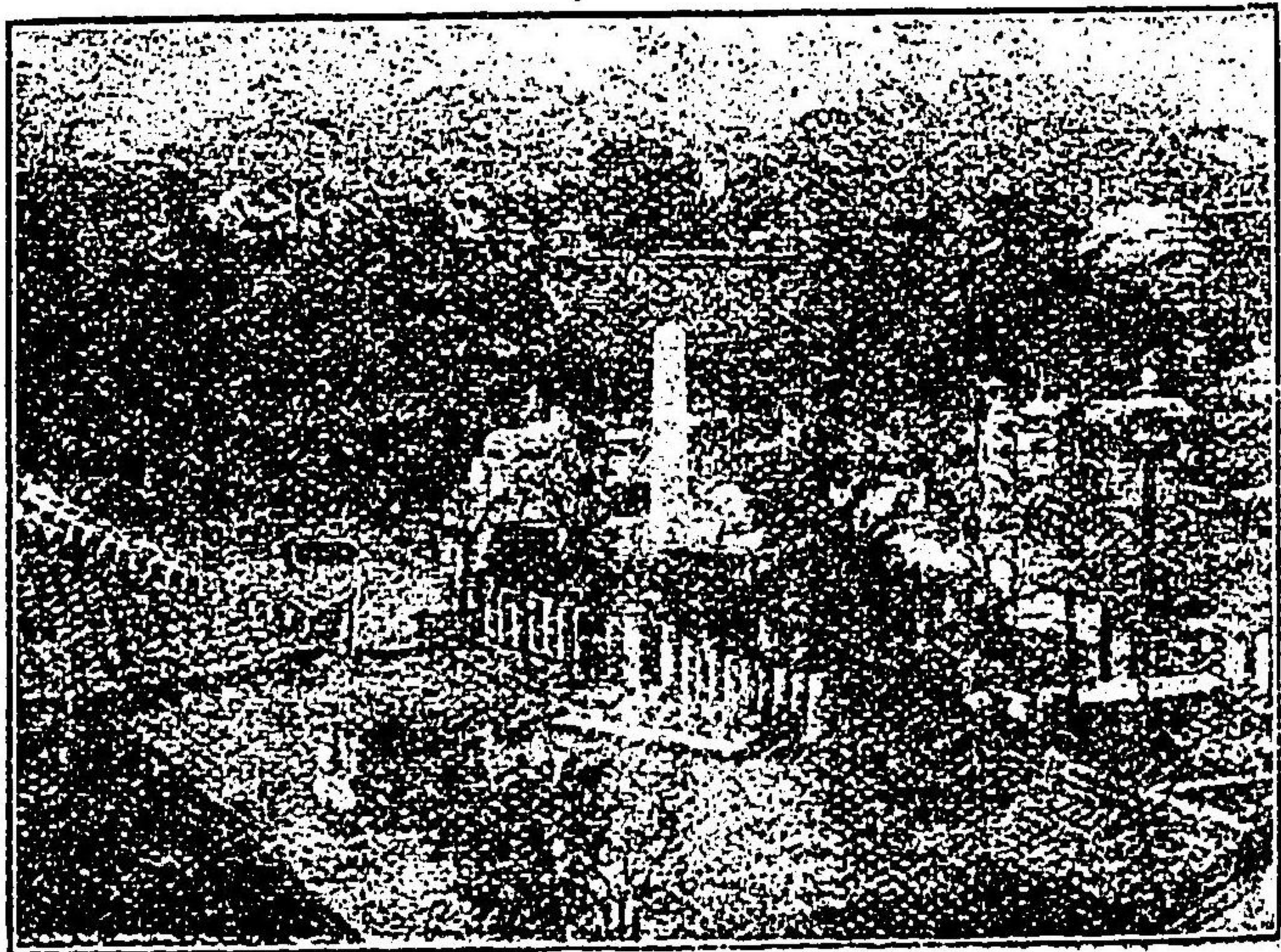


生田神社

は素と阪本村に属し維新の初めは草茫々、通俗此地を稱して三軒屋と唱へたりしが、四十年の歲月は遂に此土を豺變せしめ、今や店舗填塞市内隨一の雑踏場となれり、山陽の長歌行に

攝山透迢海水碧。吾來下馬兵庫驛。想見訣兒呼弟來戰此。刀折矢盡臣事畢。北向再拜天日陰。七生人間滅此賊。碧血痕化七百載。茫茫春蕪長大麥。君不見君臣相圖骨肉相香。九葉十三世何所存。何如忠臣孝子萃一門。萬世之下一片石。留無數英雄之淚痕。と詠せり

兵庫名所記に依れば、楠公の墓は街道の上手、阪本村の前畠の中に在り、以前は塚印として松梅の二木を植ゑありしが、元祿四年水戸家に古墳を再興することあつて碑石を建てたまふとあり、蓋し塚標は尼崎城主たりし青山氏の樹つる所にして、其後筑前の儒者貝原氏も忠義の墳をして空しく埋没せしむるを以て遺憾なりとし、建碑の事を企てしむる其目的を果さず、水戸黄門光圀修史の志ありて侍臣をして海内を探訪せしむる所

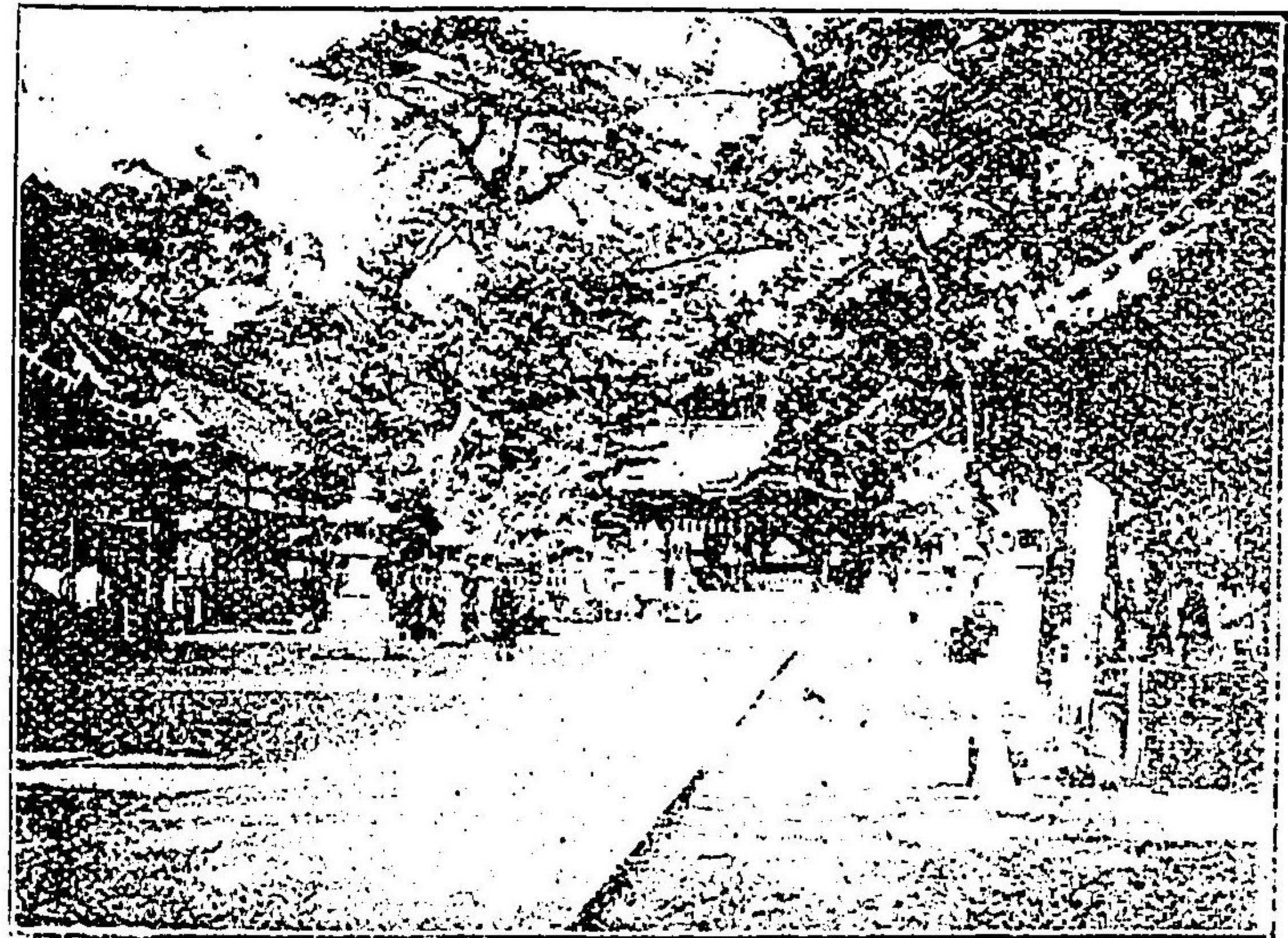


湊川神社

あり、楠氏の墳墓の空しく荒廢に委せらるゝを慨し、遂に建碑することとなり、龜趺基石を合せて高さ十尺碑面には自から筆を執つて題字を揮はれ、碑陰には明徴士朱之瑜の賛辭を勒せり
目下宮司は從六位林原吉、禰宜從七位岩田慎造、主典江田雄吉、下田新左衛門とす

長田神社

長田村字中嶋にあり、刈藻川其西を流れ、西國街道を距ること六町、事代主命を祭る、廣田生田二神と同じく神功皇后の祭りたまふ所なりといふ、當社は延喜式内の祠にして歴世の御朱印地たり、位置は市の西邊に僻在するを以て、平日にあつては聊か寂寞の感なきにあらずと雖も、世俗呼んで運の神と爲し福利を祈らんとして、正月元日を始めとし、毎月一日未明より競うて參詣し、往來人を絶たず、沿道亦賣店を出すもの尠なからず、氏子の數一千一百餘戸境内末社として天照大御神社、八幡社、蛭子社、稻



長田神社

荷社、月讀命社、出雲大社、松尾社あり、目下宮司は正五位勳六等赤川憲助、禰宜市富士太郎、主典從八位中島甚吾、宮地令藏なり

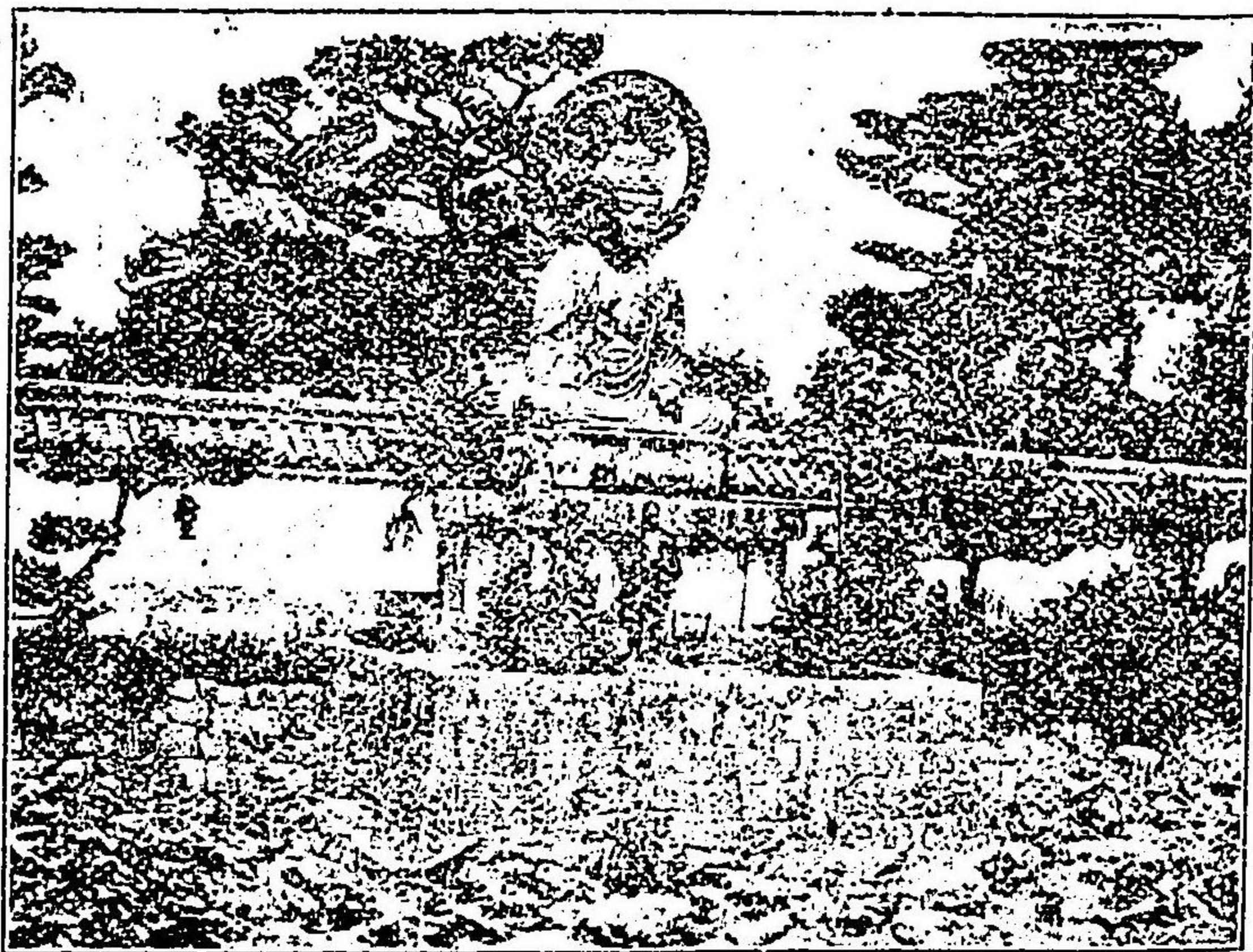
和田神社

今和田新田にあり、祭神は天御中主命にして、氏子の數一千六百軒を有す、境内には秋葉神社、稻荷神社、猿田彦神社等あり、社司は和田陽三、社掌は上山開、花木與一なり

眞光寺

住職 河野頼善

兵庫逆瀬川の西傍にあり、市内屈指の巨刹とす、時宗僧知眞開基、正應二年の創建に係る、寺域六千坪を有し堂宇廣大なり、遊行念佛の流祖一遍上人(諱知眞)正應二年八月遷化の遺跡にして、時宗渴仰の靈場とす、寺門の前なる蓮池の畔なる青銅の釋迦像は、眞光寺の如來と稱へて能福寺の大佛と共に其名高し、境内には阿彌陀、觀音、勢至の三尊を安んじ、檀徒の數三千五百餘人に及ぶ



兵庫眞光寺

能福寺

住職 石堂 晃純

三〇

兵庫北逆瀬川町にありて、境内に有名の大佛あり、青銅座像にして高さ佛身二丈八尺、石臺一丈、合せて三丈八尺あり、幅員又之に準じて偉大なり、胎内に彌陀の尊像を安置し、兩側に數個の佛像を羅列す、近く明治三十二年の建設に係れり、其他境内には商店軒を聯ね、楠社、三宮に比して域内稍桟隘の憾なきにあらざるも、晝夜雜鬧の場所たり

來迎寺

住職 淵江 朴誠

兵庫運河に面する所、淨土宗の一寺院あり、之を來迎寺とす、境内敢て廣しと云ふにあらざるも、由緒ある寺院として其名殊に高し、古昔清盛築島の紀念寺として俗に之を築島寺と呼べり、本堂の前に松土人柱の標石建てり、平家物語に云ふ、平相國福原の經の嶋築かれて、上下往來の船の、今の世に至るまで煩なきこそ目出度けれ、彼島は去ぬる應保元年三月に築初められたりけるが、同八月二日俄かに大風吹き、大波立ちて皆揺り失ひてき、翌三年三月下旬阿波の民部重能を奉行にて築かれけるに、人柱立てらるべきなんど詮議ありしかど、そは劫々罪業なるべしとて、遂には沙汰止みとなりしが、此時の事ならん、松王小兒と云へるもの人柱の事あるを聞き、年少の身を以て衆を慰み、自ら望んで衆に代り、一人海中に入りて其身を果したるなりと今に云ひ傳へり

廣嚴寺

楠社の北數町にして小丘あり、安養寺山と云ふ、山麓に並びて二個の寺院あり、左なるを廣嚴寺

と呼び、俗に之を楠寺と唱へり、元享元年の創建に係る、建武三年五月廿五日楠氏の一族七十三人、武運盡きて茲に自盡せりと云ふ、一株の古梅、老枝蜿蜒たる邊り一碑立てり、碑面には

楠公墳上一株梅。元祿年間此地栽。精忠猶見當時節。歲々南枝向日開。此梅元在楠公墳上云々。即ち正成の菩提所にして楠氏の遺物を藏せり

藤の寺

住職 望月 有成

兵庫江川町なる同寺は、淨土宗にして本尊は阿彌陀佛なり、門を入りて右手に當り大なる藤棚あり、棚の高さ丈餘、蔽ふ所約三十坪、依て此名あり、花季に際せば、紫房相重り、其濃艶なる所、亦一入の美觀とす、花時は一般の縦覽を許し、花下に休憩所の設備あり

福嚴寺

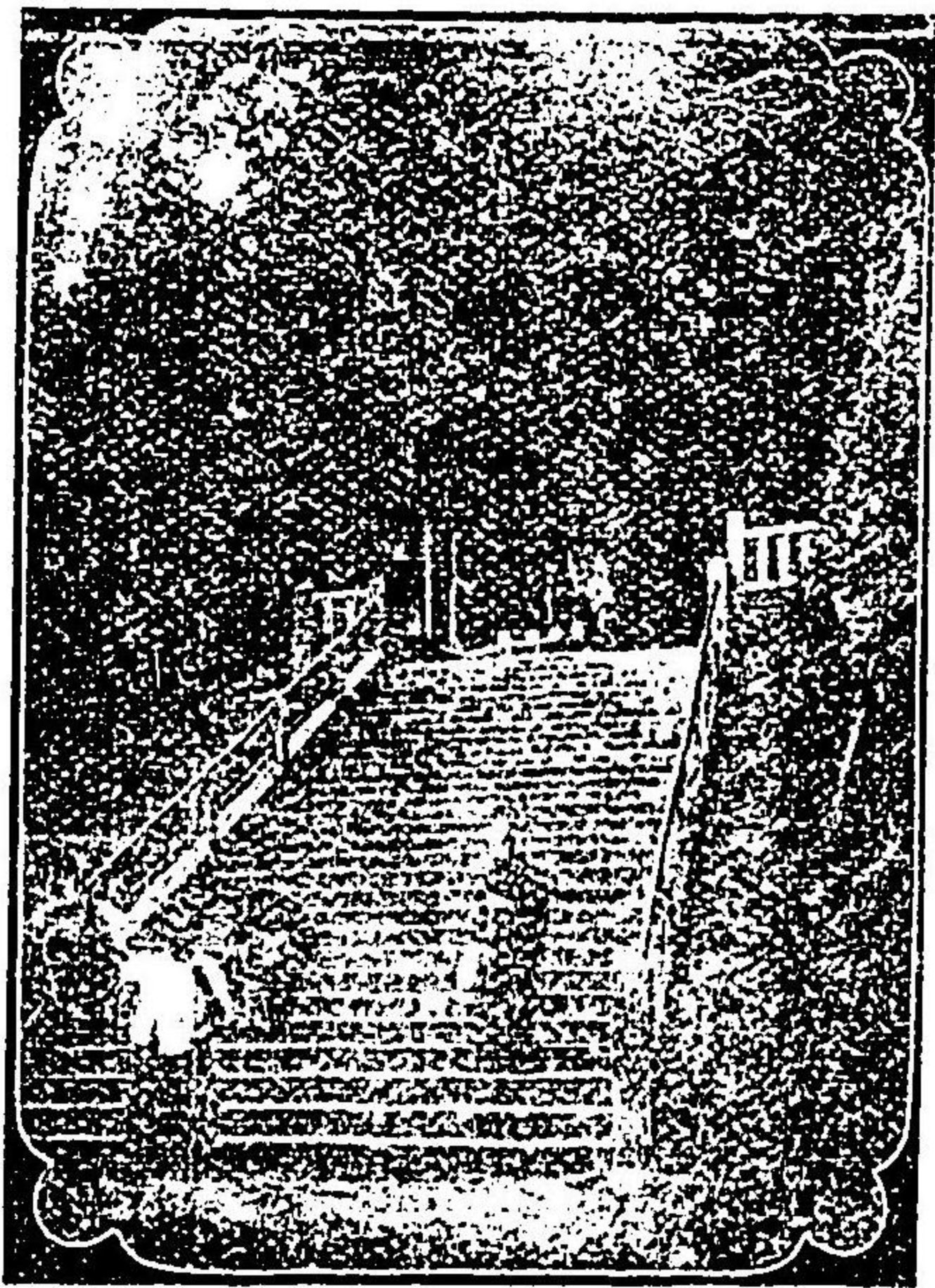
住職 瀧 宜陸

兵庫門口町にあり、臨濟禪家に屬し、開祖佛灯國師なりと云ふ、太平記隱岐院彼地より歸洛の條に曰く、元弘三年五月晦日は兵庫の福嚴寺といふ寺に儲餉の在所を點して、且く御座ありける所に、其日赤松入道父子四人五百餘騎を率して參向す、龍顏殊に麗しくして、天下草創の功偏に汝等忠戦によれりと御感ありて、此寺に一日御逗留あり、供奉の行列遷幸の儀式を調べられける處に、其日の午の刻に羽書を頸に掛けたる早馬三騎門前まで乗打にして、庭上に羽書を捧げたり、諸卿驚きて急ぎ披きて之を見給へば、新田小太郎義貞の許より、相摸入道以下の一族從類等不日に追討して、東國已に靜謐のよしを注進せり、六月二日瑤興を回らさるゝ處に、楠多聞兵衛正成七千餘騎にて參向す、其勢殊にゆゝしくぞ見わたりにける云々とあり

初利天上寺

摩耶山の絶頂にありて攝州第一の巨刹と稱す、眞言宗にして大化元年法道仙人の開基創建する所たり、境内には摩耶夫人堂、開山塔あり、山麓より幾回か屈折して急阪を登ること約八町にして山門に到る、尙ほ夫れより七段百九十八級の石階を履んで爰に寺門に達す、諸所茶店の設けありて婦女子の登山も敢て難からず、當山眺望佳絶夏時は暑を避くるに適す、山腹に城趾あり、正慶二年赤松丹心の築く所にして、今は僅かに一の尾、二の尾の跡を残すに過ぎず

此他の神社佛閣左の如し



摩耶山

- ▲一宮神社(無格社) 山本通二丁目(神職後神秀運)
祭神 田心 姫命
- ▲天満神社(無格社) 北野町三丁目(後神秀運)
祭神 菅原 道真
- ▲青瀧神社(無格社) 北野町四丁目(後神秀運)
祭神 五十 猛神

- ▲祇園神社(村社) 奥平野村 (田所千秋)
祭神 素盞 雄命
- ▲金刀比羅神社(無格社) 福原町 (谷口絶太郎)
祭神 大己貴命 武甕槌命
- ▲諏訪神社(村社) 山本通四丁目(安達莊之助)
祭神 武御名方命

- ▲高義稻荷神社(無格社) 山本通四丁目(後神秀運)
祭神 倉稻 魂命
- ▲四宮神社(無格社) 中山手通五丁目(後神秀運)
祭神 市杵島 姫命
- ▲熊野神社(無格社) 中山手通七丁目(後神秀運)
祭神 伊弉諾命 伊弉册命
- ▲三宮神社(村社) 三宮町二丁目(清水治郎)
祭神 端津 姫命
- ▲走水神社(無格社) 元町五丁目(木村薫平)
祭神 應仁 天皇
- ▲嚴島神社(無格社) 辨天濱 (田所千秋)
祭神 市杵島 姫命 大物主神
- ▲八宮六宮神社(村社) 楠町二丁目(清水 瀧)
祭神 熊野 撥 命
- ▲蛭子神社(村社) 東川崎町 (林 原吾)
祭神 蛭子 命
- ▲八幡神社(村社) 荒田町三丁目(大恒菊松)
祭神 應神 天皇

- ▲高田神社(無格社) 荒田町三丁目(大恒菊松)
祭神 不詳
- ▲豊國稻荷神社(無格社) 奥平野天玉谷(田所千秋)
祭神 倉稻魂命 豊受大神 豊國大神
- ▲市杵島神社(無格社) 奥平野字前開地(田所千秋)
祭神 市杵島比賣命
- ▲五ノ宮神社(無格社) 奥平野村字山口(田所千秋)
祭神 天穗 日命
- ▲八幡神社(村社) 透町二丁目(後神秀運)
祭神 應神 天皇
- ▲猿田彦神社(村社) 佐比江町 (川村若松)
祭神 猿田 彦命
- ▲大國神社(村社) 松屋町(鷲尾彌三左衛門)
祭神 大國 主命
- ▲稻荷神社(村社) 川崎町 (同 人)
- ▲同(村社) 西出町 (同 人)
- ▲同(村社) 祭神 同 上

▲日向神社(無格社) 四出町 (日向長正)

▲天神社(村社) 東柳原町 (森本磐根)

祭神 天伊佐々比古命

祭神 菅原道真

▲稻荷神社(村社) 東出町 (鷺尾彌三左衛門)

▲稻荷神社(無格社) 同町

祭神 宇賀魂命

祭神 宇賀魂命

▲蛭子神社(村社) 同町 (同 人)

▲鳥原神社(村社) 夢野村尼ヶ谷(安谷 泉)

祭神 蛭子命

▲住吉神社(村社) 南逆瀬川町(上山 閑)

▲七宮神社(縣社) 北宮内町 (同 人)

▲住吉神社(村社) 上筒之男命 中筒之男命

祭神 大己貴命、天兒屋根命

底筒之男命 息長帶比賣命

▲山王神社(村社) 門口町 (川村若松)

▲諏訪神社(無格社) 南仲町 (後神秀松)

祭神 大山咋命

祭神 健御名方命

▲嚴島神社(村社) 永澤町四丁目(安宅 泉)

▲八幡神社(村社) 筒井

祭神 市杵島比賣命

祭神 應神天皇

▲愛宕神社(村社) 三川口町 (同 人)

▲南宮八幡神社(村社) 甚合

祭神 火産靈神

祭神 應神天皇

▲神明神社(村社) 神明町 (川村若松)

▲二宮神社(無格社) 二宮町

祭神 天照大御神 豐受大神

祭神 天忍穗耳尊 火産靈神 天兒屋

▲蛭子神社(村社) 四柳原町 (安宅 泉)

根命 應神天皇 宇迦迺御魂

祭神 蛭子命

德島明神 氷室明神 金山彦命

少童命 彦火々出見尊 稻倉魂

▲牛神社(無格社) 同村字閑 (木村滿平)

▲八幡神社(無格社) 甚合

祭神 豐受大神宮

祭神 應神天皇

▲三石神社(村社) 今和田新田字細道(藤井多仲)

▲同 (無格社) 八幡通五

祭神 神功皇后 應神天皇

祭神 應神天皇

▲八阪神社(無格社) 東尻池村

▲大山咋神社(村社) 石井村字湊山(鷺尾彌三左衛門)

祭神 素盞鳴尊

祭神 大山咋尊

▲八幡神社(無格社) 東尻池村(鷺尾彌三左衛門)

▲素盞雄神社(無格社) 石井村字天王(同 人)

祭神 譽田別命

祭神 素盞雄命

▲住吉神社(無格社) 西尻池村 (同 人)

▲熊野神社(村社) 夢野村字河原(木村滿平)

祭神 住吉大神 天照大神

祭神 伊弉諾伊弉册命

▲幸殿社(無格社) 野田村 (藤井多仲)

▲氷室神社(村社) 同村字垣内(上山 閑)

▲祇園神社(無格社) 池田村 (中島甚吾)

祭神 仁德天皇

祭神 素盞男命

▲古殿神社(無格社) 同村字北ノ垣内(木村滿平)

▲天照皇太神(無格社) 同村字引谷 (同 人)

祭神 額田大中彦命

祭神 天照皇太御神

▲八幡神社(村社) 同村字尼ヶ谷(木村滿平)

▲大歳神社(無格社) 同處字太田 (同 人)

祭神 應神天皇

祭神 大歳御祖神

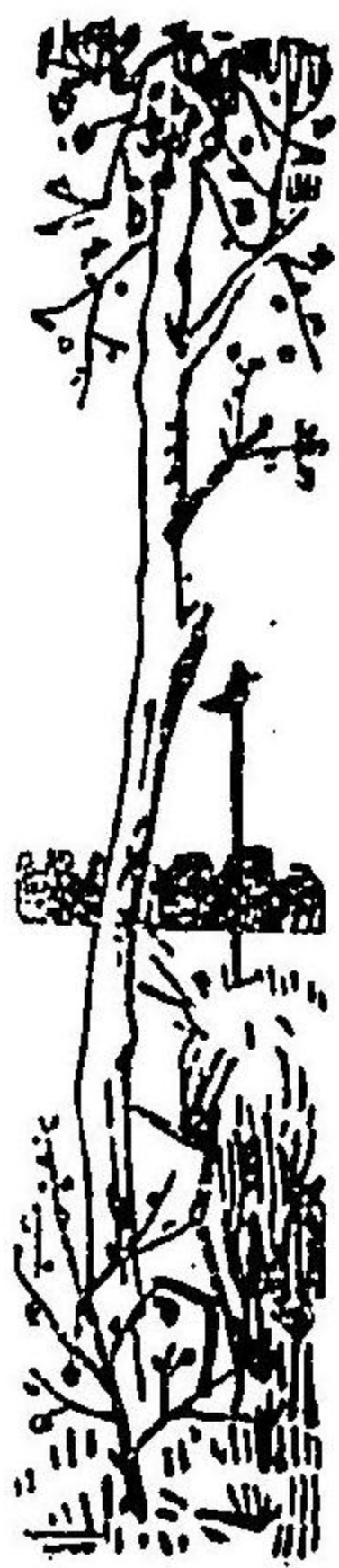
- ▲若宮八幡神社(無格社) 駒ヶ林村(鷺尾三左衛門) 祭神 應神天皇
- ▲年德神社(無格社) 同村 (同) 人
- ▲戎神社(無格社) 同村字中ノ町(同) 人
- ▲八王子八幡神社(無格社) 同村字井戸町(同) 人
- ▲八幡神社(村社) 御崎村 (小川知正) 祭神 應神天皇
- ▲同 (村社) 鳥原村字西所 祭神 應神天皇
- ▲天兒屋根神社(無格社) 同村字中所 祭神 天兒屋根尊
- ▲市杵島神社(無格社) 同村字奥所 祭神 市杵島姬命
- ▲同 (無格社) 同村字東所 祭神 同
- ▲祥福寺(臨濟宗妙心寺末) 奥平野村字佃 本尊 釋迦佛 (住職 足利文應)
- ▲善照寺(真宗本願寺末) 元町通三丁目 本尊 阿彌陀佛 (佐々木祐賢)
- ▲淨福寺(淨土宗知恩院末) 北野町四丁目 本尊 同
- ▲福德寺(淨土宗知恩院末) 花隈町 本尊 十一面觀音 (松田祐山)
- ▲善福寺(真宗本願寺末) 下山手通八丁目 本尊 阿彌陀佛 (武田篤初)
- ▲誓願寺(淨土宗知恩院末) 下山手通七丁目 本尊 同 (金子正順)
- ▲本壽寺(日蓮宗本國寺末) 同 本尊 中央題目寶塔 (岩室逞玉)
- ▲長樂寺(黃檗宗萬福寺末) 同 本尊 十一面觀音 (林梅雪)
- ▲極樂寺(淨土宗知恩院末) 元町通五丁目 本尊 阿彌陀佛 (大國密道)

- ▲德照寺(真宗本願寺末) 宇治野町 本尊 同 上 (廣岡了圓)
- ▲聖德院(眞言宗高野山大乘院末) 加納町五丁目 本尊 不動明王 (清水諦觀)
- ▲安養寺(淨土宗知恩院末) 楠町七丁目 本尊 阿彌陀佛 (加藤大圓)
- ▲寶地院(淨土宗知恩院末) 荒田町三丁目 本尊 同 上 (中川賢英)
- ▲自肯院(臨濟宗妙心寺末) 同 本尊 觀音 (島田龍逸)
- ▲慶岸寺(眞宗東本願寺末) 同 本尊 阿彌陀佛
- ▲佛立寺(法華宗宥清寺末) 同 本尊 十界大曼陀羅
- ▲極樂寺(淨土宗知恩院末) 江川町 本尊 阿彌陀佛 (永田祐察)
- ▲惠林寺(臨濟宗南禪寺末) 同 本尊 觀音 (興野俊屋)
- ▲大聖院(曹洞宗福昌寺末) 同 本尊 文珠菩薩
- ▲地藏院(臨濟宗南禪寺末) 奥平野村濟渡 本尊 地藏 (菊地南山)
- ▲東福寺(淨土宗知恩院末) 同 本尊 阿彌陀佛
- ▲濟鱗寺(淨土宗知恩院末) 西宮内町 本尊 同 上 (柴田覺民)
- ▲法界寺(同) 上 本尊 同 上 (伊藤眞階)
- ▲長傳寺(同) 上 本尊 同 上 (桑山大壽)
- ▲三寶院(曹洞宗福昌寺末) 同 本尊 三寶荒神 (佐藤大梁)
- ▲西幸寺(眞宗本願寺末) 同 本尊 阿彌陀佛 (司田周道)
- ▲放光庵(臨濟宗祥福寺末) 永澤町四丁目 本尊 釋迦佛 (川本鐵風)

- ▲理教院(天臺宗延曆寺末) 同 町 (天舛圓得)
- ▲範國寺(臨濟宗南禪寺末) 三川口町 (澤山元英)
- ▲久遠寺(日蓮宗本能寺本興寺兩末)同町 (日種日孝)
- ▲法蓮寺(日蓮宗本國寺末) 神明町 (添田日圓)
- ▲福海寺(臨濟宗南禪寺末) 四柳原町 (大海元梁)
- ▲眞淨庵(同) 上) 同 町 (加藤惠欽)
- ▲福昌寺(曹洞宗成道寺末) 羽阪通二丁目 (佐藤大梁)
- ▲滿福寺(時宗清光寺末) 同 町 (稻葉覺岸)
- ▲長樂寺(時宗清淨光寺末) 南邊瀬川町
- ▲阿彌陀佛
- ▲泉隆寺(同) 上) 同 町 (清水五岳)
- ▲本妙院(日蓮宗長遠寺末) 雲井通二丁目
- ▲西方寺(眞宗本願寺末) 同 村
- ▲遙船寺(同) 上) 荏合字筒井 (村上惠眞)
- ▲專稱寺(同) 上) 同 所 (豊原淨見)
- ▲鑿山寺(淨土宗知恩院末) 石井村 (中野隆典)
- ▲長福寺(同) 上) 夢野村 (田民徳成)
- ▲松隣寺(臨濟宗妙心寺末) 同 村 (宇田庸道)
- ▲大龍寺(眞言宗護國寺末) 地方字口一里山
- ▲藥仙寺(時宗正法寺末) 南邊瀬川町 (小林大空)
- ▲柳泉寺(眞宗本願寺末) 切戸町 (足立義圓)
- ▲寶珠寺(同) 上) 同 町 (鷲尾周成)
- ▲金光寺(眞言宗高野山親王院末) 四仲町 (柴田知秀)
- ▲阿彌陀寺(淨土宗禪林寺末) 新在家町 (近藤亮殿)
- ▲妙法華院(日蓮宗法華寺別院) 添町三丁目
- ▲招慶院(日蓮宗本國寺末) 福原町 (阿南日解)
- ▲眞福寺(眞言宗仁和寺末) 下澤通二丁目
- ▲願成寺(淨土宗知恩院末) 松本通二丁目 (濱田賢隆)

- ▲福泉寺(眞宗本願寺末) 中道通二丁目 (北野嘉登)
- ▲心月庵(眞言宗勝福寺末) 東出町二丁目 (井上周知)
- ▲瀧勝寺(眞言宗高野山心王院末)荏合村字瀧寺 (龍弘隆海)
- ▲阿彌陀寺(淨土宗知恩院末) 同 所 (深井常貫)
- ▲法西寺(眞宗本願寺末) 同 所 (松岡道隆)
- ▲永福寺(淨土宗知恩院末) 南仲町 (伊藤法雲)
- ▲德清寺(眞宗本願寺末) 荏 合 (イサヲ宗觀)
- ▲大仙寺(眞宗本願寺末) 生田町四 (四山慈敬)
- ▲正應寺(同) 上) 同 町 (關 西岸)
- ▲本尊 同 上) (關 西岸)
- ▲眞言宗觀音
- ▲馬頭觀音
- ▲阿彌陀佛
- ▲眞言宗觀音
- ▲觀世音菩薩
- ▲淨土宗觀音
- ▲如意輪觀音

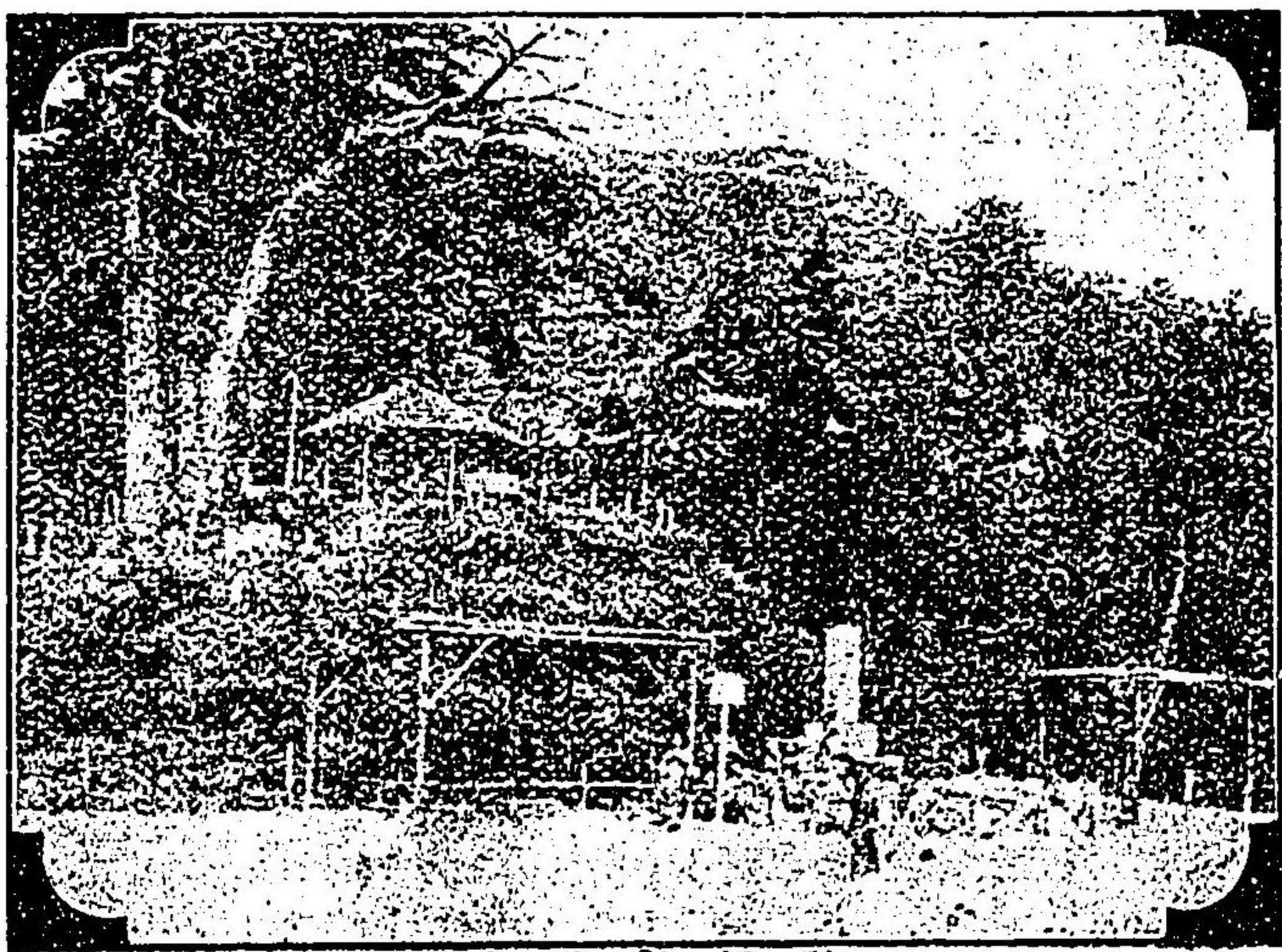
- ▲浄業寺(浄土宗知恩院末) 地方字鐘鐺場 (平熊宜明) 本尊 阿彌陀佛
- ▲寶満寺(臨濟宗南禪寺末) 東尻池村 (樂々露山) 本尊 大日
- ▲極樂寺(浄土宗永福寺末) 西尻池村 (村野連真) 本尊 阿彌陀佛
- ▲高福寺(眞宗佛光寺末) 同村 (藤末了然) 本尊 同上
- ▲金福寺(浄土宗知恩院末) 御崎村 本尊 地蔵
- ▲金樂寺(眞宗本願寺末) 長田村 (井上依教) 本尊 阿彌陀佛
- ▲光堂寺(浄土宗法界寺末) 同村 (小野田慈定) 本尊 同上
- ▲福聚寺(臨濟宗禪昌寺末) 同村 (平井宗玉) 本尊 觀音
- ▲長福寺(同上) 同村 (島田宗匡) 本尊 虚空藏
- ▲明泉寺(臨濟宗) 長田村 本尊 大日 (生島妙圓)
- ▲満福寺(曹洞宗福昌寺末) 本尊 薬師 不動 毘沙門(佐藤大忍)
- ▲妙心寺(臨濟宗禪昌寺末) 池田村 本尊 十一面觀音 (平井宗玉)
- ▲寶珠院(同上) 駒ヶ林村 本尊 同上 (水淵雅明)
- ▲海泉寺(同上) 同村 本尊 千體地藏 (染川眞龍)
- ▲圓通庵(臨濟宗福嚴寺末) 今和田新田 本尊 觀音 (圓通祖勇)
- ▲眞福寺 眞言宗御室派下澤通二丁目(辻隆諦)
- ▲廣福寺 眞言宗本願寺派下澤通五丁目(楠藏也)



名所古跡

諏訪山

神戸市山本通にある一小丘にして、再度山の山口に位し土地高燥、加ふるに市内清楚の地を占むるを以て遊人常に絶えず、宜なり近く三十六年を以て市の唯一公園として竣功され、敷條の坂路羊腸として、婦女子と雖も登山するに難からずとす、眺望亦遠大にして、遙に紀淡の青巒を摸糊の間に瞰下すべく、近くは神戸の街衢は收めて一眸の裡に在り、山腹の平坦なる所之を金星臺と稱す、茶亭を設け四季の花卉を栽培し、天然の勝地に加ふるに人為の装ひを以てして倍其觀を増す、山の西端諏訪明神あり、老樹森々の奥に稻荷を祠る、毎朝未明參詣するも其跡を絶たず、尙ほ山の東麓炭酸水の湧出する所浴場の設備ありて熱を加へて澡浴に供す、明治の初年修めて浴場とせしものなりといふ、此他諏訪山の東飛越(舊北野村)姥口(布引)の二個所にも同質の冷泉あり

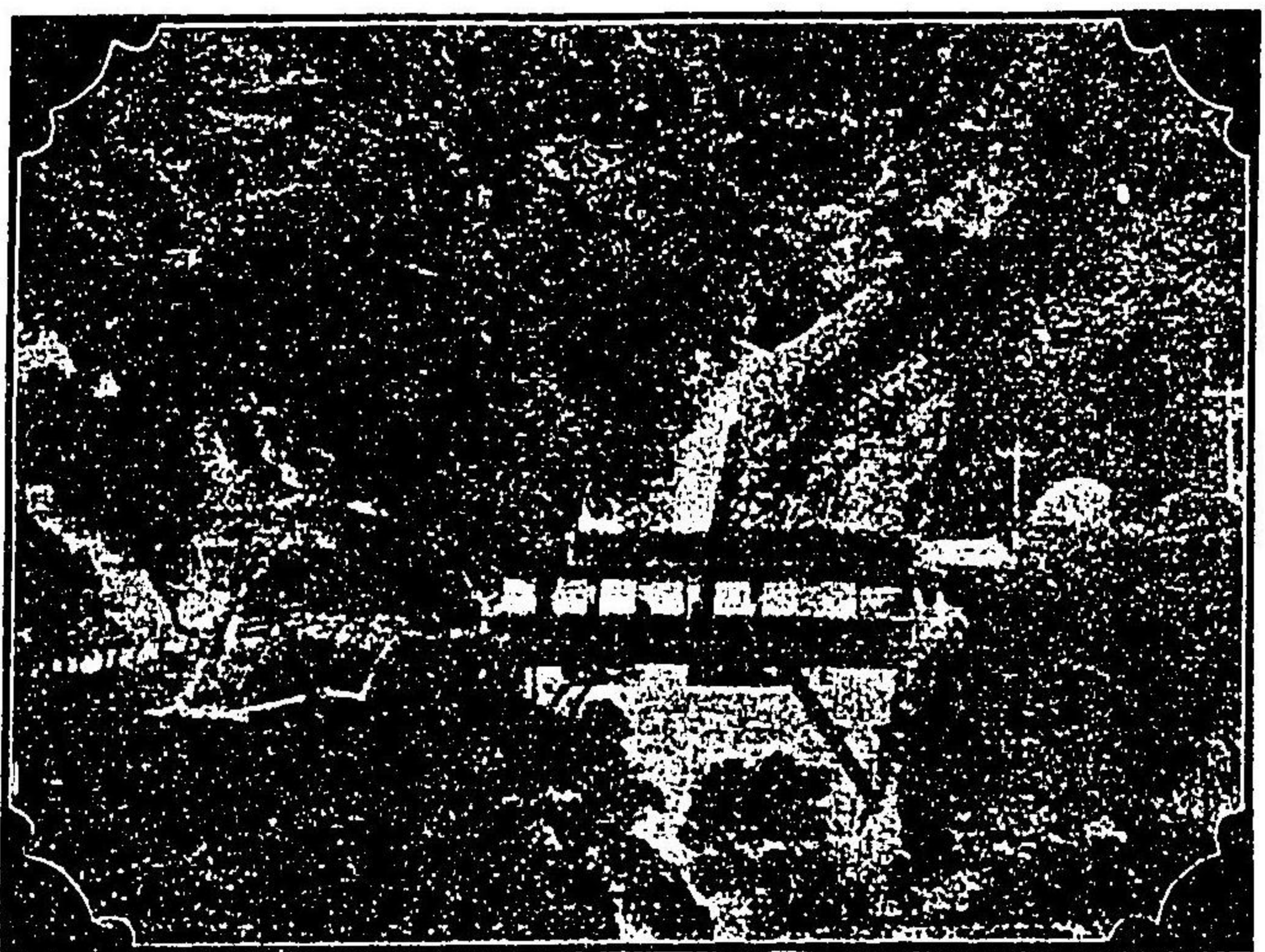


神戸諏訪山

布引の瀧

市の遊覧地としては先づ諏訪と布引に指を屈せざるを得ず、而も前者は近く人に知られしのみなるも、後者は古昔より史に上り、詩歌に謳はる、雌雄兩瀑あり、下なるを雌瀧と云ひ溪間の小逕を辿りて進めば眼前に之を望むを得べし、瀑布高さ七十餘尺、幅十尺許り、鞆の音耳を響するばかり、激湍矢の如く、溪間時に冷風を送り、灼々たる盛夏と雖も、佇立之を久うすれば肌に粟を生ずるを覺へしむ、夫れより瀑前の長廊を過りて阪路を攀づれば、行くこと數町にして雄瀧を見るべし、水は巖角に遮られ、中央より二段となりて淙然擲下し一種の壯觀を極む、蓋し神戸名勝の隨一たるを失はず

伊勢物語に云ふ、昔男津の國むはらの郡あしやの里に、知るよし、て行て住けり、其家の前の海の邊にあそびありきていざこの山の上にありと云ふ布引の瀧見に登らんと云ひて、のぼりて見るに其瀧物よりことなり、長さ二十丈ひろさ五尺ばかりなる石のたもとに、白絹に岩をつらめらんやうになん有ける。此瀧は平治物語に平相國清盛一覽の時霹靂に會ひたる



布引の瀧

怪談を録し、九州軍記には太閤秀吉海上を船にて漕ぎゆき遙に望みて、雲より落る瀑有り、あれこそ生田川の源にて布引の瀧ぞなどしるされたり

生田川

其水源は摩耶山に出づ、舊は布引より南流して神戸租界の東に至り、菟原八部の郡界を爲せしが、近年更に以東脇濱に疏通するに至れり、舊記に昔處女あり、競ふ男二人ありけるを、身になげきて生田川に投じ死せるよしを録す、其處女のみける詞に「住佗びぬ我身投てん津の國の生田の川は名のみなりけり」とあり

花隈古城跡

花隈は舊名花熊村と稱し一邑を形成せしが、永祿十一年織田信長の兵攝州に入り細川三好等の黨與を破るや、荒木村重功を以て本州を賜はる、是に於て村重花隈に城きしが、超えて天正六年村重叛きて毛利氏に款を通じ、伊丹城に據ること、なり、本願寺門徒雜賀根來の土兵海路花隈に應援す、然るに翌年に至り伊丹城食盡き、村重西走して毛利氏に倚らんとして果さず、遂に又花隈に入る、幾くもなくして伊丹陥り、花隈亦食渴きて、池田輝政の攻陥する所となり、村重終に其往く所を知らずと云ふ

湊川

此川古は會下山の麓を南に流れ、兵庫の西を繞り大和田濱に至つて海に入る、平相國清盛築島の

時、福原洪水の難を避けんが爲め兵庫の北へ疏導せらるると唱へり、當時は川床を埋立て、堤上廣潤老松鬱蒼、位置は市の中央にあるを以て士女遊散の地に適すと雖も、而も諸般の設備未だ完からず、公園としては遺憾なきを得ず、古歌あり

湊川うはなみはやく且こけて汐までにごるさみだれのころ

みなと川うき寝の床にさこゆなり生田のおくのさを鹿のころ

湊山温泉

通俗之を天王の温泉と云ふ、浴房數個あり、地は遠く紅塵の巻を離れ、閑靜極まりなし、近隣亦數個の料亭あり浴客の便に供す、因に云ふ全温泉の發見は慶長の往時に屬し、當時豊臣秀吉が浴室開創者正直屋壽閑へ與へたる証文、今に村人某の家に藏しある由



四四

清盛塚と琵琶塚

清盛塚は兵庫南逆瀬川町にあり、眞光寺と路を距て、相對する所、高さ二十六尺、石造十三層の

輪塔にして平相國の遺骨を収めたる舊跡なりと傳ふ、其前なる街衢を隔てたる處には經盛の琵琶塚あり

福原内裏跡

福原内裏の舊跡詳ならず、或は西須磨村國道の山手なりと傳へ、或は尻池の寺山を以て之に擬するものあり、舊記に右京山谷相交ると云ふを以て見れば、長田山會下山等を右京となし、其山脚に大路を通じ、輪田の廣斥沙岸を以て左京に充用



琵琶塚

したるを見らるべし、以上の推定により輪田西野を探查するに、湊川以西會下山長田山の下より須磨に向うて、野巡縦横鬚鬚として條坊の區畫を見るべし、其方位は西南に面して縦街を開けり、中にも大路と思はる、は湊川堤より起り、直徑大池の傍を過ぎ、西野と稱する一團の民家の南を掠め、西國街道に合し荊藻川逆池を経て須磨に向ふ、其左右兩側は田畝の排列の方向一致する所あり、横巷の跡は最も歴然たり、大池の東に會下山と同方向に三條の逕路併行し、夫より以西長田山と尻池間にも數條の小逕相連り、各皆彼大路と直角に交叉し、條坊區畫の遺跡たるを知らしむ、殊に長田の東南、西野の西南、荊藻川と大路の相交切する邊に、幾多の埋骨塚あるは、此大

路の當時要衝なりしを証することを得べし、然れども皇居は其故城を詳にするを得ず、大路に沿うて探尋すれば或は發見するを得んか、是に於てか世人の多くは、内跡の故跡は唯西野大池の邊と想像するもの多しと聞く

故記に津の國福原の京は、所のさまを見るに、其地狭くして條里を割るに足らず、北は山にそひて高く、南は海に近くて下れり、浪の音道にかまひすしくして、鹽風殊にはげし内裏は山の中なれば、かの丸木殿もかくやと許り、なか／＼態かはりて優なる形も侍りき、日々に家は作れるに、猶ほ空地は多く、道の邊を見れば車に乗るべきは馬に乗り、衣冠なるべきは直垂をきたり、都の手振忽ちに改まりて、唯鄙びたる武士に異ならず、これは世の亂る、瑞相かと、きき置けるも苦く、日を経つ、世の中うき立ちて人心治らず、民の愁遂に空しからざりければ、其年の冬猶山城の京に歸り給ひき」云々とあり

再度山

同山は海拔凡そ四百七十米突、諏訪山より羊腸の坂路を昇ること三十町にして其絶頂に達す、舊

名を多々部山と稱せり、山頂に古刹あり大龍と名づく、眞言宗にして觀音を本尊とす、弘法大師の開基にして、和氣氏の本願とす、寛文の頃、和州唐招提寺賢正上人重興せり、亦以て一靈境とすべし

佐比江

昔時湊川に接し東に小港あり、土俗之を稱して船入と云へり、即ち佐比の江にして小船の出入に便せり、蓋し務古水門の遺墟にして其傍に生田の裔神七宮在り

古人の歌に「年を経てにこりたにせぬ佐比江には玉藻かり得て今を澄むべき」とあり、佐比江とは清からぬ入江の名稱にて、昔此地は兵庫に於て最も殷賑の場所にして、青樓軒を列べ實に當時の福原なりしなり、俚謡にも、「兵庫搦べにおしろいの花の顔さび江といへど日々にあたらし」と口吟めり蓋し兵庫搦は佐比江の娼婦の好みに出でたるものにして、世俗に稱ふる櫛卷に類せしものなりといふ、其後娼家は柳原に移され、こゝ六七十年來は全く常人の住ふ所となりしなり

經島

築嶋以後幾多の變遷に逢ひ、其舊形明かに判じ難しと雖も、當時築嶋寺界限を稱するものならん、經島の名の起因を尋ねれば、昔福原の海は泊のなくて、風と浪との立合ぬれば、通へる舟の倒れ、乗人の死する事昔より絶えず、怖き渡よと人々申しければ、清盛入道部下に命じて、去ぬる承安三年築始たりしを、次の年風に打失はれて、次の年石の表に一切經を書いて船に入れ、幾隻と云



神戶福原

和田岬

ふこともなく沈められたり、さてこそ此島をば經島と名づけられしものなりと舊記に傳ふ

神戸港の南界を成し、和田明神より東に向ひて突出する沙嘴なり、長さ八町許り、一名之を遠矢の濱と稱せり、建武の昔、官軍に屬する本間孫四郎足利の軍船に對し遠矢を放ち、射術の名譽を博せし處なり、古歌に

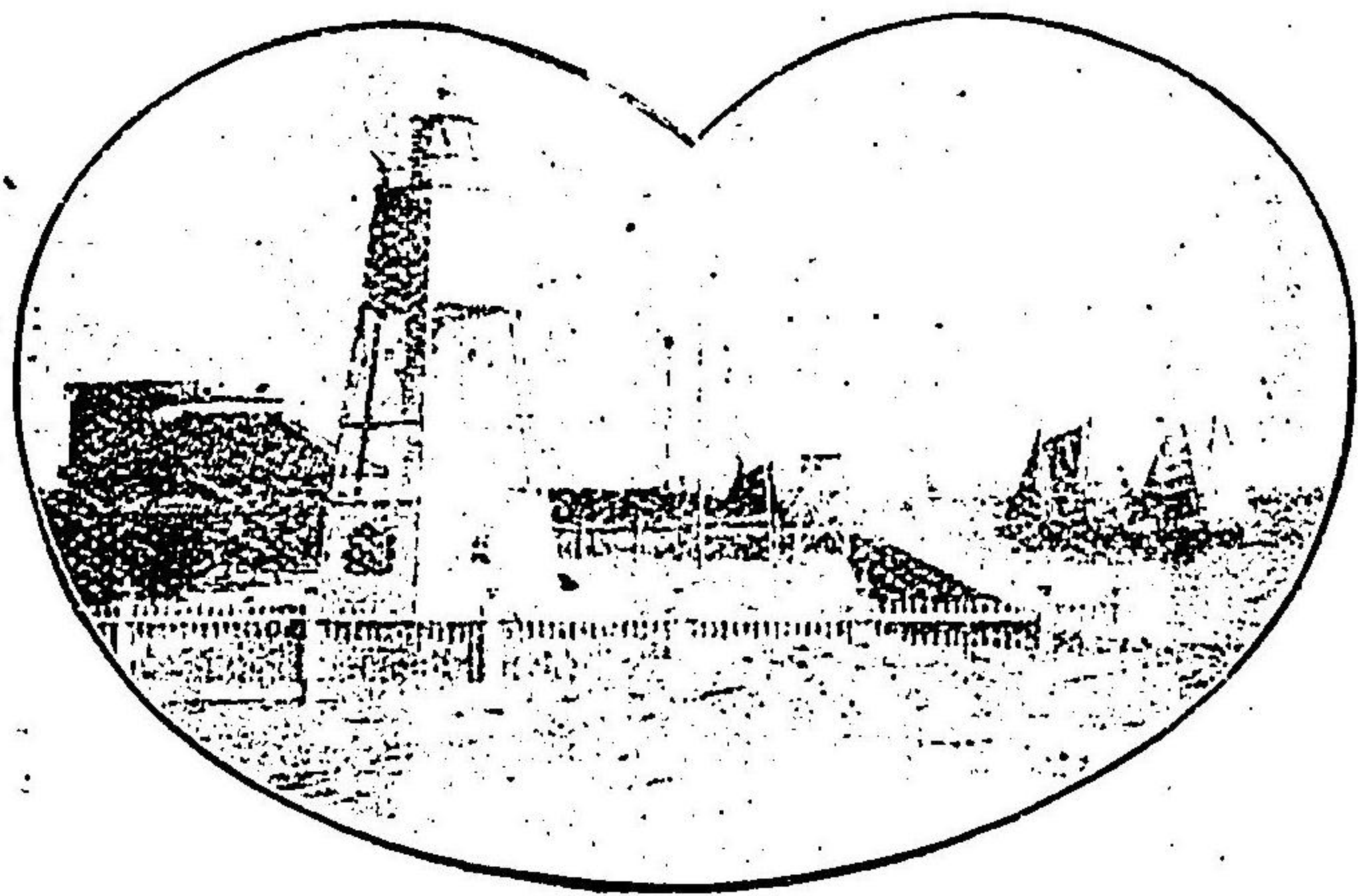
みなと川こぎ出で行けばほと、ぎす和田の御崎の松になくなり

苧藻川

鴨越より出で、鷹取山を繞り、尻池に至つて海に注ぐ、長さ四十町に渉る細流なり、長田の南に方り、苧藻川西國街道相交又する邊古塚多し、亦此街道より西野大池湊川に向ひ東北に馳する小徑あり、蓋し福原新都の中央大路なりと云ふ

駒ケ林

駒ケ林は苧藻川の西畔にして、其西を大字野田と云ふ、昔駒林に源氏松と云ふがあり、即ち光源氏の君の須磨に居らるゝ時植ゑたまひ、後世植繼したるもの

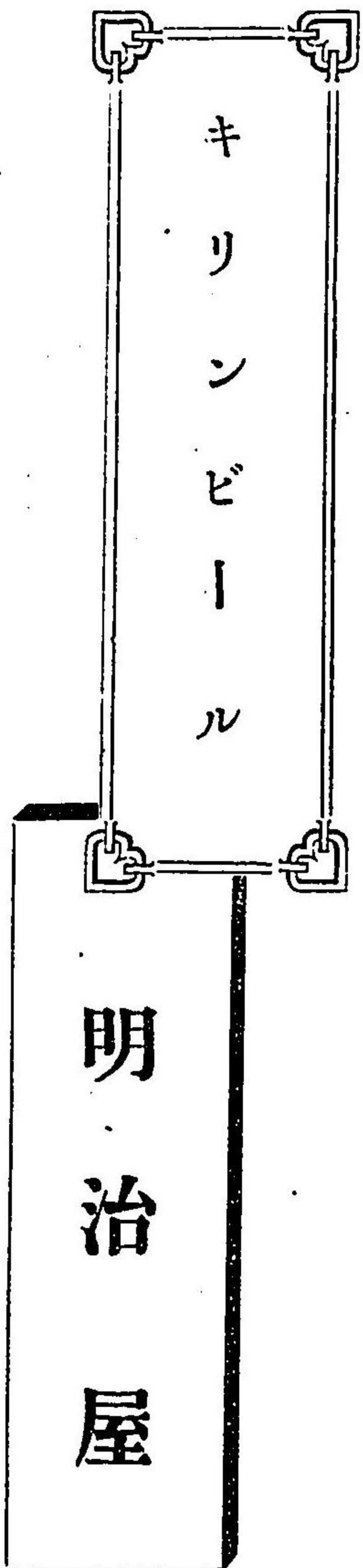


和田岬

なりと

古の駒の林の松みれば植ゑしふる葉も變らざりけり

- ▲法然松 脇ノ濱々手にあり法然上人逆種の松なりと云ふ
- ▲乙女塚 脇ノ濱西國街道にあり
- ▲平經基の碑 兵庫西出町にあり、教盛の兄を祠れり
- ▲平知章の塚 東尻池村の内、西國街道の南側にあり
- ▲眞野の橋 兵庫より駒ケ林へ至る里道筋苧藻川に架せるものなり
- ▲監物太郎墓 長田村耕地の中にあり
- ▲忠度の塚 駒ケ林村にあり
- ▲氷室 夢野村にあり



官衙の部

兵庫縣廳

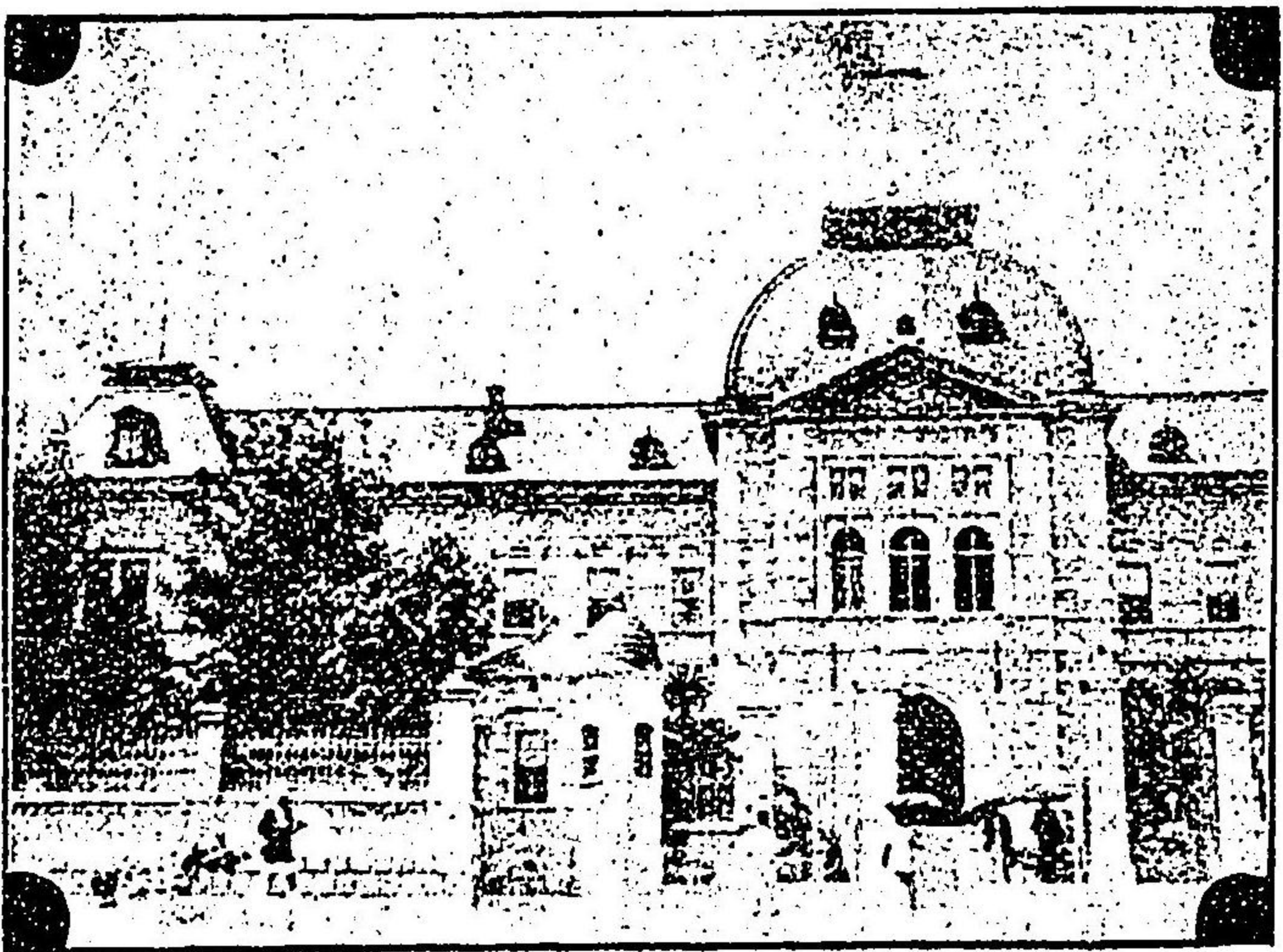
▲其起原と沿革

明治元年正月二十三日兵庫鎮臺を置かる、の命ありて、東久世通禧之が都督に任せらる、其配下には民政用掛司農方等の諸僚を設け、秦艦一郎等を以て民政御用掛とす、本縣に地方官ある實に之を以て其嚆矢とす、然れども當時維新の初幕にして未だ全く封建の制度を革めず、幕府の領地、諸侯の封土公卿麾下の采邑等所在聯接して實に尺寸の地を餘さず、各自政を其域内に行ふ等、宛然幕府現在の當時に異らずして依然として舊態を改めず、是を以て鎮臺ありと雖も未だ土地を管轄すべきものなく、又人民の統治すべきものあるなし、唯單に外交に關與し居留地の本務を處理するに止れり、蓋し當時の官制は事實を目前に控へ、以て分類を定むるの傾向ありて、今日政治學上の分類を以て見れば支離滅裂にして、實際と職制との背反するは、殆んど想像の外に出づるものありしなり、超えて翌二月鎮臺を改めて兵庫裁判所とし通禧又之が總督たり、而して該廳には假に兵庫切戸町元勤番所を充て、外國掛は別に神戸町會所に設く、爲に内外各局を異にするに至れり、是れより先き官制改革の舉あり、之と同時に地方政廳を分ちて府、藩、縣の三治となし、府縣には知事を置き、藩は暫らく其舊に依り中央政府の體形を確定すると同時に、地方制度

電話 長下 山手 通四
 一五三六八
 一五三五八
 一五四八八
 一八七一
 警察 第一會計課 部

亦漸く其緒に就かんとせり、此に於て五月二十七日兵庫裁判所は兵庫縣と改稱し、伊藤俊介兵庫縣知事に擧げられ、内外事務始めて一途に出づるに至れり、然るに該假事務所たるや、元來大阪幕府奉行所附屬の勤番所たるに過ぎざれば、構造狹隘にして内外の政務を總括する官廳と爲すに足らず、剩へ兵庫は居留地及び運上所を距ること頗る遠く、開港の事務を執るには至つて不便なるよりして、明治元年六月八部郡阪本村の地を相して兵庫縣廳新築の工を起すに至れり、是れより先き、兵庫人士は神戸に移廳の議を耳にするや、痛く反對の側に立ちしと雖も、如何せん阪本村の地域たる兵庫、神戸の中央に位し、地形高濶、田圃四方に拓け、頗る新廳舎敷地として適當せるのみならず、既に此村内に屬する一部の地を畫し楠社造營の豫期あり、西は隆乎たる丘陵を負ひ、自然の勝地を占むるを以て、終に地を阪本村に卜するに至りし所以なり

時に假事務局は既に頽破の個所ありたれば一時兵庫湊町、あらしの花壇を以て假事務局と爲せり、兎角する中、同年九月廳舎の建築畧ぼ落成したるを以て前記湊町の假事務局より此に移ることとなり、外國掛も



兵庫縣廳

亦神戸町より來りて之に合す、而して新廳舎に屬する地坪は七百九拾五坪にして、席を布くもの四百八拾疊、四圍に女牆を廻らすこと貳百六拾間、然れども構造は尙ほ舊慣を脱却せず、超えて同年十一月土木工事全く竣成を告ぐ、此建築工費精算高參萬參千八百六十兩を要せり

是に於て内外新廳は合局し各其事務を掌理せり、然りと雖も依然として外人居留地を相距ること遠ければ、外國領事等は諸引合として日々出願するに不便甚しければ、翌二年外務掛を東連上所に移すの止むを得ざるに至れり、之が爲め日々奔命の煩を來たし、且亦運所上同様火急に取建たる家作なるより、既に修覆に差向ひたる等の爲め又もや移廳の議起るに至れり

明治四年六月居留地に接せる生田川附替の川床を以て敷地となし、廳舎を引建直し、内外合併移廳の義、辨官へ具狀せしに、聞届け難き旨指令せらる、翌五年三月山手外國人居留地近接可然地所へ斷然引移り、内外事務一途に取締度旨重ねて大藏省に上申せしに、入費金壹萬參千六百五拾貳兩餘を目的に、取掛可申云々の指令に接せり、此時に當り和蘭領事コルトハルスの家屋を買ひ本廳を爰に置かんとす、依て同年八月更に左の上申書を大藏省に提出せり

當縣廳引建直の儀凡金壹萬參千六百五拾貳兩餘を目的にて取掛可申尤積帳の内不相當之廉有之總て高直に相見候に付普く入札申附可成丈入費相減候様注意可致且地所買上の儀は反別引取等巨細取調更に可相伺旨御下知相成候所然るに今般雜居地山手新道取開候に付ては最前見込候縣廳可取建地所其所得ず候に付尙又外地所取調候折柄神戸松屋町官宅近傍に住居罷在候和蘭國領事コルトハルス儀重病にて此度爲養生歸國致候に付各地所建家共賣却致候趣最も居留地程近く外國造にて建物も相應堅牢且地所の儀は永代貸の地にて年々米相場を以て地租取立の約定相

成居相場の儀に付毎々煩敷儀も有之兼て取返度苦慮罷在候場所にて幸の儀に付旁其筋の者を以て買取の儀示談爲致候處案外廉價にも有之且當時外國事務局に相用居候町會所も一時借請候場所付長く借置候ては下方難澁の趣も有之右は外國造に付直に引換候共諸般の都合宜敷候間右立入候者に金四千九百八圓餘を以て爲買取申候尤金高の外地價の儀も相當の價を以て買取申候巨細の儀は別紙を以て申上候右者伺の上可取計筈に候得共彼我の引會手間取候ては好機會を失し候間無餘儀取計申候就ては右建物者其儘領事集會所並に平常接對等の場所に相用諸役所等は兼て伺の通在來縣廳建物取毀ち滅坪の上右建家へ繼補理致し悉皆西洋造に建直の積り左候得者新規足木並に瓦等も相減じ且向後保方も宜敷最御入費の儀は最前伺濟の金高目的にて此節より取掛建築致候積り尙出來の上は清算帳を以て相伺可申候得共此段申上置候也

壬申八月二十四日

兵庫縣參事 岡村義昌

兵庫縣令 神田孝平

大藏大輔井上馨殿

明治五年九月十三日兵庫縣裁判所を置かる、依て新廳落成移轉の上は舊廳は司法省へ交付し、縣廳建足し工事は悉皆新規の材料にて建築することに決せり
明治六年春工事に着手し、同年五月落成す、是を以て同月二十四日上棟式を行ひ、翌日新廳に移る、此敷地坪敷二千六百八十八坪餘、東南の道敷三百二十餘坪、合計三千九坪餘にして此買上代價千五百九拾壹圓七拾九錢四厘なり、同年十二月大藏省へ差出したる建築入費計算書の要領左の

如し

合金 壹萬參千九百參拾四圓七拾四錢九厘

仕 上 高

内

金四千六百四拾四圓九拾壹錢六厘

金九千貳百八拾九圓八拾參錢參厘

内

金五千參百五圓七厘

元和蘭人コルトハルス住居本家九十八坪七合五勺、雪隠一坪、厩十坪、小使部屋十四坪二合五勺、八角造門番所一坪五合五勺、合建坪百二十五坪五合五勺買上代

金五千五百六拾七圓五拾四錢七厘

前同斷縣廳建繼並口々建築中掛り詰所入費共清算仕上げ

金參千六拾貳圓拾九錢五厘

表門、門番所、馬繋所、外構煉塀築直し、土藏、敷地置土、建家屋根葺直し、諸人溜所等右

同斷仕上げ

斯くて本縣廳建築當時は攝津五郡の管轄たりしも、明治九年に至り頓に其管轄を數倍し、隨つて吏員は其數を増し、既に一再ならず建添模様換を爲せしも、最早其術なきに至り、爾來引續いて年々歳々吏員の増加を來たし、爲めに建物の狹隘を告げ各課の排置其宜しきを得ず、且應接所に乏しく、之が爲め執務上且は接待上兩つながら其支障少なからざるを以て、遂に明治十八年十一月

月通常縣會に新築の豫算を提出せしに、縣會にては新築の必要は之を認めざるに非ずと雖も、積年民間の衰弊未だ回復の曙光を認めず、新築を爲すの未だ其時に非ずとの理由の下に、修繕費を増し建増建添等をなし執務上差當りの不便を療し、新築は之を他年に譲ることに議決せり而して其新築目論見高は六萬五千圓、内壹萬五千圓は外交の關係上之を國庫に仰ぎ、參萬圓は縣下富有篤志者の寄附に俟つこととし、殘額貳萬圓は地方稅より之を支出するの計畫なり、超えて明治二十八年十二月通常縣會に於て左の議決を爲せり

建 議

我が兵庫縣廳たる既に老朽に屬して其用に堪へざるのみならず實に狹隘不潔にして一縣の体面上より見るも亦我帝國今日の位地より見るも之が改築の必要あるは言を俟たざる所なり又是縣民の義務否寧責任たり、然るに本縣に於ては幸に明治三十年を期して關西聯合府縣共進會を開設するの舉あり之に對して恰當の敷地を有せり因て該會閉場後直に之を此地に移轉改築すべし右の理由を以て明治二十九年の通常縣會に其設計豫算を發せられんことを建議す

明治二十八年十二月十七日

兵庫縣會議長

岡 本 松 太 郎

兵庫縣知事周布公平殿

即ち翌明治二十九年三月臨時縣會に於て縣廳舎建築修繕費を可決し、三十年度より向ふ五ヶ年間繼續支出の方法を以て建築に着手し、同三十五年五月二十四日を以て其落成式を舉行せるもの、即

ち目下の廳舎なりとす、此工事たる縣技師秋吉金徳氏監督の任に當り、其工費の如き實に金參拾四萬四千餘圓を要し、其宏壯なる、縣廳舎としては全國中他に其類を見ざる所なりとす

▲置縣後の長官と其世評

任官年月	退官年月	在職年限	官名	氏名
明治元年五月	明治二年四月	一ケ年	縣知事	伊藤俊介(博文)
同 二年四月	同 二年五月	二ケ月	同	久我維磨
同 二年五月	同 二年六月	二ケ月	同	中嶋錫胤
同 二年六月	同 二年八月	三ケ月	同	陸奥陽之助(宗光)
同 二年八月	同 三年八月	一年一ケ月	權知事	税所長藏(篤)
同 三年十月	同 四年十一月	一年二ケ月	同	中山信彬
同 四年十一月	同 四年九月	四年十一ケ月	縣令	神田孝平
同 九年九月	同 十一年五月	一年九ケ月	權令	森岡昌純
同 十一年五月	同 十八年四月	七ケ年	縣令	同 海忠勝人
同 十八年四月	同 十九年七月	一年四ケ月	同	同
同 十九年七月	同 二十二年十二月	三年六ケ月	知事	同
同 二十二年十二月	同 二十四年六月	一年七ケ月	同	林董
同 二十四年六月	同 三十年三月	五年十ケ月	同	周布公平
同 三十年四月	同 三十三年十月	三年七ケ月	同	大森鍾一
同 三十三年十月			同	服部一三

以上の如く置縣後知事の更迭を見ること十三回、中に就て在職最も長きは現服部知事にして續て

森岡昌純、周布公平等とす、伊藤俊介は置縣當初の知事として本縣とは因縁實に淺からず職にあること滿一ケ年、然れども當時は維新の初幕として行政事務未だ其緒に就かず、公が辣腕を煩はすの機會なかりしは大に遺憾とせざるを得ざる所とす、其後久我知事赴任なくして中島錫胤知事に任せられ、同知事亦赴任なくして免せられ、明治二年六月二十二日に至り豊崎縣知事陸奥陽之助(宗光)知事任命の沙汰あり、抑も本縣知事の任命は中央政府の最も意を用ゆる所にして、實に仕官者の登龍門たるの觀あり、曩きには伊藤俊介を迎へ今亦陸奥陽之助を迎ふ、然れども在職僅かに三ケ月にして、陸奥は東上の命に接し、税所長藏(篤)其後を襲うて、權知事となる、時に明治二年八月二十九日なり、是れより先き官制の改革ありて、三府の外は縣を置き、地方官吏は知事以下參事、屬の稱を用ゆ

翌三年九月税所知事堺縣に轉任し、大參事中山信彬權知事に任せらる、明治四年十一月政府は條約改正の爲め、岩倉具視を特命全權公使とし歐米派遣の事あり、中山權知事又之が隨行を命せられ、同月四日其職を辭し東上したるを以て、翌月十五日權大内史神田孝平兵庫縣令として就任することとなる、孝平は久しく開成所に在り、資性磊落にして和洋の學に通じ、本邦文明論者の首魁たり、開港場の隨一たる神戸の地にして令尹として此人を迎ふ、蓋し適材を適所に得たるものにあらずして何ぞや、明治九年九月まで殆んど五ケ年間兵庫縣令として在任するや、新舊時代過渡の爲に起れる内外交渉事件を處理し、當時縣官中手腕あるものに乏しき間に處して、治績大に舉り他の模範と仰がる、に至る、聞説く彼は官吏が徒らに事務繁劇と稱し、時に勤務時間外に簿書を弄するを見て之を戒めしとぞ、曰く須らく規定時間に来り規定時間に去るべし、執務時間中

の怠慢は之れ規定時間外に齟齬する所以にあらずやと、蓋し彼は東洋流義たる時間空費を戒むること至つて切なりしに依れり、此嚴肅なると同時に、亦一方に於ては平素其下に對して極めて温情掬すべきものありたりと云ふ、是を以て下僚皆彼の爲に事を爲すを好めり

明治九年九月孝平の去るや森岡昌純權令として就任し、間もなく縣令となる、當時恰かも縣下に於て製造、工業等漸く發展の曙光を認むる時に際し、能く卓逸の才氣を揮うて治縣其宜しきを得たり、留まること九年の久しきに及び、明治十八年四月に至つて内海忠勝と更迭するに至れり、忠勝才氣縦横、折柄條約改正を仕遂げんとするの時に際し、市中に歐化の風を獎勵し、其他山陽鐵道成立の當時に當ては容易ならざる事情の纏綿を排し、自己の宿論を遂行せる如き其効績の一に數ふべし、尋で林董の來るあり、未だ赫々の治績を聞かすして去り、明治二十四年六月周布公平就任し、在職六年、三十年四月を以て去り、大森知事を経て、三十三年服部知事就任さる、細時職員の重なるもの左の如し

知事	從三位 勳一等	服部 一三	事務官(警務長)	從五位 勳四等	内村 直俊
事務官(内務部長)	從五位	不破 彦麿	事務官(學務課長)	正六位 勳五等	田中勝之丞
事務官	從七位	阿部 壽準	事務官補	正八位 勳七等	森野 左近
港務長	從五位 勳五等	藤井治三郎	技師	從五位 勳四等	佐藤長太郎
		中山手通五丁目官舎			北長狹通五ノ

農事試験場技師	正六位 勳五等	小野孫三郎	神戸病院長	正六位	鈴木 徳男
衛生技師	正六位 勳六等	葉若雄次	獸醫官	正六位 勳五等	鈴木 吳一
林業技師	從七位	赤石 東	農會技師	從六位	前瀧 千奴
技師	從六位	大山 爾也	衛生技師	正七位	澄川 議三郎
農業技師	正七位 勳六等	高橋徳太郎	警察技師	從七位 勳六等	萩原 信三郎
検眼技師	從六位 勳六等	岩井 正浩	水産技師	從七位 勳六等	加藤 重福
衛生技師	從七位	林 梁藏	商工課技師	從七位	小田 米太郎
藥品監視員	從七位	渡邊英三郎	土木技師	正八位	溝口 親種
港務官	正六位 勳五等	林 治定	港務官	正六位 勳五等	片山 佐知矢
港務醫官	從六位 勳六等	築山 俊次			出在家町一四
		山本通四ノ一四一			

官衙の部

○知事官房

△秘書係

重見良材

中山手四番外五

西澤新藏

荒田町三、二四八ノ五七

古市亥市

下山手五ノ二八

△外務課

平井隼之助

西須磨一四〇ノ二

渡邊金治

生田町一ノ四七

△文書係

柴田正

奥平野番外三三六ノ二四

今井馬吉

橋通三ノ六

原嶋惟正

奥平野村番外二七一

○内務部

△庶務課

長濃貞夫

奥平野村二九四ノ四七

細見房吉

駒ヶ林四九一

柴原琢

野田村一

△土木課

田村清吉

八雲通二ノ五六

加藤茂

坂宿村七二ノ二

小林米作

八雲通二ノ三六

△會計課

細井義夫

奥平野村一五五ノ六

中山亥三次

奥平野村番外三三六ノ二

△學務課

那波徳治

下山手六ノ八九

大庭教輔

再度筋三一ノ一九

富永三四郎

奥平野村四九

△社寺兵事課

石井雄吉

奥平野村五一七ノ六

竹中良之

石井村四七ノ八一

日下三造

奥平野村三八ノ一四

△農務課

岡山次夫

楠町五ノ一八九

藤原正夫

奥平野村一五五ノ一四

今田榮治

布引町二ノ一ノ二一

△商工課

高木千守

奥平野村三五六

寺田梅治郎

再度筋三九ノ九一

岡本元吉

水木通六ノ七五

○警察部

△高等警察課

橋本萬三郎

松崎喜十郎

△警務課

小林波吉

松村昇

△保安課

秋田僊之助

宮宗眷三

官衙の部

△衛 生 課

警部 宮崎俊男 技手 羽室保吉

技手 川畑秀太郎

△米穀検査所

所長 井上庫太 監督 尾畑直三郎

書記 白髭彌太郎

下山手五ノ一七

生田町四ノ二八

布引町三ノ三

裁判所

橋通二丁目(電三四五九五〇)

稅務、縣廳の手を離るゝの時、司法事務も又縣廳の手を離れて裁判所に移るに至れり、即ち明治五年九月十三日兵庫裁判所設置の達ありて、同年十一月二日聽訟斷獄は裁判所に引繼がるゝに至る、超えて翌年五月神戸松屋町の新廳舎落成を告ぐるに至るや、阪本村なる舊廳舎は兵庫裁判所となりて、八年五月より内國人一般の訴訟は勿論、原告外國人にして被告の内國人たる民刑訴訟一般の事件を収受することとなりぬ、當時の裁判長は小判事從六位土居通夫にして、副長として權少判事正七位小山惟清在りたりき
現在の所員左の如し

▲地方裁判所

所 長

從四位
勳三等

田丸 稅 稔

補 助 五

判事(部長)

正六位
勳五等

木村平三郎

判 事

正六位勳六等

佐伯明道

同

太田彌一郎

同

正七位

河村右介

同

正七位

千秋良平

同

從七位

兼松謙太郎

同

從七位

宇野要三郎

同

從七位

天野宗太郎

同

補

成亥忠一

同

同

太田萬之進

同

同

向井峰藏

同

同

清水清

同

同

菊崎貫一郎

書 記

同

夏目八十太郎

同

同

西嶋良爾

同

同

小嶋守氣

同

同

森嶋誠臣

同

同

山平初馬

同

同

關平幸雄

同

同

寺村直次

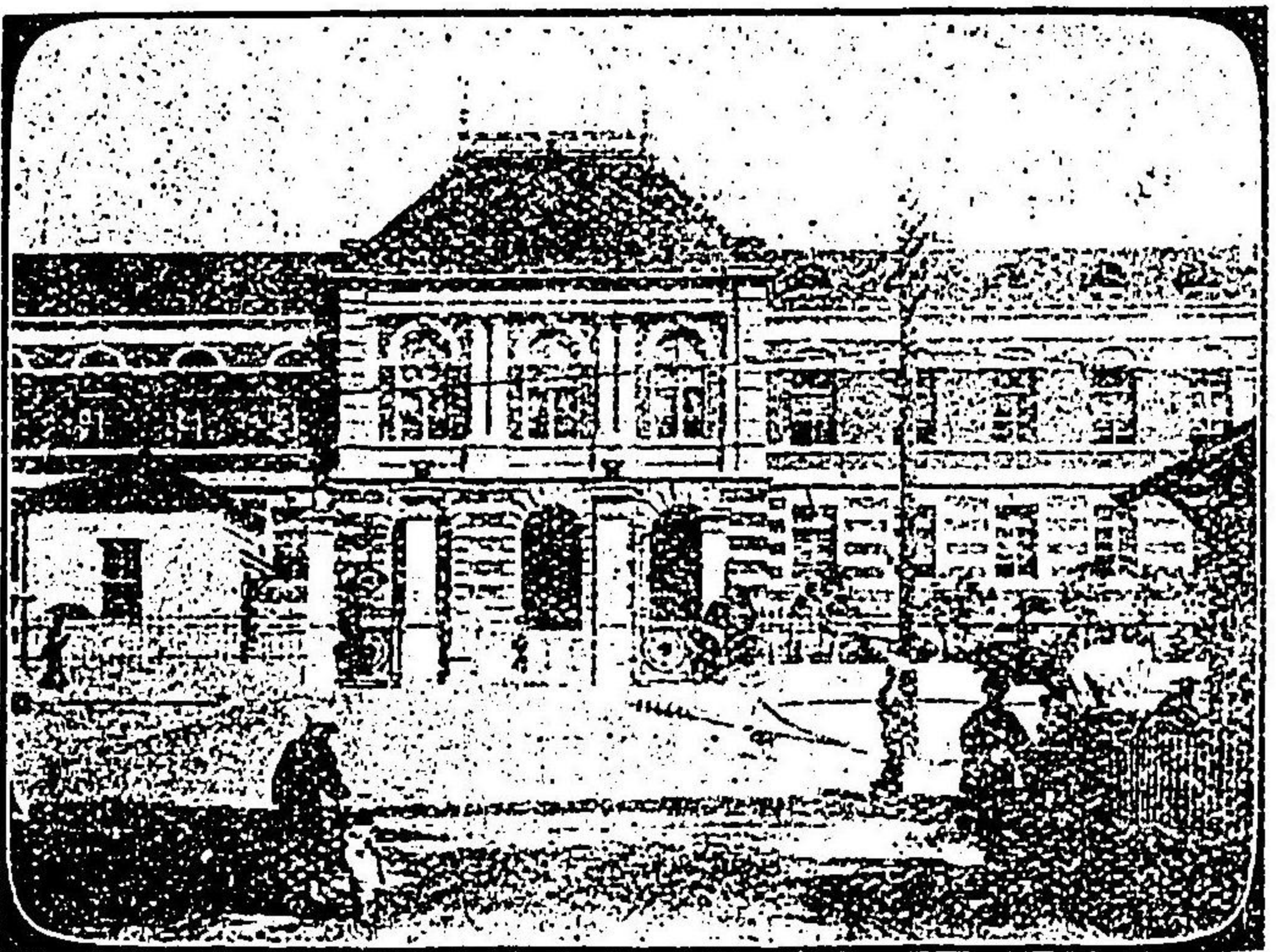
同

同

同

同

秋元喜問太



神戸地方裁判所

△檢事局

檢事正

從五位
勳五等

小山松吉

補町六

檢事

正六位
勳六等

内藤每輔

檢事

上田豐

檢事

津曲豊麿

書記(監督)

大谷猪吉

▲區裁判所

判事(監督)

正六位
勳五等

小室虎吉

判事

從六位

岩本麻次郎

判事

從七位

安藤 芋

判事

吉田 護

判事

柚木周平

判事

矢部 克己

書記

海野恒三郎

書記

北風市彌

書記

小林次郎

△檢事局

檢事

棚木悦太郎

檢事

藤岡大英

檢事

鷺塚 清

書記

福鎌文也

書記

渡邊龜次郎

神戸税關

(海岸通一) 電二三

△税關の沿革

神戸税關の沿革を叙せんとせば勢ひ明治の初年に遡らざる可らず、即ち明治元年兵庫事務局の設置となるや、正月十九日事務局を兵庫切戸町幕府大阪奉行所々属勤番所なる公廨に移し、内外兩掛を置くに至るや、運上所御用係四名を置き以て外國掛に隸屬せしめ、爰に内外貿易の稅務を掌理せしむ、是れ實に運上所の起源にして、亦抑も神戸税關の前身たるなり、更に同月二十八日外務局に於ては外國船政役等を任命し、二月四日伊藤俊介の名を以て各國領事に通牒して曰く

一筆致啓上候然ば明五日より運上所相立夫々役向の者出勤爲仕商法無障礙爲取計可申候間此段貴國商人へ御觸渡可被下候稅銀等は約條書稅則に隨ひ可相納候様申付置候に付此段御承知可被下候爲其如此御座候以上

是に於て明治元年二月五日神戸港運上所を開局し、之を東運上所と稱す(今の東税關の在る所)次いで又西方に一局を置き之を西運上所と稱せり(今の西税關の在る所)而して運上所開局と共に外國掛は一時東運上所内を以て本局に充て、同年三月十四日に至り之を神戸町會所に移し、同年四月八日海岸に運上所の假波止場二個所を設け、是れ以外に於て荷物の陸揚、船積を爲すを禁せり、尋いで鯉川口及び宇治川尻の兩所に假波止場を設け、運上濟物品揚卸の便に供し、東運上所へ十名假運上所へ十一名、鯉川口へ四名、宇治川尻へ五名の吏員を派せり、超えて同年五月に至り府

藩縣の制成りて兵庫縣の設置あり、廳舎を阪本村に建築するに及んで、外國掛を本廳に合して之を外務掛と呼ぶに至れり、是に於て内外の事務は一廳の統轄する所となり、運上所は縣廳外務掛の下に屬する一課となる、既にして明治二年二月外務掛を東運上所に移すに至れり、是れ其外人居留地と相隔離するよりして、各國領事よりして連署其不便を訴ふる所ありたるに依る、即ち内外の事務復た分れて二となりたれども、而も未だ縣廳以外に獨立したる譯にはあらず、四年八月外務省の管轄する各開港及び開市場の稅務は大藏省に轉屬し租稅寮中外部課を設定し、輸出入並に外國人に關係する稅務一切を掌理するの制を定めらる、即ち開港場の稅務は其初め外國事務局の統轄する所にして、同局は地方官をして事務を措置せしめしなるが、爾來其統轄は外國官に移り、尋で外務省に及び、遂には大藏省の管轄に歸するに至る、然れども同省は依然其事務を地方官に委ぬる旨を達せり、故に縣廳と運上所との關係は全く舊に異ならず、斯くて其年十一月に至り縣廳にては運上所處務順序を定め、検査、稅額、收稅、翻譯、庶務の五課を置く、超てて明治五年二月外務掛を東運上所より神戸町會所に移し、番卒十四人を置き海岸取締に當らしむ、從來は運上所に巡邏卒及び本船番なるものありて、監視の任に當り居りしが、爰に其名稱を廢して邏卒、視船の二課を置き、又も之を改めて視船課を監船課とし、邏卒課を巡警課と稱するに至れり、五年五月神戸運上所は大藏省租稅寮の直轄に歸し、租稅寮七等出仕原東樹臣出張し、兵庫縣より事務の引繼を受く、依て運上所は全く縣廳の管轄を脱し、獨立の一官衙となり、同年十一月には職制を定められ、課を分つて検査、收稅、倉庫、文書、庶務の五課とし、巡警吏を監吏と改稱し、海陸監吏課を設置し、之と同時に運上所の名稱を改めて稅關と呼ぶに至れり、蓋し運上所なる名稱の頗る古き成語なるより、官民共に知らず、稅關なる新名稱を附し、官の布達等に於ても或は運上所と稱へ、或は稅關と書し、區々にして未だ一定確乎たる名稱なかりしが、是に至つて神戸稅關の名稱確然たるに至れり

明治六年一月監吏職制章程を改正し、監吏總長、副總長、監吏長、大監吏、中監吏、小監吏を置く、同年二月海陸監吏課を廢し、更に監吏課を置く、同三月神戸稅關をして大阪稅關を管轄せしむ、同七年一月稅關職制章程を改定し、横濱稅關本局の稱廢止せらる、同十年五月一等より九等に至る監吏及び一等より四等に至る監吏補を置き、又主稅監吏及び主稅監吏補を置く、同十九年三月勅令第七號を以て稅關官制を制定し、稅關に入課を置き主稅監定役を鑑定吏と稱し、翌年鑑定官を追加す、同二十三年七月新に鑑定官試補を加へ、二十六年十月監視部を置く、次で三十年六月稅關官制を改正し、新に検査官、監視官及び技手を加へ鑑定官吏を鑑定官補とす

△開關以來の稅關長

神戸運上所は所長なるものなく、御用掛若下佐治右衛門等四名交互其事務を執り、其後遠藤謹助司長たりし事あり、明治五年十一月稅關と稱するに及び租稅助瓜生寅神戸大阪稅關長に任せらる、同七年二月瓜生稅關長大藏省に轉じ、租稅權助長岡義之其後を襲ふ、明治十三年二月大藏省書記官高橋新吉、神戸大阪稅關長に任せられしが、翌年十二月轉勤せるを以て鑑定役渡邊牧太、稅關長心得となりしが、間もなく大藏省書記官額川君平來つて其任にあること十六ヶ年間にして、明治三十年十二月大藏省稅務監督水上浩躬之に代る、居ること幾くもならずして水上浩躬の横濱稅關長に轉するや、大藏省書記官佃一豫(當時日本興業銀行副總裁)來つて稅關長たりしが、又もや

幾くならずして、櫻井鐵太郎と交迭せり、其後櫻井税關長の大藏省に轉するに及び、爰に目下の税關長と交迭するに至りしなり

△現今の職員

税關長	正五位 齋藤重高	事務官(監査課長)	從七位 井上徳太郎
監視官(監視部長)	正七位 常吉徳壽	鑑定官(鑑定課長)	正六位 佐藤友太郎
鑑定官	從六位 西川麻五郎	事務官補(貨物課長)	從七位 青野一夫
事務官補	從七位 平田正七	同(徴收課長)	赤川副司
同(庶務課長)	從七位 山崎光亨	同	荒川松五郎
同	同 吉田捨壽呂	同	吉本唯一
同	同 中島悌三郎	同	高垣壽三郎
同	同 岡本利三郎	同	城武斧太郎
		同	時岡由藏
		同	長束穎雄

鑑定官補	宇加井廉造	同	根津鎮次郎	同	曾我桂藏
鑑定官補	廣田聰二郎	同	内藤揆一	同	小倉正
鑑定官補	有田勝太郎	技手	河合澄江	技手	左方彦太郎
鑑定官補	海老名清太郎	同	内山協三	同	加藤安太郎

神戸郵便局

榮町六丁目 電 局長室 二〇三三〇一

明治四年十二月驛遞寮出張所神戸郵便役所を神戸市市場丁(現今元町六丁目)に置かる、是れ當港に於ける郵便事務の嚆矢なり、其當時役所の地坪三十六坪餘は一坪金拾八兩の割にて七百兩を以て買上げしものなるが、明治七年三月に至り榮町六丁目に於て地面二百坪其他東隣の地四十二坪を六百九十圓に買上げ此に移轉せり、而して神戸大阪間は汽船を利用して繼立の迅速を圖り、尙ほ同年十二月に至りて市内に郵便函を設け、始めて阪神間毎日三回の郵便差立は開始されたり、今明治五年に於ける郵便計理の一斑を見るに、取扱役人書記一人、集配人四、郵便脚夫二、小使一にして、郵書収集は一日三回、一回の収集凡そ三十通、乃至五十通、配達は僅に二三十通に過ぎず、郵便切手賣下代及び経費は共に一ヶ月五拾圓未滿なりといふ、次いで明治七年四月より阪神間は瀛車積郵便を施行し、八年一月よりは外國郵便物の取扱を爲すに至り、漸く一新紀元を開くに至れり

八年五月に至り大阪驛遞寮出張所廢せられ、神戸郵便局と改稱し、明治十年一月各省中の諸寮廢

官衙の部

止となり、更に内務省中に驛遞局を設けらるゝに及んで、始めて貯金事務を取扱ふに至れり、其後十六年七月神戸驛遞出張所の設置に方り、兼攝郵便局となりたれども、十八年遞信省の創設さるゝに至つて其所管に移り、十九年七月地方遞信官々制の制定さるゝや、大阪遞信管理局の新置ありて之が管轄に屬したり、明治二十年郵便電信局合同計理の制に改まり、郵便電信局を合併し神戸郵便電信局と改稱し、其等級は一等となる、此時に當つては事業の擴張と共に局舎の狹隘を告ぐるに至りたれば、目下の處に新築して之に移るに至れり、同二十二年七月郵便及び電信局官制改正あり、大阪遞信管理局廢止され、爰に一等郵便局として縣下を監督するに至る、同二十六年二月よりは小包郵便事務を開き、十一月に至つては監督區域擴張され、岡山、鳥取の二縣に及ぶに至れり、尙ほ支局を兵庫、三宮の二個處に置く現在職員の重なるもの左の如し

局長(一等郵便局長)

從六位 多田 稔

△監

東川崎町一ノ三〇(電九七)

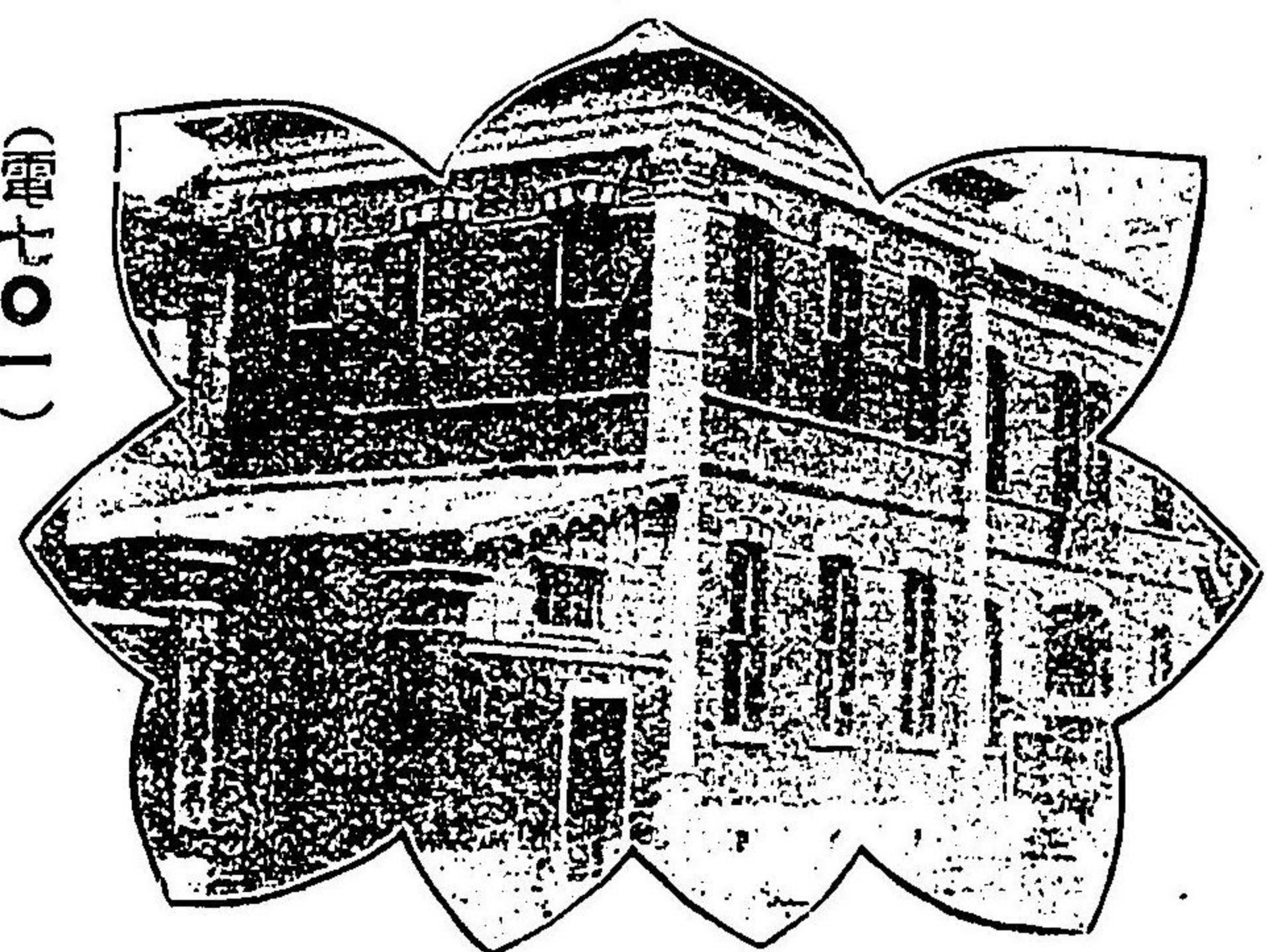
事務官補(課長)

正七位 杉村 清助
勤六等 下山手通七ノ官舎(電一四九〇)

屬 (監督掛長)

勤八等 吉村 育郎

(電七〇一)



神戸郵便局

屬 (規畫掛長)

勤八等 三木 玄茂

同 (調査掛長)

淺野 小次郎

△郵

便 課

(電四)

事務官補(課長)

勤八等 高槻 文彌

屬 (發着掛主事)

宗森 友平

下山手通七(官舎第三號)

屬 (同上)

勤八等 菊池 善太郎

同 (同上)

福原 信行

同 (同上)

勤八等 砂田 惣吉

同 (小包及特種郵便掛主事)

山本慶治郎

同 (同上)

水野 制吾

同 (同上)

岡崎 高介

同 (爲替貯金掛長)

中嶋 節太郎

△外國郵便課

(電一〇五)

事務官補(課長)

從七位 日下 亥太郎
勤八等 下山手通七(官舎第四號)

屬 (發着掛主事)

勤八等 松本 求

屬 (同上)

鶴 春逸

同 (同上)

林 茂

同 (小包及特種郵便掛主事)

岡 惣吉

同 (同上)

勝田 典康

同 (同上)

關口 道三郎

△鐵道郵便課

(電七〇七)

事務官補(課長)

正八位 井出 増次

屬 (主事)

勤七等 小林 圭禪

下山手通七、官舎第二號(電一四九一)

屬 (主事心得)

廣瀬 晃男

官衙の部

△電 信 課

(電一四三〇)

屬 (課長) 土屋方保

同 (電信掛主事) 勳八等 鳥越堅夫

同 (同上) 最相楠一

同 (同上) 勳七等 尾立米喜

同 (受付配達掛主事) 勳八等 竹本平一

同 (同上) 森田隆藏

△電 話 課

電 五〇五四零
〇〇〇〇〇〇

技手 (課長兼機械掛長) 鈴木重孝

同 (主事) 宇田習吉

明石町ノ内戎町二八三
(電三〇〇)

同 (主事) 宮川政平

△工 務 課

電 一九七一六
〇〇〇〇〇〇

技師 (課長) 長谷川 廷

同 中村正義

從五位 勳五等 垂水字河東(電一四〇〇)

技手 (線路掛長) 金子常吉

從七位 勳五等

△會 計 課

電 一四七〇〇

事務官補 (課長) 土屋憲治

屬 (主計掛長) 渡邊虎一

奥平野村番外六〇九ノ三七

屬 (調度掛長) 松宮武三

△庶 務 係

(電一四五〇)

屬 (係長) 金井利陽

奥平野村四一、二三

○兵 庫 郵 便 局

屬 (局長) 只木米太郎

屬 (主事) 勳七等 堀越千春

同 (同上) 木村岩尾

同 (同上) 勳七等 田中保美

○三 宮 郵 便 局

事務官補 (局長兼務) 日下亥太郎

屬 (主事) 正八位 久保田直道

屬 (同上) 福原歡次

同 (同上) 今里樹三郎

○三 宮 電 信 局

屬 (局長) 村西熊治

同 (主事) 勳八等 福田米太郎

同 (主事) 武林金三郎

同 (同上) 勳八等 原井嘉次郎

同 (同上) 藤木芳太郎

○市 内 三 等 郵 便 局

△所 在 と 局 長

榮町 大森 榮介 相生 村井龜藏 楠 逸見 清

長狭 長央徳三郎 生田前 生駒秀磨 小野柄正八位 勳八等 細田專太郎

下山手 鈴木 清 元町 山村爲次郎 多聞 管 音次郎

官衙の部

熊内	芦名茂九郎	運河	中嶋敬三	柳原	竹内圓次郎
東出	山田莊次	中山手	福岡萬次郎	長狹七	近森範節
奥平野	大嶋尙惟	福原勳八等	高橋愛次郎	中山手七	早川榮次
荒田	南米吉	布引	中藤福隆	北本町	瀧本佐太郎
水木	中村音吉	林	岡田熊吉	入江橋	柴田政因
新道	安孫子守男	和田	魚田金次郎	湊町	辻邦藏
塚本	園田五之助	須佐野	岡田廣吉		

七四

神戸税務監督局

下山手通六丁目(電七七〇)

税務に關する事務は初め縣の掌理する所として縣廳内に收稅部を置けり、明治二十二年四月一日縣稅收稅法に據り、神戸市に於ては神戸市役所内を收稅屬出張所と定め、六月十七日收稅部神戸出張所を市役所に開設せしが、二十三年に至つて廢止の勅令出で、同年大藏省令第二十九號を以て神戸直間稅分署を設くる事となり、同年十一月五日東川崎町に於て神戸直稅分署及び神戸間稅分署の設定を見たり、而して所得稅届出は明治二十七年七月より實施さる、其後明治二十九年十二月に至り、稅務一切は大藏省の管轄に移り、稅務管理局として獨立するに至れり、超て同三十五年十一月勅令第二四一號を以て稅務管督局なる名稱の下に、全國に十八個所の局を置き、内國稅に關する事務を監督することとなりぬ

職名

氏名

職名

氏名

局長	正七位	今村次吉	稅務監督官	西脇晋
稅務監督官補(直稅部長)	正八位 勳六等	松村勝正	同上(間稅部長)	七宮廉平
技師(鑑定部長)	從七位	中村政五郎	稅務屬(秘書係)	大石良一郎
稅務屬	△直	大嶋常藏	同	石原石三郎
同		河崎玄二	同	淺田重次郎
同		佐賀野惣吉		
稅務屬	△間	新高清次郎	同	遠藤清也
同		村上經一	同	畑野綾太郎
同		蔭山品次	同	今村和三郎
同		立石道雄	同	西山鹿太郎
同		駒木根英		
稅務屬	△經	廣江長三郎	同	遠田信夫
同		藤本達次		
同		△徵收課		

官衙の部

七五

官衙の部

稅務屬

富樫德雄

△鑑

定部

同

益岡光太郎

七六

技手

高堂順治

同

谷垣武次郎

同

岡松市郎

同

大平林藏

同

川浪半助

同

畑伊太郎

同

西澤信作

神戸稅務署

(下山手通七丁目) 電八〇九

職名

稅務官(署長)

久喜豐彦

職名

稅務屬(直稅課長)

葛木安平

稅務屬(庶務課長)

犬伏基

同上(間稅課長)

廣橋良吉

同上

岡嶋克照

同上

勳八等

岩田保太郎

同上

岡田虎太

同上

清瀨正二

同上

板橋善次

同上

田中龍三郎

同上

大森基吾

同上

八谷吟四郎

同上

中嶋金太郎

同上

山本熊雄

同上

皆木積米

同上

池田繁太郎

同上

田川葛平

同上

元岡滿

鐵道院西部管理局

局長(技師)

正五位勳五等工學博士

岩崎彦松

營業課長(參事)

法學士

池上駒衛

運轉課長(技師)

勳六等工學士

鈴木鑒次郎

工務課長(技師)

正六位勳六等工學士

阪田九郎

工作課長(技師)

正六位勳六等

田淵精一

船舶課長(技師)

正七位勳六等

下田文吾

計理課長(參事)

從六位

首藤仲

庶務課長(技師)

從七位

武部憲吉

同 神戸運輸事務所

(東川崎町一) 電一一一〇

目下の職員左の如し

職名

氏名

職名

氏名

所長

從六位

土屋金治

書記(運轉科主任)

藤野廉

書記(貨物科主任)

岩崎了

同(庶務課主任)

高井新平

同(貨物科)

中川茂治郎

同(旅客運轉科)

大泉鉄次

同(運轉科)

原新之介

同(貨物科)

松井惣太郎

技師

工學士 正七位勳六等

村田重義

技手(車輛科)

鹽谷朝一

官衙の部

七七

技手(車輪科)

服部 曠太郎
奥平野村二九四ノ一七一

△神 戸 驛

職名

書記(驛長)

同(助役主任)

同(助役)

同(分任出納官吏)

同(助役)

同(助役)

氏名

本間 光行

高橋 唯楠

石井 石之助

山下 義雄

和阪 芳之助

林 留次郎

職名

同(出札掛主任)

同(助役)

同(同)

同(小荷物係主任)

同(神戸驛貨物掛主任)

同(兼神戸驛貨物掛主任)

氏名

田邊 菊次郎

山本 達巳

北村 伊作

藤井 則惠

梶 篤志

△兵 庫 驛

職名

書記(驛長)

同(助役)

氏名

増成 兼吉

加登 三郎

職名

同(助役)

同(同)

氏名

松田 禪棟

橘 彌吉

△兵 庫 荷扱所

職名

書記(荷扱所主任)

氏名

小山 熊雄

職名

同(助役)

氏名

柏木 爲治

△神 戸 機 關 庫

職名

技師

技手

機關手

山崎 精一

梅原 廣吉

小山 竹次郎

三木 得藏

井上 菊松

小島 磯吉

小泉 龜次郎

小河 安太郎

大西 政七

廣田 音男

職名

機關手

技手

機關手

氏名

久保 平次郎

宮田 竹次郎

森本 長松

合田 寅次郎

高橋 幾松

藤井 福松

田村 安吉

西田 與三郎

中嶋 寅吉

服部 彰太郎

△兵 庫 機 關 庫

職名

技師(主任)

同(助手)

書記

氏名

桑原 郁三

木津 太市

小澤 釧次郎

職名

技手(助手)

同(同)

機關手

氏名

小林 眞明

澤井 嘉吉

富田 豊吉

機關手	井上寅一	同	小山英明
同	齋藤久榮	同	小野田徳次
技手	川邊直八	機關手	中村則也
同	中野廣太郎	同	別所由次郎
同	三嶋松太郎	同	佐藤元一
同	小林三郎	同	井上榮次
同	横田正雄	同	宮野久吉
同	深澤龍	同	藤井増右衛門
同	奥田紋吉	同	藤田清一
同	長尾武平	職工長	阿部喜助

△三

職名	氏名	職名	氏名
書記(驛長)	米澤藤橋	同(助役)	石上虎一郎
同(助役)	高橋佐一	同(出札掛)	吉野久吉
同(出札掛)	吉岡元治	同(小荷物掛)	林又市
同(同)	石田治三郎	同(鐵道案内)	奥谷龜太郎

因に記す、同驛にあつては以前乗降口は濱側の一方なりしも、斯くては山手方面よりする乗客に對して大に迂路を取るの不便あるよりして、山手側にも乗降口を設くるに決し、昨四十一年一月

其工を起し、同年六月を以て其工を竣へしが、此工費約八千圓を要し、夫が爲め二十四人の増員を爲す等年々の經費は殆んど六千圓に達する由なるも、之が爲め乗客の不便を感せざるに至らしめたるに至つては、其功大に多とすべきなり、同驛長は前記米澤藤橋にして、二十年來同驛に勤續せるとぞ

警察署

開港後、警察事務は鎮臺又は裁判所の總轄に屬し、當時に在ては總て軍隊組織にして殆んど普通警察として見るべきものなかりしが、明治二年五月捕口方と内外の二に分ち其職權區域を定め、翌三年三月捕口方頭取役を置き、同年四月捕口方を逮捕と改稱し巡邏警捕の事を掌らしめ、捕口の事は御廻方小頭をして之に當らしむ、而して捕口方と云ふは主として司法警察を司り、行政警察の如きは單に其職掌の一部分として擔當せるに過ぎず、依て行政警察を起すの要あり、内外雜居地たる當港の如きに於ては殊に其の切なるを見る、仍て縣廳にては「ボリス」を設け内外人を以て之を編制せんとし、神奈川縣に照會する所ありしに、同廳にては英佛兵隊を以て彼等の好意上より取締るものにして、「ボリス」には月十五弗位を給すれども、若し日本役所より之を備ふことになれば、一人六十弗位を給せざる可らず、然らば其費用たる容易ならざるべしとの回答に接せり、兎角する中、英普兩國領事館より同國人に「ボリス」たらしむべきものあるを以て、召抱へ呉れたる旨を申出でたれば、縣廳にては明治三年十二月「ボリス」編成法及び官錄調査表を作り、辨官へ上申する所あり、差詰め逮捕方附屬の名を以て明治四年二月人員十四名を選定し、後數日にして

更に十二名を増し、翌三月神戸を三區に分ち仲町を以て屯所となし、兵庫は六區に劃し屯所を新在家町に置く、而して各區の上に本營諸監察心得を置き、四月十一日に至りて逮捕附屬巡整卒と改稱するに至れり

斯くて司法、行政の事務漸く整備するに至れり、而して司法警察たる逮捕の經費は之を縣内民費より支辨し、其下に屬する廻方は縣費を給與す、日當(八百文)の外、市内にて給米なるものを與ふるを例とせり、次に行政警察たる巡整卒の經費は五厘金及び兩港會所蓄積金の内より支辨す、明治四年十二月各府縣に捕亡吏設置の布達あり、翌年四月其經費として千九百八拾四兩餘の下付を請願して許可あり、以後捕亡吏の經費は官の支辨となれり、超えて五年九月裁判所設置の布達あり、依て司法事務即ち聽訟斷獄は縣廳の手を放れ、同年十一月に至り官吏七名、譯官四名は裁判所に轉じ捕亡事務又同所に引繼げり、是に至て司法事務は凡て裁判所に屬したりと雖も、行政警察に至ては依然之を縣廳に於て掌らざる可らざるを以て、更に警部掛なる一課を設け獄舎、懲役場、處刑向を處理す、六年七月に至り英人を雇入れ「ポリス」通辯たらしめ、同年十一月橋通二丁目に警視署なるものを建設せり

明治七年四月縣廳に逮部課を置き、之を前記橋通警視署内に設け、間もなく之を警視課と改稱し縣内の警察事務は一切此課の下に統理せらる、其後橋通二丁目の警視署を警視本署と稱し、此年十一月兵庫縣第四課を同所に置きしが、幾くもなくして警視掛と改稱し、八年五月之を警察掛と改む、是より先き番人なる名稱を改めて邏卒と稱せしが、此年十月府縣に警察を置き邏卒を改めて巡査と稱するの違あり、依て翌月より警察掛及び各出張所に警部を置く、十二月内務省より自

今一區に出張所一を置き更に若干の屯所を設くべき旨の違あり、然るに翌九年十月に至り出張所を屯所と改め、従前の各屯所を交番所と改稱せり、之と同時に橋通二丁目に警保分局警察出張所なるものを置き、其後警保課を兵庫縣第四課と改めしも、超えて十二年二月兵庫縣第四課を警察本署と稱し、兵庫警察署及び神戸兵庫兩分署を廢し更に神戸警察署及び兵庫警察署を設置す

明治十九年七月警察本署を警察本部と改稱し、亦同十一月兵庫警察署を廢して神戸警察署の分署と爲せしが、明治二十二年四月更に管轄を改めて西宮所屬たりし葺合分署を神戸警察署の所屬に移し、又二十六年從來の名稱を廢して更に神戸警察署及び兵庫警察署を置き、葺合分署及び水上分署を神戸警察に屬せしめ、戸場分署を兵庫警察署に屬せしむ、要するに此改正たる従前の神戸警察署を改めて兵庫警察署とし、別に神戸警察署を置き、又兵庫分署を改めて戸場分署と爲したるものなり、續で二十八年三月限り葺合分署を廢し其管轄區域を神戸警察署の直轄とし、又翌年四月戸場分署を改めて更に戸場警察署と稱し、須磨分署を之に附屬せしむ、此後數年ならずして兵庫警察署を相生橋警察署と改稱し、戸場警察署を兵庫濱崎通に移して兵庫警察署と更め以て今日に至る

△神戸警察署 三宮町一丁目(電二三五七)

署長(警視)	正七位	草野虎次郎	警部	勳八等	相阪幸吉
警部	勳六等	梶原正憲	同		佐々木小十郎
同		吾郷久太郎	通辯		平山武志

△相生橋警察署

相生町一丁目(電二三五六)

署長(警視)

正七位
勳六等

田中八作

警部

遠藤謙

警部

勳八等

公文辰次

同

勳七等

小梁川猛熊

同

花牟禮勝熊

通辯

左近三彌吉

△兵庫警察署

濱崎通一丁目(電二三五三)

署長(警視)

正八位
勳八等

土岐益之進

警部

岡田勇

警部

森口忠義

警部

大野才五郎

警部

藤澤林之助

通辯

兒玉辰二

△水上警察署

海岸通四丁目(電二三五五)

署長(警視)

從七位
勳七等

安達儀一郎

警部

小林十七藏

警部

箕田四郎

通辯

東山豊吉

監獄署

(石井村) 電九五三

明治の初年には囚獄を兵庫上橋通八ノ宮社北側に設け、未決者を拘束し、徒刑場を宇治野村(下
山手通七丁目日蓮宗本壽寺境内に當る)に設け徒刑囚を拘禁したり、明治六年改定律令發布に際
し、徒刑場の名稱を改め懲役場と名づく、然るに笞杖實決を廢してより頗る囚徒の數を増加し、
明治七年宇治野町に監房七棟を建設し、其西端なるを未決監とし、其東なるを既決監とせり、其

後明治九年府縣廢合の事あり、囚徒從つて増加したるを以て、再び東南の民有地を買入れ監房を
増築せり、明治二十一年十一月通常縣會に於て、二十二年度より二十四年度に至る三ヶ年繼續事
業として、監獄建築費八萬貳百九拾四圓餘を議決し、翌二十二年三月の臨時縣會に於て建築費貳
萬七千四百參拾餘圓を増額す、尙ほ國庫より貳萬圓を補助せらる、是に於て二十二年十月地を石
井村に選定し工事に着手し、同二十五年十月工成る、敷地坪數壹町五反參畝拾五步、實測坪數壹
萬千五百九拾壹坪にして、是れ即ち目下の監獄署なりとす

典獄

從六位
勳六等

坪井直彦

看守長(第二課長)

正八位
勳八等

花房教

看守長(第一課長)

正八位
勳八等

栗屋稔

同

勳七等

田中參候

看守長

和田一松

同

河合哲

同(第三課長)

山崎治平

神戸聯隊區司令部

明治二十一年五月十四日勅令第二十九號を以て大隊區司令部條例を發布せらる、其職員左の如し

一司令官

中佐若くは少佐

(中佐は乘馬二
少佐は乘馬一)

一副官

大尉若くは中尉

一書記

下士五名(内一名は軍吏部下士)

一監視區兵

曹長二名乃至四名

右勅令發布と同時に神戸大隊區司令部を設置し、管區を兵庫縣神戸區、八部、武庫、川邊、有馬
明石、美薮、加古、津名、三原、大阪府西成、豊嶋、能勢、島上、島下等の一區十四郡と定め、